

令和3年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和3年3月2日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 0時18分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
令和2年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 5 議案第 1号 森町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 12 議案第 8号 森町担い手育成支援事業基金条例を廃止する条例制定について
- 13 議案第 9号 新町まちづくり（建設）計画の変更について
- 14 議案第10号 令和2年度森町一般会計補正予算（第15号）
- 15 議案第11号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 16 議案第12号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第13号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

- 18 議案第14号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 19 議案第15号 令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 20 議案第16号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 21 議案第17号 令和2年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 22 議案第18号 令和2年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 24 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
- 議案第24号 令和3年度森町一般会計予算
- 議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算
- 25 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 26 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 27 議長の常任委員会委員の辞任について
- 28 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 29 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 30 意見書案第2号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書
- 31 意見書案第3号 国民健康保険料（税）の子供均等割り減免に関する意見書
- 32 意見書案第4号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
- 33 議員の派遣について
- 34 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君 副議長 1番 菊地 康博 君

2 番 山 田 誠 君
 4 番 高 橋 邦 雄 君
 6 番 加 藤 進 君
 8 番 東 隆 一 君
 1 0 番 宮 本 秀 逸 君
 1 2 番 木 村 俊 広 君
 1 4 番 松 田 兼 宗 君

3 番 佐々木 修 君
 5 番 伊 藤 昇 君
 7 番 堀 合 哲 哉 君
 9 番 河 野 文 彦 君
 1 1 番 檀 上 美緒子 君
 1 3 番 久 保 友 子 君
 1 5 番 斉 藤 優 香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤 智 裕 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	安 藤 仁 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君

地域振興課長兼 地域振興係長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	萩	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	奥	山	太	崇	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君
総 務 係	高	橋	一	也	君
財 政 係	西	川	慎	吾	君
情 報 管 理 係	川	上	祐	季	君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
令和2年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 2 議案第 1 号 森町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

- の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 7 号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 9 議案第 8 号 森町担い手育成支援事業基金条例を廃止する条例制定について
- 10 議案第 9 号 新町まちづくり（建設）計画の変更について
- 11 議案第 10 号 令和 2 年度森町一般会計補正予算（第 15 号）
- 12 議案第 11 号 令和 2 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 13 議案第 12 号 令和 2 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 13 号 令和 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 15 議案第 14 号 令和 2 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 16 議案第 15 号 令和 2 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 17 議案第 16 号 令和 2 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 18 議案第 17 号 令和 2 年度森町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 19 議案第 18 号 令和 2 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 20 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和3年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第3号の規定により、休会中に問わず議事の都合により3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの持込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力をお願いします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

なお、コロナ対策のためおおむね1時間ごとに換気の時間を取りますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、木村俊広君、13番、久保友子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月15日までを予定しております。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和

2年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和2年度森町一般会計補正予算の第14回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,514万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ143億8,840万5,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページの歳出ですが、款8土木費の除雪業務委託料と建設機械借り上げ料は、降雪による除雪対策により予算不足が懸念されたため増額補正したものです。

また、4ページ、5ページの歳入では、所要財源として地方交付税及び財政調整基金を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） 6ページ、7ページの今回の7,000万、そして2,514万1,000円の建設機械借り上げ料があるのですが、この中身をちょっと教えていただきたいのですが、今日また大雪になっている中で今後ますます増えていくのだと思うのですが、私の印象としては全体的に、今日の雪を別にして、そんなに今年多くなかったのではないかなという気はしているのです、雪が。その辺ちょっとお願いします。

○建設課長（富原尚史君） 今年度の降雪につきましては、1月に2回爆弾低気圧来まして、2月にも1回爆弾低気圧来ております。降雪量につきましては、昨年と単純な比較はできませんけれども、1月で154センチ降っております。多い部類の降雪量だったと思います。2月につきましては、96センチと若干少なかったのですが、爆弾低気圧とかの気温の関係で除雪に関しましては多く出るようになりました。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 爆弾低気圧の話で、森町の、かなり広い範囲ですから、少ないところで雪の多いとか、あとは吹きだまりの箇所が相当地域的に偏りがあるのかなという印象持っているのですが、特にその辺で今回の場合多かったところというのはどこなのか教えていただきたい。

○建設課長（富原尚史君） 吹きだまりに関しましては駒ヶ岳、赤井川地区と砂原5丁目、6丁目と濁川地区が風が吹けば大体吹きだまりの多い地区でございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後に、1点、この重機機械借り上げ料のこれというのは具体的に中身を、どういう機械を借り上げて、何社から借り上げているのか、ちょっとお願いします。

○建設課長（富原尚史君） 建設機械借り上げにつきましては、主に排雪の作業で使います。タイヤショベル、ダンプ、ロータリー車です。メインとなるところが3社で排雪いたしております。そのほかに除雪の委託区間ではないところの、緊急的に歩道とかやる場合につきましても専用のロータリー車でかくときに建設機械借り上げで使用しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について総務省より制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいとの方針が示されたことに鑑み、当町においても会計年度任用職員への柔軟な対応を可能とするため任命権者が別段の定めをすることができるよう所要の改正をしようとするものであります。

改正内容としましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓については任命権者が別段に定めをすることができる規定を追加するものであります。具体的には制度創設当初は任用期ごとの宣誓が必要となっておりましたが、同一職員について再度の任用を行った場合にはさきの任用に際して行ったサービスの宣誓をもってこれを行ったものとみなすことなどが掲げられます。資料ナンバー1を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） ちょっとお聞きしますけれども、この内容の、別に定めるという形になっているのですが、服务内容を見ると、当然条例に書かされているわけで、宣誓書というのが様式になっています。その中で、今後これに追加する形の内容のものというのは考えているのでしょうか。今回の条例の変更とはちょっと違うのですが、今後中身をもっと精査した中で、ほとんどどの町も同じなはずなのです。とすれば、森の町はこういうのが宣誓していただきたいというような中身があってもいいのではないかというふうに思うのですが、その辺どういうふうに考えているのかちょっとお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

宣誓書の中身についてのご質問だと思うのですが、今現在のところはこれについてちょっと内容の変更については現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第2号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料2及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。

条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法

律の施行により新型インフルエンザ等対策特別措置法における新型コロナウイルス感染症の定義が改正されることに併せて森町国民健康保険条例の規定を整備するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） ちょっと確認なのですが、この文言の中で、括弧の中で病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ると書いているのだけれども、これもう変形していますよね。そういう報告が随分なされているのだけれども、ウイルス自体が。それも対象になるというふうに考えていいのですか。それだけお願いします。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 現在の新型コロナウイルスについては、この今回の改正の内容に当てはまるというふうに考えております。

○14番（松田兼宗君） いやいや、変形していますよね。新型の、例えばイギリスとか南アフリカなんかで発見されていますよね。それが日本にももう入っているわけです。だから、それが対象になるのかどうかだけ聞きたいのです。

○保健福祉課長（坂田明仁君） これにつきましては、国のほうの特別対策措置法にのっとった形の改正ということで、変異株についても対象になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第3号の森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の改正をしようとするものです。

改正内容は、感染症予防に伴うICTの活用や虐待防止に係る字句の追加等、基準省令の改正と同様の改正となっており、施行期日は令和3年4月1日となっております。

一部附則において虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止等について義務を努力義務とする旨の経過措置を設けております。

資料ナンバー3の2ページからの新旧対照表にてご説明申し上げます。5ページ、第3条、第5条は従業者の研修の基準の追加、6ページ、第6条から8ページ、第26条までは参照条項の改正等に伴う字句の追加等となっております。

9ページ、第31条から54ページ上段の第202条までは、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者等の地域密着型サービス事業者について事業種別ごとに感染症予防や虐待防止のためのテレビ電話等のICTを活用した連携方法の追加、勤務体制確保方針の明確化、業務継続計画の策定、従業者の人数の基準の改正に伴う改正が主なものとなっております。

54ページ下段の第10章、雑則につきましては、指定地域密着型サービス事業者等の文書の管理における電磁的記録を可能とする旨の規定の追加となっております。

附則につきましては、参照する基準に関する字句の追加、既に定められております経過措置について元号の改正をしようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 省令で決まったことを森の条例でもということなので、あれなのですけれども、ちょっと意味合いが分からないので、質問させていただきたいと思います。

まず、資料の17ページになりますが、5項のところに、2段目のところからなのですが、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ正当な範囲を超えたものにより云々と。講じなければならないというふうにして書いているのですけれども、これ読んだときに私うんと思ったのが性的な言動または優越的な関係を背景とした言動が範囲を超えたときには対象になるけれども、範囲内であれば認めるということになるのかなというふうにして思ったのですけれども、そういう解釈でいいものなのかどうかということがまず1点です。

それと、32ページなのですが、101条のところなのですが、定員の遵守ということであれなのですが、特例として町が認めた場合はということで限定はされているのですけ

れども、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用人数を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができるということで、定員オーバーオーケーというこの考え方がいかなものなのかというのが疑問に思ったのです。

それと、もう一つ、附則の部分なのですけれども……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、時間が制限されます。

○11番（檀上美緒子君） ごめんなさい。最後、附則の部分なのですけれども、特例として虐待の部分を省いてもいいとかというのがありましたよね。それが何で虐待の防止のための措置に関する事項が除かれるのかという意味合いが分からなかったのですけれども、この3点お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） すみません。お答えいたします。

まず、1問目の17ページの56条の5項のところですが、こちらあくまでもここに記載したとおりなのですが、あくまで業務上で必要な範囲を超えた場合はというふうな規定になりますので、性的な言動そのものを認めるということではないですので、ご了承お願いいたします。

あと、32ページの101条の2項の部分なのですが、こちらにつきましては2項の最初の部分、過疎地域、その他これに類する地域においてということで、あくまで限定した措置として特例的にこういうことができるという規定となりますので、こちらもご了承お願いいたします。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 1点目なのですけれども、業務上必要がある場合は性的な言動や優越的な関係を背景とした言動はあってもいいという解釈だということですか。それが分からない。

○議長（野村 洋君） 2問目はいいのですか。

○11番（檀上美緒子君） 2問目は了解。

○議長（野村 洋君） いいのですか。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） お答えいたします。

あくまでも介護をしている現場で介護を受けている方に対しての状況説明等々のこともあるかと思うので、そういう部分での規定となるかと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ちょっと今の説明全然分からなかったのですけれども、私は範

囲ではなくて、性的な言動とか優越的な関係を背景とした言動というのは絶対あってはならないことだと思っているので、聞いているのです。ある程度の範囲を超さない範囲では介護現場でそれが認められるという解釈になるとすればちょっといかがかということで聞いているのですけれども、その部分。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） あくまで業務上必要な範囲という規定ですので、介護している方、職員の方同士で介護を受けている方の状況等の説明等々で性的な表現等が出る場合もあるかなというふうに考えております。あくまで仕事上で必要な部分ということでの規定になろうかと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） ちょっと基本的なことで申し訳ないのですが、これいかが条例制定そうなのだけれども、要するにこれサービスして、実際に事業者というのはホームページで書いている介護保険サービス事業者一覧に載っかっている事業者の理解でいいのですよね。その確認と、実際に今回ICT使ってどうのこうのと書いているのだけれども、その事業者の人たちがどの程度そういう、テレビ電話どうのと書いているわけです。実際にそれで設置されているのですか。されていないわけで、これからの話になるのかなと思って聞いているのだけれども、その辺どうなのですか、実態は。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） まず、1点目の実際に設置されている事業者かどうかということなのだけれども、実際に町内に設置されている事業者さんもございます。ただ、地域密着型サービスということで幾つかのサービスにいろいろ分かれておりますので、当町にないサービスであっても基準を設けておかないと実際に設置の許可の願いが出たときに認定する基準がないものですから、全てのサービスについてこのような基準を設けているような形になります。

あと、2点目のICTの活用の部分なのだけれども、事業者さんに対しまして実際にテレビ電話等々のものがあるかどうかという確認は現時点では取っておりません。ただ、介護を受けている方のサービスについて定期的に打合せをなささいという基準があるものですから、それを、もちろん今までであれば打合せを1か所に集まってしていたものをテレビ電話等々でもできますよという基準の追加となりますので、ご了承をお願いします。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 当然感染防止の観点からすると、そういうこと活用しなければならぬのだと思うのです。ただ、実際問題として事業者の人たちにそういう設置、義務ではない、義務ということになってしまうと相当今後負担がかかってくるのかなと思うので、それに対する補助事業とか、そういうのが今後あり得るのでしょうか。その辺をお願いします。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） お答えいたします。

現時点で補助の予定はしておりません。ただ、テレビ電話での会議もできるというような規定になりますので、今までどおり集まってのものが一切駄目となるというものではな

いですので、ご理解お願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） ご説明いたします。

議案第4号の森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い本条例の改正をしようとするものです。

改正内容は、感染症予防に伴うICTの活用や虐待防止に係る字句の追加等、基準省令の改正と同様の改正となっており、施行期日は令和3年4月1日となっております。

一部附則において虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止について義務を努力義務とする旨の経過措置を設けております。

資料2ページからの新旧対照表にてご説明申し上げます。3ページ、第3条から6ページ上段の第10条まで、従業者の研修等の基準の追加、参加条項の字句の追加等となっております。

6ページ下段の第27条から21ページの第87条までは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の地域密着型サービス事業者について事業種別ごとに感染症予防や虐待防止の

ためのテレビ電話等のＩＣＴを活用した連携方法の追加、勤務体制確保方針の明確化、業務継続計画の策定、従業者の人数の基準の改正に伴う改正が主なものとなっております。

22ページの第10章、雑則につきましては、指定地域密着型サービス事業者等の文書の管理における電磁的記録を可能とする旨の規定の追加となっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第5号の森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い本条例の改正をしようとするものです。

改正内容は、感染症予防に伴うＩＣＴの活用や虐待防止に係る字句の追加等、基準省令の改正と同様の改正となっており、施行期日は令和3年4月1日となっております。

附則において虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止について義務を努力義務とする旨の経過措置を設けております。

資料2ページからの新旧対照表にてご説明申し上げます。2ページ、第3条は従業者の研修等について基準省令同様の改正を行おうとするものです。

下段、第19条から6ページ上段の第32条までは、指定介護予防支援事業者について勤務体制確保についての基準の追加、業務継続計画の策定の基準の追加、感染症予防や虐待防止のためのテレビ電話等のICTを活用した連携方法の追加に伴う改正が主なものとなっております。

6ページの第8章、雑則につきましては、指定介護予防支援事業者の文書の管理における電磁的記録を可能とする旨の規定の追加となっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第6号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第6号の森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い本条例の改正をしようとするものです。

改正内容は、感染症予防に伴うICTの活用や虐待防止に係る字句の追加等、基準省令の改正と同様の改正となっており、施行期日は令和3年4月1日となっております。

一部、第15条第20号の次に1号を加える規定のみ施行期日を令和3年10月1日としております。

また、附則にて虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止について義務を努力義務とする旨の経過措置を設けております。

資料２ページからの新旧対照表にてご説明申し上げます。２ページ、第３条は従業員の研修等について、第６条は利用者への説明事項の追加をしております。

３ページの第１５条から７ページ上段の第２４条までは、勤務体制確保についての基準の追加、業務継続計画策定の基準の追加、感染症予防や虐待防止のためのテレビ電話等のＩＣＴを活用した連携方法の追加に伴う改正が主なものとなっており、基準省令同様の改正を行おうとするものです。

７ページの第７章、雑則につきましては、指定居宅介護支援事業者の文書の管理における電磁的記録を可能とする旨の規定の追加となっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第６号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第１０、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第７号

○議長（野村 洋君） 日程第１１、議案第７号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○選管書記長（村本 政君） 議案第７号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー７を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。初めに、提案理由につきましては、町長及び町議会議員選挙において候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにすることをもって立候補しやすい環境を整えようとするものです。

次に、提案内容につきましては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成、この３点についてそれぞれ各項目で定める金額を上限としてその費用を公費負担するよう必要な事項を定めようとするものです。

１点目の選挙運動用自動車の使用についてですが、こちら条例の第２条から第５条までに規定されております。選挙運動用自動車の使用につきましては、２つの方式に分類され

ております。まず、ハイヤー方式、こちらは選挙運動用自動車としてタクシー、ハイヤー等を貸切りで用いる方式となります。この方式で選挙運動用自動車を使用した場合は、1日当たり6万4,500円を上限額として、これに選挙運動用自動車として使用した日数を乗じて得た額、これを負担するものです。

次に、個別契約方式、こちらは選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用をそれぞれ個別に契約する方式となります。自動車の借入れについては1日当たり1万5,800円を上限として、これに選挙運動用自動車として使用した日数を乗じて得た額を負担するものです。燃料代については1日当たり7,560円を上限として、これに選挙運動用自動車に給油した日数を乗じて得た額を負担するものです。運転手の雇用については1日当たり1万2,500円を上限として、これに選挙運動業務に従事した日数を乗じて得た額を負担するものです。

2点目の選挙運動用ビラの作成については、条例の6条から8条までに規定されております。選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じて得た額を負担するものですが、ビラの作成単価については上限額を7円51銭、ビラの作成枚数については議会議員選挙で1,600枚、町長選挙で5,000枚を上限としております。

3点目の選挙運動用ポスターの作成については、条例9条から11条までに規定されております。選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じて得た額、これを負担するものですが、作成単価については525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た数値に5万1,000円を加えたものをポスター掲示場の数で除して得た額をその上限額としております。これ計算しますと1,148円というふうになりまして、これは法令に基づき算出される単価のうち最も低い金額と同等の金額となります。また、ポスター作成枚数についてはポスター掲示場の数に1.3を乗じて得た数を上限としております。こちらは計算しますと106.6枚となるものでございます。

以上が選挙公営の主な内容となります。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

また、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に期日を告示される選挙から適用するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） この条例自体には問題はないというか、あれなのですけども、提案理由の中にも書いていますように、立候補しやすい環境を整えるということで、とりわけ資産の多少にかかわらずということはもっともなことだなというふうにして思うのです。ただ、この公費負担と合わせて供託金が下付されるというような状況もあるわけですけども、この辺について選管としての見解があればぜひお聞きしたいのですが。

○選管書記長（村本 政君） お答えいたします。

確かに今回併せて供託金のほうも導入されました。いろいろ成り手不足が言われている

中でこのような条例も制定されるというところで供託金が導入されるということについてはいろいろ思うところあるところなのですが、こちら法律で定められて、これは条例でどうできるものではございませんので、そちらについては申し訳ございませんが、導入させていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 森町担い手育成支援事業基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（寺澤英樹君） 議案第8号 森町担い手育成支援事業基金条例を廃止する条例制定についてご説明いたします。

本案は、国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業受益者負担金の償還が令和2年度をもって終了となることから、今後一般会計の基金の繰入れが不要となるため本条例を廃止しようとするものでございます。

以上、ご説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第9号 新町まちづくり（建設）計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第9号 新町まちづくり（建設）計画の変更についてご説明いたします。

本案は、合併特例債の期間延長に伴い本計画の期間についても延長することについて議会の議決を求めるものです。

裏面を御覧ください。計画期間を16年度間から21年度間に変更しようとするもので、併せて各文言の整理をしようとするものです。

6ページから7ページ、財政計画表、（１）、歳入、（２）、歳出では平成27年度から令和元年度までを決算額に、令和2年度は決算見込額に修正し、令和3年度以降は令和2年度決算見込額をベースにコロナ関連などの特殊要件を除いた額で推計しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。いいですか。

○14番（松田兼宗君） 1点、今課長の説明の中でコロナ関係を除いたと言いましたよね。説明したのだけれども、コロナ関係の部分って幾らほど減額したのか、ちょっとその辺お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 大きいところでいいますと、まず令和2年度については特別定額給付金がありました。予算規模で大体15億程度なのですけれども、そのほか地方創生臨時交付金もございましたので、その辺の大きい部分を除いた金額で推計しているということでございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） だから、その合計が幾らほどなのですか、大体ということ。数字。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、特別定額給付金が15億5,326万6,000円、それから地方創生臨時交付金で、この後三次補正の部分もありますけれども、今現段階で5億4,927万9,000円、あとその他、大体今回の3月補正の分まででコロナ関連の予算の部分で大きいところといいますと、あと子育て世代の臨時特別給付金、この部分もあります。ちょっと申し訳ありません。その額までちょっと把握していないのですが、その金額で総額大体20億くらいという形になります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第9号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第10号 令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第15回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,267万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ143億5,572万7,000円にしようとするものです。

繰越明許費の設定は第2表、債務負担行為の補正は第3表、地方債の補正は第4表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、歳入ですが、10ページをお開き願います。款14使用料及び手数料、項2手数料の3万円は、軽度生活援助サービス手数料を増額計上しようとするものです。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の200万6,000円は、障害児施設給付費と保険基盤安定に係る国の負担金を増額し、未熟児医療に係る国の負担分を精査し、減額するものです。

次に、目3衛生費国庫負担金、新型コロナウイルス接種対策等国庫負担金の1,111万2,000円は、本年1月会議において計上した新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金の交付要綱などの変更により接種委託料分を補助金から負担金に変更しようとするものです。

続いて、民生費国庫補助金の154万円の減額は、障がい者自立支援システム改修事業に係る補助金の増額と子ども・子育て支援事業費補助金が道補助金に変更となったことによる減額並びに子育て世帯への臨時特別給付金事業費確定に伴う補助金の減額をそれぞれ計

上しようとするものです。

次に、12ページの衛生費国庫補助金の1,043万6,000円の減額は、衛生費国庫負担金で説明しました科目変更に伴う減額と緊急風疹抗体検査等事業費補助金確定に伴い増額計上しようとするものであります。

次に、款16道支出金、項1道負担金の1,111万5,000円は、国庫支出金同様に障害児施設給付費と保健基盤安定に係る道の負担分を増額し、未熟児医療費及び後期高齢者医療保険基盤安定に係る負担金を精査し、減額するものです。

続いて、項2道補助金、目2民生費補助金の409万8,000円の減額は、各種医療費補助事業に係る交付額の精査による減額と障がい者社会復帰施設等交通費と特別支援学校の臨時休業に伴う放課後デイサービスの補助金及び国庫補助金で説明しました子育て支援対策事業費補助金を増額計上しようとするものです。

続いて、目4農林水産業費補助金の822万5,000円の減額は、各種補助事業に係る交付額の精査によりそれぞれ増額及び減額しようとするものであります。

次に、14ページの項3委託金、目2民生費委託金の9万円は、民生児童委員交付金を増額計上しようとするものです。

次に、款17財産収入、項1財産運用収入の78万4,000円は、各基金に運用利子を計上しております。

続いて、項2財産売払収入の462万5,000円は、町有林伐採木の売払収入を計上するものです。

次に、款18寄附金では、老人福祉費寄附金と森町企業版ふるさと応援基金1件分を計上しております。

次に、16ページの繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金4,232万7,000円は補正財源として、またふるさと応援基金からの繰入金の減額は各種充当事業費の確定により計上するものです。

次に、款21諸収入、項3受託事業収入では、後期高齢者医療広域連合特別調整交付金を増額計上しようとするものです。

続いて、項5雑入では、高圧送電線付近の支障木伐採補償金及び後期高齢者医療広域連合健康診査等受診率向上特別事業費補助金を増額計上し、未熟児医療費徴収金を減額しようとするものです。

続いて、款22町債は事業費の確定に伴い、それぞれの費目で補正するものです。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。18ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の104万2,000円は、当町から渡島・檜山地方税滞納整理機構へ派遣する職員の宿舎に係る入居時の初期費用などのほか、北海道からの地域振興派遣職員の給与費負担金を計上しようとするものです。

続いて、目2人事管理費、節3職員手当、児童手当は手当受給対象者の増加に伴い増額するものです。

続いて、目 4 財産管理費の財政調整基金積立金は、運用利子の確定に伴い計上するものです。

次に、目 6 企画費の森町企業版ふるさと応援基金積立金は、寄附金を基金に積立てしようとするものです。

続いて、目10定住対策費、節10需用費の修繕料74万6,000円は、地域おこし協力隊の職員住宅の給湯設備の修繕のほか、移住体験住宅の小破修繕を計上しております。

次に、20ページ下段の項 5 統計調査費、節10需用費の 4 万7,000円は経済センサス活動調査に係る消耗品費として、節13使用料及び賃借料は住宅地図使用料を計上するものです。

次に、22ページの款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節27繰出金は国民健康保険特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

続いて、目 2 国民年金費、節22償還金利子及び割引料の50万4,000円は、年金生活者支援給付金支援業務に係る事務取扱交付金に返還が生じたので、計上しようとするものです。

次に、目 4 老人福祉総務費、節12委託料の33万円は、軽度生活援助サービス利用時間の増加を見込み増額計上するものです。

続いて、目 5 障害者福祉費、節12委託料の140万円は障がい者自立支援システム改修委託料を、節19扶助費の 3 万円は障がい者社会復帰施設の利用回数増加に伴い交通費を増額計上するものです。

次に、24ページの児童福祉費、目 2 保育所費の44万6,000円は、各保育所の小破修繕料のほか、尾白内保育所の F F ストーブ 1 台の購入費を計上するものです。

次に、目 4 障害児通所支援費、節19扶助費の200万円は、新規利用者の増加や利用日数の増加に伴い増額計上しようとするものです。

次に、26ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 保健事業費の16万円は、新型コロナウイルスワクチン接種券を郵送するための封筒の印刷代を計上しております。

続いて、目 6 病院費の1,645万円は、国民健康保険病院事業会計への補助金などを計上するものです。

ここでちょっと訂正がございます。項 2 清掃費、3 目清掃施設費なのですが、今回の補正予算に影響のない項目が誤って掲載されておりました。お手数おかけしますが、削除をお願いいたします。大変申し訳ありません。

次に、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費、節21補償補填及び賠償金の23万8,000円は、畑作構造転換事業に係る補助金を受ける機会を失ってしまった農業者の方に対する賠償金を計上するものです。

続いて、目 5 農地費、節14工事請負費の2,370万は濁川地区農地耕作条件改善事業に係る工事請負費を計上しようとするものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして、令和 3 年度で執行しようとするものです。資料ナンバー 8 を提出しております。

次に、28ページの目 6 駒ヶ岳ダム管理費、節17備品購入費の21万6,000円はワイヤレスア

ンプの購入費を、節26公課費の5,000円はフルトレーラーの重量税をそれぞれ計上しようとするものです。

続いて、目9山村振興施設管理費、節7報償費の2万1,000円は指定管理者選考委員の報償費を、節10需用費の32万8,000円はちゃっぷ林館の男子泡風呂ポンプ取替え修繕料をそれぞれ計上しようとするものです。

次に、項2林業費、目4森林環境事業費、節10需用費の15万1,000円はコネクトモリの給水管の修繕料を、節18負担金補助及び交付金の3万8,000円は講師派遣に係る負担金を計上しております。なお、節24積立金の51万1,000円はこの科目での増減を精査し、基金に積立てしようとするものです。

次に、30ページ下段の款7商工費、目1ふるさと応援対策費のふるさと応援基金積立金は、運用利子の確定に伴い計上するものです。

次に、32ページ中段の款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節18負担金補助及び交付金、森港改修事業管理者負担金4,010万円は、国の補正予算により全額明許繰越しをして、令和3年度で執行しようとするものです。資料ナンバー9を提出しております。

次に、34ページ、項6住宅費、節10需用費の160万は、度杭崎団地の灯油ポンプ、オイルストレーナー取替え及び同団地の浄化槽の修繕料を計上しようとするものです。

続いて、36ページ、37ページを飛ばしまして、38ページをお開き願います。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の34万3,000円は、学校給食センターの地下重油タンクフロート交換修繕のほか、小破修繕料を計上しようとするものです。

次に、款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副町長（長瀬賢一君） ただいま総務課長から提案説明がございましたが、農林水産業費に計上いたしました賠償金につきまして改めてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年11月から令和2年2月にかけて当時農林課に在籍していた職員が畑作構造転換事業の事務処理において渡島総合振興局からのメールを未開封のまま放置したことにより豆類の生産農家へ補助事業の周知がされず、補助金の受給機会を失わせ、生産農家1件に対し23万7,060円の損失を生じさせたものでございます。このたびの不祥事により経済的損失を与えた生産農家様をはじめ、農業者の皆様にも多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。また、その損失額の補填につきまして補正予算を計上し、町費による負担をお願いしなければならないということにつきまして町民の皆様にも心からおわび申し上げます。当該職員は事態の重大さを認識し、深く反省しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本件に関する職員の処分につきましては、懲戒審査規定に基づき事務を担当していた職員1名を減給1か月、担当課長を戒告とする懲戒処分といたしました。また、岡嶋町長と私副町長の給料月額10%を1か月減額する条例案を3月議会会期中に上程する準

備を進めているところでございます。

今回の事態を深刻に受け止め、信頼の回復に全力を尽くし、再発防止に向け改めて職員に対する教育を徹底し、管理体制の強化に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（野村 洋君） それでは、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

提案が終わりましたので、質疑に入ります。ページ数言って質疑をしてください。ページ数言って。ございますか。

○11番（檀上美緒子君） 37ページです。社会教育の部分の負担金、補助金及び交付金のところですけども、軒並み補助金が減額になっていて、予算との比較をすると全額減額補正になっている団体もあるのです。例えば森町PTA連合会補助金なんかというのはこれ全額ですよ、予算の。そういうようなことで、どういう、コロナの関係でいろいろできなかった事業があったというのは分かるのですけれども、その辺りの内容をご説明願いたいと思うのですが。

○社会教育課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この負担金といいますか、補助金につきましては、12月の上旬に各団体のほうに補助金の適正な管理、執行についてという文書を送付いたしまして、今回新型コロナウイルス等の影響によって各団体の活動も計画どおり実施できなかったことによる補助金の返還について協議を行っております。その中で各団体から決算見込み等提出をしていただき、お互いに納得した上で不要になった分といいますか、計画どおり進まなかったことによって残った補助金について返還を求めた、そういうような経緯でございます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） それで、私がびっくりしているのは全額減額になっているところがPTAの連合会と男女共同参画、それからもりっこまつりは多分やらなかったからなのだろうと思うのですけれども、例えばPTA連合会とか男女共同参画プランのところなんか全額というのは組織としての動きというか、活動が何もなかったということになるのだろうかという思いがあったものですから。

○社会教育課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

団体とお話ししたところ、やはり総会なども例えば書面会議であったり、なかなか集まる機会が少なかったということで、経費については全くかかっていないということではなく、少なからずかかってはいるのですが、決算見込み等確認したところ、例えば前年度の繰越金だとか会費の部分で十分賄える状況ということでの全額返還ということでご理解い

ただきたいと思います。

○11番（檀上美緒子君） 資料の9になるのですが、これでいけば森港改修の部分なのですけれども、繰越明許という形ですから、具体的には来年度というか、新年度で工事されると思うのですけれども、この時期にこういう多額の補正で工事が決まるという経緯がよく分からなかったものですから、その辺りについてちょっとご説明願えればと思うのですが。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

こちらにつきましては、国の令和2年度の第三次補正で措置された内容でございまして、事前に当町この補正予算に対してエントリーしておいた状況にございます。それが国の予算が措置されたことに伴いまして今回予算計上して、明許繰越しして、令和3年度に工事する予定でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、ほかにありますか。

○11番（檀上美緒子君） いいです。

○9番（河野文彦君） 27ページの賠償金の件です。先ほど副町長から説明いただきまして、担当職員、十分反省しているというような話を聞いたのですけれども、ミスはあってはならない中で、大事なものは損害なのかな、被った方へのケアと再発防止策だと思うのです。今回の事態を受けて役場側で考えている再発防止策をお知らせ願います。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

再発防止策ということでございますけれども、今回の事態を受けまして、まずはメールチェックを徹底しなければならないというふうに思っています。また、関係機関との連絡、連携、これを十分に図っていくと。そして、常に緊張感を持って職務を遂行するということをも改めて文書、あるいは管理職会議等で徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） どこというわけではないのですが、たまたま社会教育の絡みのいろんな団体の補助金が返還になってきている状況があるとは、それはどこの団体も同じ状態だと思うのです、このコロナの影響で。それで、その中でいろんな会議が中止になりますよね。いろんな、例えば札幌とか東京とかもあるかもしれないですが、そういうような部分に参加できないで、テレビ会議システムを利用している可能性があるわけです。今後ますます増えると思うのです、そういう形のものが。とすれば、町でそういうテレビ会議のシステムを持って貸し出すということを考えるということはあるのかどうか。これ総務課長に聞いたほうがいいのか、どこで聞いたらいいか分からないので、その辺どう考えているか、総務課長でもいいし、副町長、町長でもいいですが、ちょっとその辺お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、この新型コロナウイルス関連の影響でこれまで出向いて行ってい

た出張とかが、会議ができなくなっております。既にオンラインの会議等は開催されています。具体的には一般的にズーム使ってやっているのですが、それについて会議開催に当たって町で職員がそれに対して閲覧できないとか会議参加できないということがないようにそれぞれノートパソコンですとか、そういうものをきちんと配備して、会議に支障ないように行っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今の話というのは職員の、役場内の話ですよね。各種団体もそういう状態に置かれているのだと思うのです。とすれば、必ずしも各町民の団体のほうで持っているわけではないとすれば、そういうのを貸し出すシステムがあってもいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。貸出しの件ですが、端末については貸し出すこともある程度、セキュリティーの部分をきちんとやった上で可能であれば貸出しできるかなと思っているのですが、貸した先に例えばWi-Fiの環境ですとかネットの環境等とかもございます。そこまでについては町のほうでは何ともし難いものですから、また使うWi-Fiの環境の中でのセキュリティーの部分にもちょっと関わってきますので、その辺については慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 29ページ、水産課の水産振興の負担金、補助金なのですが、ホタテ貝の養殖施設の強靱化対策やって、これ180万残っていますけれども、これ2漁協ともきちっとやっているだろうとは思っているけれども、最近、近年気象状況が非常に悪い、変動があるということで、これまたしけどとか何か来た場合に崩壊するということってあり得ないのかな。やっぱり何かこれ見ると、設計の段階でこれくらいかかりますよといって終わったら180万も200万も余ると、余剰金出るということはちょっと考えられないのけれども、その辺組合とちゃんとコンタクト取ってやっていますか。いかがですか。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

ホタテ貝の養殖施設の強靱化につきましては、両漁協と調整を図りながらこの間進めてきたこととございまして、砂原漁協につきましては昨年度、今年度とこの事業をやりたいという漁業者が、自己負担発生しますので、いない状況でございました。森漁協につきましても事業規模、当初1,000万の見込みでございましたけれども、それに対して500万の補助金をもらう予定だったのですが、やはり同様に浜の状況がよろしくないということで手を上げる方が少なく、このような補助金を全部使い切るような形にはなっていない状況になっております。ただ、強靱化したところにつきましてはこの間の低気圧ですとか、そういったもので被害を受けたというような報告は受けておりませんので、一定程度の効果があるものと認識してございます。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 希望者が少ないということなのだけれども、例えば檜山地区回り

はあれだけの台風が来ても全然、無傷に済んだということがあるわけです。だから、資金があるとかないとかでなくて、ホタテ屋とか、そういう施設が流されるとまた補助金下さいよということになるわけだから、ちゃんと組合等々に対してきちっとした指導しないと、またも、またもといったらいつまでたつたって強靱対策なんてできないでしょう。その辺よく踏まえて、組合もそうだし、漁師の方々にもきちっと説明して、こういうふうにしなないと駄目ですよ。逆の言い方すると、強靱化対策しない方には補助金あげませんよぐらいの話でいかないと、町幾らお金あったって足りないです、これ。そういうことで、今後そういう意味合いも含めて漁協さん、森、砂原ありますけれども、指導していただきたいと思う。いかがですか。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

道産ホタテにつきましては、国をはじめ輸出の主要産品として取り組んでおる状況でございます。そういった中でやはり漁業者といたしましても、今このような浜の状況でございますけれども、浜値が回復した際にはそれぞれ個々に強靱化を図るように両漁協と協議を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（伊藤 昇君） 18ページ、19ページなのですが、定住対策費なのですが、全体としまして1,439万8,000円という減額補正になっていまして、次ページなんかも大きな補正減が、地域おこし企業人負担金とか1,100万とかあるのですが、これ全体で定住対策で減額になった要素というのを教えていただければと思います。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

定住対策に関します減額の内容ですけれども、まず地域おこし協力隊給料の部分で74万6,000円となっております。ここに関しましては、着任した隊員の方が1月に着任しまして、その分の給料が減額となる部分でございます。続きまして、普通旅費に関しましてはこの間コロナ禍の中で移住イベント等々ほぼほぼ中止になりまして、その旅費等が減額になっております。また、需用費に関しましては200万円減額部分とご指摘ありました次のページ、21ページの地域おこし企業人負担金、これにつきましては企業人に関しましては企業の方とやり取りはしていたのですが、実際、またコロナ禍の中で会社としてやっぱり派遣は非常に厳しいという判断をなされた関係で事業としては成り立ちませんでした。その分を減額させていただいております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま補正予算の中で先ほど副町長からも事案のてんまつと、そして処分の内容に関してご説明させていただきました畑作構造転換事業の件に関しまして私からも一言申し上げさせていただきます。

今回このような件になりまして、結果として23万7,060円の賠償を町民の皆様からいただいた税金で補うと、そういう形になってしまいました。このコロナ禍の状況ですごく大変な思いをされている町民がたくさんいらっしゃる中、それでも町として税の納付率、そういったものしっかりと上げさせていただきたい、そういったこともお話ししている中でこの税金で賠償をする、そのようなことは今後も二度とあってはならないとは思っております。重ねまして私のほうからおわび申し上げたいと思います。このたびは、誠に申し訳ございませんでした。先ほど副町長からも説明ありましたとおり、今後の再発防止、そしてそのようなことを徹底し、町民の皆様には信頼回復をしていただけるようしっかりと進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎日程第15 議案第11号

○議長（野村 洋君） それでは続いて、日程第15、議案第11号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,968万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ24億3,837万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。今回の補正は歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承願います。

4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の現年課税分の減額補正は調定額の減によるもので、滞納繰越し分の増額補正は収納額が増加していることによるものです。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム改修に対する補助金でございます。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金

につきましては、保険給付に要した費用の精査により減額しようとするものです。節2保険給付費等特別交付金につきましては、システム改修交付金、直営診療勘定繰出金の財源となる交付金等を計上しております。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の1億2,268万4,000円の増額補正につきましては、法定内繰入金の精査のほか、保険税収納不足による赤字補填目的分などを計上するものです。

款6繰越金、項1繰越金につきましては、令和元年度繰越金を計上しております。

款7諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金232万8,000円の増額補正は、納付額を精査したものです。

次に、8ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費の補正につきましては人件費及び事務事業の精査によるものですが、目2連合会負担金、節18負担金補助及び交付金の北海道クラウド事業状況報告システム運用負担金2万8,000円の増額補正につきましては、国保事業状況報告システムクラウドに係る様式追加に伴うシステム改修負担金となっております。

項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費につきましては、財源内訳のみ補正しようとするものです。

目2医療費適正化特別対策事業費から10ページ下段、款2保険給付費、項4出産育児諸費までの減額補正につきましては、事務事業の精査によるものです。

12ページ、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から款6保健事業費、項2保健事業費につきましては、財源内訳のみ補正しようとするものです。

款9諸支出金、項2繰出金の113万8,000円の増額補正につきましては、国民健康保険病院の医療機器等整備に対する繰出金となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 歳入の部分で、今の報告でもありましたけれども、保険税がすごく減額、24%近くが減収になっているのですけれども、これの主な要因というもの、何かご説明ください。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

これにつきましては、保険税を算定するに当たり標準税率に合う形で税率を制定させていただいたのですが、これにつきましては3年間の所得を基本として予算計上などをさせていただいております。所得だとか、あと世帯数だとかです。これにつきまして、令和2年の調定時において前年度の所得が大幅に減少したということが大きな要因というふうになっております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） その要因としては、やっぱりコロナで国保税の減額申請できましたよね。そういうのも影響しているということはあるですか。

○保健福祉課長（坂田明仁君）　ここの減額の部分については、若干コロナの関係の調定減もありますけれども、コロナ前の年の所得が少なくなっているということで、水産業の所得だとか様々な所得の減が大きいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村　洋君）　ほかにありますか。質疑ありますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村　洋君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村　洋君）　討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村　洋君）　異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16　議案第12号

○議長（野村　洋君）　日程第16、議案第12号　令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君）　議案第12号について説明させていただきます。

本案は、令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,576万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料につきましては、調定額等を精査し、補正しようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の減額につきましては、繰越金の確定や後期高齢者医療広域連合納付金の減額に伴い補正するものです。

目2保険基盤安定繰入金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する基盤安定負担金が減額となったことから補正するものです。

款4繰越金、項1繰越金につきましては、令和元年度繰越金の確定額を計上するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、繰越金確定により財源内訳のみ補正しようとする

ものです。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への納付金を減額補正するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 1 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第13号 令和 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第13号についてご説明させていただきます。

本案は、令和 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第 5 回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,022万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億3,586万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。歳入、款 1 保険料1,200万9,000円につきましては、第 1 号被保険者における特別徴収保険料の精査により補正しようとするものです。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金1,021万7,000円の増額並びに項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、節 1 調整交付金530万4,000円の増額につきましては、歳出、保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。節 2 特別調整交付金38万2,000円の減額は、コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る令和 2 年度の特別調整交付金分の額の確定により減額しようとするものです。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金1,714万7,000円の増額から 6 ページ、款 6 道支出金、項 1 道負担金1,042万円の増額につきましては、歳出、保険給付費の増額に伴い、各負担割合に応じて補正するものです。

款 7 財産収入 1 万1,000円につきましては、介護給付費準備基金の運用利子について補

正するものです。

款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金707万7,000円の増額から項 3 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）32万円の減額までにつきましては、歳出、保険給付費の増減に伴い各負担割合に応じて補正しようとするものです。

目 5 その他繰入金149万2,000円の減額につきましては、職員給与費、事務費負担金の増減に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

款 8 繰入金、項 3 基金繰入金38万2,000円の増額につきましては、介護給付費準備基金繰入金の増額に伴い増額補正しようとするものです。

8 ページを開き願います。歳出、款 1 総務費、項 1 一般管理費8,000円の増額につきましては、職員手当の増額に伴い補正しようとするものです。

項 3 介護認定審査会費150万円の減額につきましては、事業の精査により減額補正しようとするものです。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費5,098万8,000円の増額から14ページ、款 4 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費32万円の減額までは、各事業区分ごとの精査の結果、給付費等の増減補正をしようとするものです。

款 6 基金積立金132万2,000円の減額につきましては、給付費の増額の財源とするため準備基金積立金の減額補正をしようとするものです。

以上、議案第13号 令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 14 号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第14号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和２年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第４回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,008万6,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。歳入の款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金164万5,000円の減額は、歳出でご説明いたします費用と調整を図ろうとしようとするものでございます。

次ページの６ページ、７ページをお開き願います。歳出予算での減額は、事務事業での執行精査により額が確定したため減額しようとするものです。

款１総務費、項１施設管理費、目１一般管理費の節10需用費の修繕料は、給湯配管等の水漏れや公用車及び玄関ホールの照明をそれぞれ修繕しようとするものです。節11役務費の通信運搬費の増額は、電話料金の不足が見込まれるため計上したものです。節13使用料及び賃借料の電子複写機借り上げ料の増額は、コピー代金の不足が見込まれるため計上したものです。節26公課費の増額は、自動車重量税の不足分を計上したものです。

次に、款２事業費、項１施設介護サービス事業費、目１施設介護サービス事業費の節17備品購入費は、たんや唾、食べ物などを喉に詰まらせた場合速やかに吸引する機器が老朽化により使用できなくなったために新たに購入しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第15号 令和２年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和２年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第４回目の補正予

算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から1,399万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ7,111万6,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、令和2年度からホタテウロの受入れを当施設で一本化するに当たりまして、当初は直近ピークの2,700トンの受入れ量を見込んでございましたが、水産加工会社から排出される量が見込みよりも減少しておりまして、受入れ数量自体を2,000トンに下方修正したことによりまして1,400万円を減額するものでございます。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の5,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金の運用に際して生じた利息でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節10需用費の燃料費と節11役務費の通信運搬費につきましては、令和2年度から受入れ方法を変更したことに伴いましてフォークリフトやファクスを使用する頻度が増えたことに伴いますそれぞれの増額でございます。また、節12の委託料につきましては、施設で受け入れるウロの数量が減少したことに伴いまして乾燥処理と焼却処理を行う数量も減少しましたので、係る費用をそれぞれ減額しようとするものでございます。なお、節24の積立金につきましては現時点で見込まれる執行精査に伴う執行残の326万4,000円と基金運用で生じた利息分の5,000円を合算して積み立てようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第16号 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となるものです。

第2条、令和2年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益10億468万円に8,958万8,000円を追加し、10億9,426万8,000円とし、支出、第1款病院事業費用12億5,563万3,000円から5,702万9,000円を減額し、11億9,860万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の4,230万6,000円を4,264万4,000円に改めるものでございます。収入、第1款資本的収入8,793万9,000円から342万9,000円を減額し、8,451万円とし、支出、第1款資本的支出1億3,024万5,000円から309万1,000円を減額し、1億2,715万4,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正は、検査試薬購入について追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。予算第5条に定めた企業債ですが、入札減などにより精査したものでございます。

第6条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を記載のとおり2科目について増額、または減額補正するものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金1,601万7,000円の増額は不採算地区病院運営補助金としての繰入れが主なものでございます。

目4国庫補助金7,327万9,000円の増額は、説明欄記載のとおり感染症病床確保に係る補助金及びインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保に係る補助金でございます。

目5長期前受金戻入29万2,000円の増額は、道補助金充当分に係るものでございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費5,708万9,000円の減額は、職員給、各種手当等人件費の精査によるものでございます。

また、目4減価償却費6万円の増額は、機械備品の減価償却費に係るものでございます。

5ページでございます。資本的収入及び支出の補正でございますが、収入、支出ともに現時点における医療機械等購入に係る入札減及び国、道補助金の確定等によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。いいですか。

○11番（檀上美緒子君） 4ページの収益的収入並びに支出の部分なのですが、今回コロナに関わって特殊勤務手当の問題があったかと思うのですが、それに関わる部分というのは補正には関係なかったものですか。

○病院事務長（小田桐克幸君） お答えいたします。

ご質問のあった手当につきましては今現在、それから3月まだ丸々1か月でございます。そういった部分も見ながら精査をしていきたいと思っておりますので、この時点である程度見越しての補正減というものは措置しなかったところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第17号 令和2年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,264万1,000円から34万3,000円減額し、収入総額を2億9,229万8,000円にしようとするものでございます。

次に、支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億1,866万1,000円を349万4,000円増額し、支出総額を3億2,215万5,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金1,418万8,000円を1,801万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,949

万9,000円を3,567万3,000円に改めるものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益34万3,000円の減額は、負担金の精査によるものです。

次に、支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費500万円の減額は、事業の執行精査によるものです。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費498万6,000円の増額は、配水管維持修繕費の増によるものです。

同じく目5総係費4,000円の減額は、賞与引当金の精査によるものです。

4ページをお開き願います。款1水道事業費用、項2営業外費用、目2消費税及び地方消費税351万2,000円の増額は、仕入れ消費税の減少に伴う消費税納付額が増になったことによる精査です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第17号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第18号 令和2年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億7,170万5,000円から827万9,000円減額し、収入総額を4億6,342万6,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億7,170万5,000円から827万9,000円減額し、支出総額を4億6,342万6,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億3,051万8,000円を過年度分損益勘定留保資金226万2,000円、当年度損益勘定留保資金1億2,932万5,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億852万3,000円から880万円減額し、収入総額を1億9,972万3,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億3,784万8,000円から653万8,000円減額し、支出総額を3億3,131万円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借入れ限度額5,680万円を4,080万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり企業債利息支払金を6,142万1,000円に、経営健全化補助金を1億5,731万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金711万9,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金116万円の減額は、還付金の収入を精査したことによるものです。

次に、支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費128万6,000円の減額は、賞与引当金及び事業の執行精査によるものです。

同じく目2処理場費488万7,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

次に、5ページ、目4総係費74万7,000円の減額は、賞与引当金、旅費及び負担金等の精査によるものです。

次に、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費135万9,000円の減額は、利息の確定や一時借入期間の短縮等による精査となっております。

6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債880万円の減額は、下水道管渠工事等実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、支出であります、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費653万8,000円の減額は事業執行精査によるもので、主に節の工事請負費654万円の減額によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第18号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

岡嶋町長の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております菜畑憲次郎氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、平成21年7月から4期12年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます菜畑憲次郎氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会の意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、詳細については資料をご参照願います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は、3月3日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 0時18分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和３年３月２日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和3年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和3年3月3日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時01分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 4 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
議案第24号 令和3年度森町一般会計予算
議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算
議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 7 議長の常任委員会委員の辞任について
- 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 9 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 10 意見書案第2号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書
- 11 意見書案第3号 国民健康保険料（税）の子供均等割り減免に関する意見書
- 12 意見書案第4号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
- 13 議員の派遣について

1 4 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長	1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
	2 番	山 田	誠 君		3 番	佐々木	修 君
	4 番	高 橋	邦 雄 君		5 番	伊 藤	昇 君
	6 番	加 藤	進 君		8 番	東	隆 一 君
	9 番	河 野	文 彦 君		1 0 番	宮 本	秀 逸 君
	1 1 番	檀 上	美緒子 君		1 2 番	木 村	俊 広 君
	1 3 番	久 保	友 子 君		1 4 番	松 田	兼 宗 君
	1 5 番	斉 藤	優 香 君				

○欠席議員（1名）

7 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋	康 輔	君
副 町 長	長 瀬	賢 一	君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷	美 佐 子	君
監 査 委 員	釣	隆 吉	君
総 務 課 長	濱 野	尚 史	君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本	政	君
防災交通課長	柴 田	正 哲	君
契約管理課長	山 田	真 人	君
企画振興課長	川 村	勝 幸	君
税 務 課 長	柏 渕	茂	君
保健福祉課長	坂 田	明 仁	君
保健福祉課参事	須 藤	智 裕	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎	涉	君
住民生活課長	安 藤	仁	君
子育て支援課長	野 崎	博 之	君
環 境 課 長	川 口	武 正	君
農 林 課 長	寺 澤	英 樹	君

農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長兼 地域振興係長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	萩	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	奥	山	太	崇	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君
総 務 係	高	橋	一	也	君
財 政 係	西	川	慎	吾	君
情 報 管 理 係	川	上	祐	季	君

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 2 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 0 号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 議案第 2 1 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第 2 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
- 議案第 2 4 号 令和 3 年度森町一般会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 3 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 3 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 3 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 令和 3 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 令和 3 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 3 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 3 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しましたので、議会在が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席14番、松田兼宗君、議席15番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

なお、去年もそうだったのですが、コロナの関係で自席で表明をしていただくということにいたします。

○町長（岡嶋康輔君） 令和3年度町政執行方針

I はじめに

令和3年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

私は、昨年10月に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様から温かいご支援とご支持をいただき、町政を担わせていただくことになりました。町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、町長就任にあたって掲げた「町民主役のまちづくり」を目指して、全力で町政執行にあたる考えであります。本年度も町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症が社会全般にわたり甚大な影響を与え続けており、全国で早期収束に向けた各種の取り組みが継続されております。

当町におきましても、コロナ禍において様々な困難に直面し、苦境に立たされている町民の皆様に対し、切れ目のない支援策を講じておりますが、引き続き重要課題として感染

症拡大防止への対応と地域経済の活性化の両立に総力を挙げて取り組んでまいります。

同時に、コロナ禍が収束した後の経済の再興に当町の産業が乗り遅れることのないよう関係団体等との連携を強化し、準備を進めてまいります。

本年度も「活力と希望があふれるまち」の創造に向け、「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行してまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民の皆様並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

<保健>

町民の皆様がいきいきと健康で暮らせるよう、本年度も各種保健事業に取り組んでまいります。

健康を守るために最も重要である総合健診では、疾病の早期発見や重症化防止を図るとともに、自己負担額を無料とした子宮がん・乳がん検診について、受診勧奨を継続してまいります。

最終年度となる「森町健康づくりアクションプラン事業」では、令和2年度に行ったアンケート調査をもとに最終評価をまとめ、森町の健康課題に見合った新たな健康づくり計画を策定してまいります。

妊娠から子育てまでの様々なニーズに対しましては、子育て世代包括支援センターを中心に、相談・支援を行ってまいります。

さらに、妊娠・出産に係る経済負担を軽減するため、不育症治療費、妊産婦健診交通費、産後ケアへの助成を継続するとともに、新生児聴覚検査費用の全額助成も行なってまいります。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、町全体で感染防止対策を徹底するとともに、町民の皆様へのワクチン接種を円滑に進めてまいります。

<子ども医療>

子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、「子ども医療費助成制度」を継続し、少子化対策や子育て世代への負担軽減に努めてまいります。

<国保病院>

地域包括ケア病床は、回復期患者の在宅復帰や収益向上に大きく貢献していることから、引き続き、適正な運用に努めるとともに、退院後の患者や家族を支援するため、訪問看護について体制を強化してまいります。

また、近年の認知症患者等の増加に対応するため、関係機関と連携し、認知症患者及び家族等との情報交換等を行ってまいります。

そのためには、継続的に安定した医療体制を構築することが重要であることから、医師

を含めた医療スタッフについて計画的な確保に努めてまいります。

さらに、令和4年度の診療報酬の改定を見据え、的確に対応できるよう情報収集に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の勢いは衰えることなく、依然として大きな脅威となっておりますが、森町国保病院は、自治体病院として、地域の中核的医療機関としてその使命を果たしてまいります。

【地域・高齢者福祉】

当町における高齢者人口は若干減少傾向にありますが、総人口の減少に伴い、高齢者率は伸び続けております。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して健やかに暮らし続けられる地域社会を目指し、引き続き各種高齢者サービスや軽度生活援助など、関係機関や民間事業者等と連携して取り組むとともに、本年度より、町内介護事業所の介護人材の確保・定着を図るため「介護職員人材確保対策事業」を実施いたします。

地域における福祉活動につきましては、町内会・社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の参加と協力を仰ぎながら、生きがい対策、生活支援、介護予防など総合的に推進してまいります。

＜さくらの園＞

超高齢社会が全国的に進むなか、当町におきましても高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。

その様な背景のもと、介護保険施設の必要性はますます高まっており、入所者が尊厳ある生活を送れるようしっかりと取り組んでまいります。

また、入所者の高齢化に伴い、介護ニーズの多様性が見られることから、常に入所者に寄り添う介護を展開し、介護技術の向上や生活の質を高める介護サービスの提供により、入所者が安心して暮らせる施設運営に努めてまいります。

昨年来、全国的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、入所者のご家族等に対する面会制限等により、たいへんご不便をお掛けしておりますが、引き続き施設内での感染防止対策を徹底してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

【子育て支援】

町内在住のお子さんが通う幼稚園や保育所及び認可外保育施設等の保育料につきましては、保護者の所得等に関係なく完全無償化を継続し、子育て世代の負担を軽減してまいります。

また、今後における幼児教育・保育施設等の方向性を検討するため、令和3年2月に関係課で編成する検討チームを立ち上げました。現状における課題・問題点の洗い出しや、今後の計画策定に向けたスケジュール・運営形態などについて、保護者や地域住民の皆様の意見・要望など様々な情報を収集し、施設整備に向けた取り組みを実施してまいります。

「放課後児童健全育成事業」につきましては、小学校就学後も安心して共働き世帯等が

児童を預けられるよう運営事業者と引き続き連携を図ってまいります。

また、入学準備に係る子育て家庭への経済的支援として、児童・生徒に対する新たな支援金制度の設計について検討を進めてまいります。

【障がい者福祉】

障がい者福祉につきましては、相談支援専門員による障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、総合的な相談・支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、「障がい者雇用促進事業」の更なる周知を行い、利用事業所の拡大を図ってまいります。

【社会保険】

＜国民健康保険事業＞

国民健康保険の都道府県化により、北海道が国保の財政運営の責任主体となってから3年が経過し、この間、保険税の平準化に向け保険税率の見直しを行ってまいりました。

今後も、北海道との連携を図り、財政支援の拡充について、様々な機会を通じて国に訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう進めてまいります。

特定健康診査や特定保健指導につきましては、健診料金の無料化と健診項目の充実を図ってまいりましたが、受診率が伸び悩んでおります。このことから、受診勧奨の一層の強化を図るとともに、町内医療機関に協力を仰ぎ、定期通院者に対し、みなし健診を継続実施してまいります。

また、生活習慣病重症化予防事業や適正服薬を促す介入事業にも取り組んでまいります。

＜介護保険事業＞

本年度が初年度となる第8期介護保険事業計画では、高齢者や要介護認定者の増加が予想されております。

町民の皆様からの相談につきましても、件数が増加し内容も多岐にわたっていることから、地域包括支援センター並びに介護関連事業所や病院等と連携・協力を密にし、利用者の支援等、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、認知症高齢者への対応も重要な課題であり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた「認知症初期集中支援チーム」の運営や、生活支援体制の整備に向けた「生活支援サポーターの養成」、並びに「認知症カフェの開設」等、地域支援事業の実施体制の充実に取り組んでまいります。

＜後期高齢者医療制度＞

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象として北海道後期高齢者医療広域連合が保険事業を運営し、市町村が窓口対応や保険料の徴収等を行っております。

引き続き広域連合や関係機関と連携を図り、円滑な運営に努めるとともに、後期高齢者の健康維持のため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

【農林業】

<農業>

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、経済及び社会活動が停滞するなか、当町におきましては、農業者の皆様が感染予防に努めながら生産活動を継続したことにより、昨年のＪＡ新はこだて森支店における農畜産物販売額は、目標を大きく上回りました。

本年度も関係機関と連携を図り、より具体的で実効性のある施策を推進してまいります。

国の経営所得安定対策をはじめ、「環境保全型直接支払交付金」及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」の活用はもとより、コロナ禍等の環境変化に向けては、国等の支援策を積極的に活用してまいります。

また、ヒグマ・エゾシカによる農作物への被害を防止するため、「野生鳥獣侵入防止柵設置事業補助金制度」を継続してまいります。

さらに、担い手への農地集積や、スマート農業導入に関する情報提供を進めるとともに、水路等の保全・管理を行うための「多面的機能支払交付金」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」により農業者の皆様の負担軽減に努めるほか、耕作条件の改善に向けて「農地耕作条件改善事業」により水路等の整備を継続してまいります。

<林業>

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源であります。

特に、二酸化炭素を吸収・固定し、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられていることから、健全な森林の育成に向けて関係機関と連携し、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。

有害鳥獣被害の防止につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となり対策を講じてきており、今後も猟友会をはじめ関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、次代を担う若手ハンターの育成につきましては、「狩猟免許等取得助成金制度」を継続し、狩猟免許をはじめ、銃所持許可、並びに銃装備関連経費に対して助成してまいります。

「森林環境譲与税」につきましては、本年度も積極的に活用し、森林整備の促進に向けた森林所有者意向調査をはじめ、新たに「次世代に引き継がれる木育推進プロジェクト」として幼保向けの木育実践プログラムに取り組むほか、地域材の活用に向けた「東京都港区ＰＲ事業」等を実施してまいります。

また、林業・木材産業の次代を担う人材の育成等につきましては、昨年４月に開校した北海道立北の森づくり専門学院の支援をはじめ、森高校「子どもの発達と保育」の授業により行う木製おもちゃの製作や、ワークショップの開催、地元企業の魅力に触れるインターンシップへの協力など、学生達の社会への参画や貢献を通じて地域への関心や愛着を醸成させ、就業に結び付けてまいります。

新たな取り組みとして、外部有識者等の意見を交えた地域材の特性や建築工法・技法な

どを検証し、すべてのものが町内で循環できる低コストな仕組みづくりに向けて、「低コスト木造公共施設森町モデル事業」に着手してまいります。

さらには地域ブランド化に向けて、道南スギの新たな可能性を探るため、地域おこし協力隊制度を活用した新たな用途開発と高次加工によるブランド化に取り組んでまいります。

【水産業】

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響により、水産物は輸出が停滞し、国内消費も伸び悩むなど、魚価の低下を招いております。これまで養殖ホタテの価格を牽引していた海外輸出の先行きも不透明となっており、また、ここ数年は原因不明の大量へい死により生産量も安定しない状況にあります。

また、スケトウタラなどの漁獲量の年変動も大きく、回遊魚に依存した漁家についても、非常に厳しい経営を強いられております。

このため、本年度も両漁協が浅海資源の増大対策事業としてそれぞれ取り組む「コンブ投石事業」、「稚ナマコ放流事業」及び「ホタテ稚貝放流事業（砂原漁協のみ）」に加え、森漁協が新たな試験事業として着手する「未利用資源活用試験事業」について、全面的に支援してまいります。

全国的に漁業者の減少や高齢化が進んでおり、両漁協におきましても例外ではありませんが、次世代を担う青年部や女性部が、魅力ある漁業の発信・研究に努めておりますので、今後も支援を継続してまいります。

砂原漁協では衛生管理体制の向上を図るため、老朽化が著しい荷捌所の建て替えに本年度から着手し、令和4年度中の完成を予定しております。町としましても基幹産業の中核を担う重要な施設であることから、国の補助金に町の上乗せ分を加算して支援してまいります。

森港湾、並びに第3種砂原漁港につきましては、基幹産業の流通拠点としての役割を担う一方で、災害時における避難や物流等の拠点としての機能も求められることから、多角的な視点に立った整備が重要であると認識しております。

整備要望につきましては、森・砂原両漁協と連携しながら、財源確保等に向けて積極的に国・道へ働きかけてまいります。

第1種漁港は、石倉から沼尻まで5港全てにおいて老朽化が著しく、漁港機能の保全や強化に伴う各種工事が順次進められており、本年度も引き続き石倉漁港の防砂堤の延伸及び沼尻漁港等の浚渫を実施してまいります。

【商工業】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化し、町内経済に深刻な影響を与えており、商工業者の皆様を取り巻く環境は依然として厳しく、抱える課題も年々多様化しております。

町ではコロナ対策で様々な経済対策を行い、町内企業への支援を行っておりますが、今

後もコロナの影響による経済情勢を注視し、必要に応じた支援が必要と考えております。

本年度は地域経済対策として「プレミアム商品券発行事業」への助成を行い、地元消費の喚起や町内建設工事等の誘発を促し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、商店街の活性化策として森商店会が実施しているＩＣ型ポイントカードシステムと連動する形で、各種行政ポイントを進呈し、行政サービスはもとより、地域における消費活動を円滑に循環をさせるための支援を強化してまいります。

新たな産業の創出につきましては、町内各種支援機関と連携し、産業創出に向けた機運を高めてまいります。引き続き経営支援機関である森商工会議所・森町さわら商工会を支援し、商工業の振興を図るとともに、新型コロナウイルス収束後の新たな生活様式への変遷を見据えた施策展開を行いながら、地域特産品の開発・販路拡大に向け、国や道とも連携して支援に努め、商工業振興や森町の知名度向上へと繋げてまいります。

【雇用・就労】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国内の雇用情勢、就労環境は多大な影響を受けており、当町におきましても労働力不足による働き手の確保が困難な状況が続いております。

そのような状況を改善するため、関係機関との連携を深め、雇用における相談窓口の充実を図るとともに、季節労働者の通年雇用化の促進と失業者の就業機会確保に努めてまいります。

また、東京圏からのＵＩＪターンによる新規就業を促進する取り組みを推進してまいります。

【観光産業】

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各イベントやツアー旅行の中止等により観光入込客数が大幅に減少しました。

コロナ禍が収束した際には、国内旅行者の動きが回復すると見込まれることから、観光関連事業者と共に感染防止対策を徹底することにより、安心して町内に滞在できるよう努めてまいります。

また、本年度より観光ビジョンの策定に着手し、森観光協会をはじめ、旅行関連業者、環駒ヶ岳広域観光協議会、森蘭行路利用推進協議会との連携を図りながら、町内にある観光コンテンツの内容を充実させ、町民の皆様と行政が一体となったプロモーションや、関連施策の展開等を検討していくとともに、町内歴史文化遺産の観光資源化を町内有識者の方々を交え検討し、観光地見学として来町される国内外からのお客様へもしっかりと対応できるよう準備していきたいと考えております。

さらには、森町の歴史、自然、芸術など他にもある森町の魅力に若者文化を融和させた観光コンテンツの創出やイベント実施を通じて、ＳＮＳ等を活用した来町リピーターを生む仕組みづくりを進めるとともに、森町の多彩なロケーションを紹介する森町ロケーションマッチサイトを展開し、日本国内のみならず世界中からの交流人口増加も図ってまいり

ます。

道の駅につきましては、町内業者や関係団体と協議・連携し、生産者様の目線、販売者様の目線、お客様の目線に立ち、町民の皆様と来町のお客様にさらに喜ばれる施設となるよう、協力体制の強化に努めてまいります。

【ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業】

ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、令和2年度途中（12月末時点）の集計で、全国各地から約18億円の寄附金が寄せられました。ご寄附いただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。

当町の恵まれた地域資源を最大限活用した取り組みとしてスタートしたこの事業が、地域経済の活性化、地域の発展に大きく貢献していると考えております。

本年度も、より多くの方に森町の魅力を知っていただき、ご寄附をいただけるよう町内事業者様と共に連携を図りながら創意工夫を重ね、制度内容に沿って事業を推進してまいります。

【環境保全・衛生】

＜廃棄物処理関係＞

家電等の大型ごみの不法投棄につきましては、減少傾向にありますが、国道や町道への空き缶やペットボトルなどのポイ捨てや、台所などから出る生活ごみのポイ捨てが一向に後を絶ちません。

不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として監視カメラを増設し、森警察署との連携・パトロールを強化してまいります。

「高齢者世帯等ふれあい収集事業」につきましては、利用者が増加し順調に推移しております。引き続き広報等での周知はもちろん、社会福祉協議会や介護支援施設を通じ、ケアマネジャーやホームヘルパーの協力も得ながら高齢者世帯等の在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

また、高齢者世帯等に対する有料での「粗大ごみ戸別収集事業」につきましても、広報等を活用しながら広く周知してまいります。

「ごみステーション等譲与事業」につきましては、町内会からの要望を受け老朽化が著しいごみステーションを順次更新しておりますが、衛生環境の充実を図るため、本年度も継続して実施してまいります。

昨年度は国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、汚泥再生処理センター建設工事に着手いたしました。本年度は3ヶ年事業計画の2年目となり、本格的な建設工事が始まります。令和5年度供用開始を目指し事業を進めてまいります。

＜斎場・墓地＞

墓地及び合葬墓については、適切な管理・運用に努めてまいります。また、火葬場につ

きましては、経年劣化による火葬炉等の維持修繕を年次計画で取り組み、火葬設備の維持管理に努めてまいります。

【地域新エネルギー】

近年の異常気象発生に対し、地球温暖化防止の取り組みが重要であるとの認識のもと、令和2年度に「森町気候非常事態」を宣言いたしました。町民一体となって温室効果ガスの削減に取り組み、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

また、「森町地域新エネルギービジョン」のもと、町内に賦存する再生可能エネルギーの活用を推進するため、3つの重点プロジェクトを掲げ取り組んでいるところです。

本年度も、環境負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

【住宅、宅地】

＜町営住宅＞

「森町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度はニューアカシヤ団地5号棟の屋根葺替工事と新栄団地2棟の解体工事を実施するとともに、非常用照明設備や浄化槽施設の整備・改修に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

＜空家等対策＞

「森町空家等対策計画」に基づき、適正管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して、助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合につきましては、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

＜定住対策＞

地方移住の流れを捉え、世代や家族構成、目的などターゲット設定を意識した面的な取り組みの展開をしてまいります。

豊かな生活環境を活かした定住対策用地の分譲の継続や、地域おこし協力隊制度を活用した都市部の人材定着と若い世代の移住・定住を支援するため、地域おこし協力隊員自身の移住経験を活かした移住体験事業を通じて、利用者の相談やニーズを捉え、支援の充実を図り、受入れを推進してまいります。

また、昨年度より実施しております、町と大学等との連携によるインターンシップを通じ、若年層の関係人口の増大や定住促進など町外から人が流入する仕組みの構築を推進してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大によって、都市部を中心に「住む場所にとらわれない働き方」の導入の推進や、密を避けるライフスタイルの変化により、人口の東京一極集中状態に変化の兆しが現れていると感じていることから、動向を注視し、コロ

ナ禍に対応しつつ施策の検討を進めてまいります。

【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設を計画的に改修し、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保するとともに、観光資源である桜の保存や長寿による老化にもしっかりと対応してまいります。

【上・下水道】

＜水道事業＞

水道事業につきましては、適切な資産管理を推進し、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、老朽化に伴う施設更新・修繕につきましては、各浄水場の監視装置更新工事、耐震性などを考慮した配水管更新工事、その他の施設整備や維持管理を行い、自然災害に強く安定した水道事業の構築を目指してまいります。

＜下水道事業＞

下水道事業につきましては、安定した運営と今後の更新工事及び資産管理を目的とし、昨年度に引き続き、公共下水道ストックマネジメント計画を策定します。また、引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備を行い、行政サービスの向上と下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」につきましては、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

本年度の道路事業につきましては、継続的な舗装のパッチングやオーバーレイなどの補修工事、側溝や雨水桝などの排水整備工事、鳥崎町2号線の排水施設整備工事に着手し、町道の整備促進に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化事業につきましては、引き続き白川地区開運橋の補修工事、町内一円の橋梁点検及び修繕に取り組んでまいります。

【港湾】

直轄港湾事業として、本年度は西港物揚場の老朽化対策と、東港臨港道路整備に係る用地補償について、完成・完了を目指して取り組んでまいります。

港湾管理者としましては、関係機関との連携強化を図るとともに、老朽箇所や劣化状況の把握に努めながら、維持管理や予防保全対策を計画的・段階的に講じてまいります。

今後も骨材や巻き網の運搬船といった外来船の受け入れも積極的に行いながら、ポストコロナ時代を見据えた港湾を活用したクルーズ観光船の誘致に努めるなど、地域経済の振

興に努めてまいります。

【地域情報・通信網】

今般、国民の暮らしや社会経済活動のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方を変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（D X）が強く求められています。

従前より取り組んでおりますオープンデータの積極的な公開や活用だけではなく、「社会インフラとしてのデジタルテクノロジー」を強く意識し、加速するデジタル社会へ取り残されることなく、先進技術の評価・検証等に取り組み、新たな価値を創造するデジタル社会を当町でも目指してまいります。

【防災・消防・救急】

<河川・海岸>

減災対策として平成元年度から実施しております「尾白内川」の護岸整備につきましては、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るため、度杭崎・押出地区の海岸整備事業の継続をはじめ、各地区の浸食防止や護岸の老朽化対策について、関係機関に整備要望を行ってまいります。

<防災>

昨年度は7月の豪雨により洪水や、土砂災害など全国で多くの被害が発生しました。台風や豪雨などの災害が常態化しているなかで、自然災害等に対して十分備えるとともに、過去の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

今後も、町内会等における地域コミュニティのさらなる強化・充実に向けた取り組みをはじめ、避難行動要支援者対策や自主防災組織等の育成・充実を図るため、諸施策を展開するとともに、町民の防災意識の高揚を目指し、防災訓練の実施を含めた各種事業を推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。

防災行政無線のデジタル化整備につきましては、砂原地区の戸別受信機のデジタル化更新に向けて取り組んでまいります。

また、政府が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルにより、北海道が作成する津波浸水想定の設定をもとに、津波ハザードマップの改訂を実施してまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を中心に、周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

<耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度に取り組んでまいりました。

本年度も継続して耐震対策を促進してまいります。

<消防・救急>

社会経済情勢が大きく変化するなかで、町が備えを行うべき災害は、火災・救急はもと

より大規模地震や津波、風水害等の自然災害、世界的規模で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症など、その内容は複雑多様化してきております。

このようななかで、消防行政に寄せられる町民の皆様の期待はますます大きくなってきており、町民の生命、身体及び財産を守ることを改めて認識し、消防体制の整備強化に努めてまいります。

大規模災害や複雑多様化する火災・救急等に対応するため緊急消防援助隊合同訓練への参加や各種研修のため北海道消防学校へ職員を派遣し、しなやかで強い組織づくりを進めてまいります。

また、町民の皆様や各団体に対し、応急手当普及員の協力を得ながら幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

消防団の充実強化策としては、小型動力ポンプ付積載車を整備するほか、新規団員の入団促進を図るとともに、各種訓練を通して技術の向上を図り、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を推進してまいります。

【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であります。

本年度も継続して各期別運動を軸に「子供と高齢者の安全確保」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」などの交通安全運動の重点7項目の推進を図るとともに、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

さらに、各種交通安全運動等において、関係行政機関、団体等と緊密に連携して、車両や自転車、歩行者のマナー向上を図るための取り組みを実施してまいります。

また、交通安全施設等整備事業により交通環境の充実を図り、事故防止に努めてまいります。

【地域公共交通】

町民の皆様が安定した日常生活を送れるよう公共交通サービスの体制を整備していくため、昨年度より、国、交通事業者、住民、利用者、町などが参画する「森町地域公共交通会議」を設置し、利用者ニーズの把握や利用実態の調査などデータの収集に着手しております。

地域の輸送資源の洗い出しや、地域にとって適正な運行形態を選択するため、調査によって得られたデータと住民の声、地域ごとの特性等を踏まえ、あらゆる可能性の検討を行い、「森町地域公共交通計画」を策定してまいります。その計画のもと、町民の皆様と共に実験的な方策や利便性の向上、利用者の増加につながる施策等について迅速に取り組めるよう努めてまいります。

【広報・広聴、住民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると考えます。

そのため、広報紙や町公式ホームページなどによる情報発信機能を充実させ、町の様々な情報や魅力を迅速にわかりやすく提供してまいります。

わがまち振興事業につきましては、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取り組みに対し、本年度も支援してまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、商用利用促進並びに登録事業者の増加に努めます。

さらに、商品の紹介や登録事業者の食材等が道内外にて普及されるよう情報発信の充実を図るとともに、首都圏でのイベント等ではコロナ禍に対応しつつ知名度向上に努めてまいります。

【自治体経営】

人口減少、少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症による景気の後退など、地方を取り巻く状況は厳しくなっております。

当町におきましても、普通交付税が本年度から一本算定へ完全に移行されるなど、財政状況は今後も厳しさを増すことが予想されますが、そのような状況でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

今後も第2次森町総合開発振興計画を基調とし、財源の確保と有効活用に知恵を絞り、必要な施策や事業を見極めながら、将来を見据えた計画的な財政運営を行ってまいります。

また、デジタル・トランスフォーメーションの推進や事務事業の見直し、老朽化した公共施設の再編を検討してまいります。

＜まち・ひと・しごと創生総合戦略＞

基幹産業である第1次産業の更なる躍進や担い手対策、地域活性化対策、移住・定住の促進、さらに、子育て支援の充実を図り、高齢者の長寿へ向けて切れ目のない施策に取り組むことによって、子どもから大人まで生涯にわたって住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを目指します。

また、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に、本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野で課題は山積しております。

町民一人ひとりが幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（増川正志君） 令和3年度教育行政執行方針を申し述べます。

I はじめに

令和3年第1回森町議会3月会議にあたり、森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な施策を申し上げます。

少子高齢化や人口減少等による社会構造の変化が見通せない中、新型コロナウイルス感染拡大によって先行きに不透明さが増し、一層予測困難な時代となります。

子どもたちには、自分のよさや可能性を最大限に発揮し、多様な人々と協働して様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓きながら生きていく力を、地域総ぐるみで育むことが求められます。

また、人生100年時代を見据えて、地域の多様な人たちが生涯を通じて学び・学び合い、つながり合いながらその成果を生かし、豊かな心と潤いのある町づくりを実現していくことが重要であります。

森町教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」に基づき、「森町教育目標」に示されております人づくりを目指した教育施策の充実に努めてまいりますとともに、新しい生活様式を踏まえた衛生環境の整備に努め、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してまいります。

II 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

町内小中学校において1人1台端末が整備されたことから、ICTや先端技術の活用を図るとともに新学習指導要領を着実に実施し、幼児教育を基盤とした森町小中一貫教育を通して、変化の激しい社会に主体的に向き合いながら、生涯にわたって学び、人生と未来を切り拓いていく学び続ける力の育成を目指した幼児教育・学校教育を進めてまいります。

III 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

1 学び続ける力を育む教育の推進

学び続ける力を育むためには、子どもの発達と育ちをつなぐ系統性・連続性のある教育課程の編成とICTを活用した主体的・対話的で深い学びを進める、学校のカリキュラムマネジメントが求められます。

幼児教育は、小学校以降の生活や学習、学び続ける力の基礎づくりとなることから、遊びや集団活動を通して、子ども一人一人のよさと可能性を伸ばすとともに、スタートカリ

キュラムを活用し小学校教育との接続を強化して質の高い幼児教育に取り組んでまいります。

幼児教育との円滑な接続を基に、基礎的読解力の育成等を軸にした学力向上と学習・生活規律の確立を両輪とした森町小中一貫教育を推し進め、子どもたちの学び続ける力を系統的に育んでまいります。

I C Tを活用した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を学校経営の柱とし、学校の研修活動を支援するとともに、授業改善推進チームや森町指導主事、北海道教育委員会、教対協学校教育部と連携して進めてまいります。

さらに、子どもの1人1台端末を活用し、情報活用能力の育成や協働的な学びの実現、感染症や自然災害によってやむを得ず登校できない場合の学びの保障に向けて、各種研修を通して教職員のスキル向上に努めてまいります。

また、外国語指導助手2名を活用し、小中学校の外国語教育の強化に取り組んでまいります。

特別支援教育の充実が求められていることから、早期からの教育相談や研修の充実、多様な教育的ニーズに対応した学びの場や特別支援教育支援員の効果的な配置に努め、切れ目のない支援体制の整備を進めるとともにI C Tを利活用した教育のあり方を企業と連携して進めてまいります。

森町の史跡や文化財、多様な人や豊かな自然・環境を生かしたふるさと教育を充実させ、子どもたちに森町への誇りと愛着を育んでまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちに豊かな心を育むために、生命の尊重や思いやる心、規範意識等を重点とした心に響く道德教育を小中一貫して進めるとともに、あいさつ運動を推し進め、子どもの道德性を一層育んでまいります。

子どもの読書習慣の定着を目指し、朝読書や家庭での読書の促進、授業における学校図書館の計画的な活用について学校全体で進めるとともに、図書館司書の学校訪問など町立図書館との連携も進めてまいります。

いじめの対応につきましては、道德科での系統的な指導、森町子どものいじめ防止条例の徹底やアンケートの実施、教育相談の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に取り組んでまいります。

不登校児童生徒への対応につきましては、学校と家庭、関係機関との連携を進め、教育相談窓口やスクールカウンセラー、I C Tを活用して個々に応じた必要な支援を進めてまいります。

また、学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待マニュアルを踏まえながら、児童虐待の早期発見、関係機関との迅速な連携に努めてまいります。

子どもたちの体力向上に向けて、新体力テストの全学年実施に取り組むとともに学校の実態に応じた取り組みや体育の授業改善に努めてまいります。

学校安全につきましては、学校の状況に対応した実践的な防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身に付けさせるよう進めるとともに「一日防災学校」を拡大し、防災教育への啓発を一層促してまいります。

子どもたちのインターネットへの依存度が高いことから、ゲーム障害やネットトラブルの被害者、加害者とならないよう、関係機関と一層連携した情報モラル教育の実施やPTA連合会とともに、家庭でのルールの強化や危機意識の啓発に努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理を徹底し、栄養バランスに配慮した安心で安全な給食の提供に努めるとともに、森町の豊かな産物を活用し、地域の食文化や産業等への理解と自然の恵みや生産者への感謝の気持ちを深め、ふるさとを愛する心を育ててまいります。

また、学校給食を生きた教材として活用し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育指導や食物アレルギーの対応を、栄養教諭等が中心となり学校と家庭が連携して進めてまいります。

給食費の収納対策につきましては、納付意識の向上啓発や口座振替の促進、督促状及び催告書の送付、戸別訪問や納付相談等の取り組みを継続し、現年度分の収納率向上と滞納繰越分の圧縮を図ってまいります。

3 信頼される学校づくり

教職員の不祥事根絶に向けて、服務規律の徹底、不祥事防止啓発資料の活用と日常的な職場研修を進め、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

学校における働き方改革「森町アクションプラン」「森町の部活動の在り方に関する方針」を徹底し、校務分掌や教育活動の見直し、勤務時間の適正な把握に努めながら時間外勤務の削減を図り、本来担うべき業務に専念できる環境整備に努め、学校教育の質を高めてまいります。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールと子どもの学びと発達をつなぐ小中一貫教育との連携、協働を計画的に進め、地域総ぐるみの教育を目指し取り組んでまいります。

交通安全や登下校の見守り活動、不審者対策等につきましては、地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めてまいります。

保護者の経済的負担の軽減や子育て支援の充実を推進するため、小学校6年生の修学旅行費の全額助成、給食費の幼稚園児の全額助成及び小中学生の一部助成を継続してまいります。

また、若者の定住対策も視野に入れた新たな奨学金制度の設計について検討を進めてまいります。

森高等学校支援につきましては、検定奨励金の補助や新学習支援システムの導入、キャリアサポート等を通じて高校の魅力化を支援してまいります。

子どもたちの安全と健康を守り、計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化を中心とした学校施設等の整備を進めてまいります。

Ⅳ 社会教育推進の基本姿勢

変化の激しい社会を見据えた「第3次森町社会教育振興中期計画」の4年次目となります。人生100年時代を視野に入れながら、町民の皆様が生涯にわたって学び・学び合い、つながり合いながら豊かな心と健やかな体で潤いのある生活ができるよう、町民のニーズはもとより少子高齢化、新型コロナウイルス感染防止を踏まえた学習機会・情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

Ⅴ 社会教育推進の主要な施策の展開

1 豊かな心と潤いのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様の心豊かで生きがいのある生活に資するため、「まちづくりは人づくり」の理念のもと、人口減少や地域の特性を踏まえ、学びがまちづくりに活かされるよう幅広い社会教育の工夫と推進に努めてまいります。

少子化や孤立化などの家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに関する情報提供や交流の場の充実が求められていることから、多様な学習機会の提供を通して家庭教育の充実に努めてまいります。

地域資源を活用した体験や異世代間交流を通じ、青少年の社会性やボランティアの心、郷土への愛着と誇りを育み、社会への参加やまちづくりへ積極的に参画できるよう支援してまいります。

令和4年度からの成年年齢引き下げに伴い、成人式の対象年齢・実施方法、成人式のあり方について検討してまいります。

女性や高齢者の多様なニーズを的確にとらえるとともに高齢化に即した学習機会や主体的に参加できる事業の見直しと工夫、各種団体への支援と育成に努めてまいります。

2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、町民の皆様感動や喜びをもたらす、心の潤いとなることから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表展示の場の拡充などを図るとともに、減少傾向にある団体等への支援に努め、自主的活動が促進されるよう支援してまいります。

また、質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めてまいります。

森町とゆかりのある静岡県森町、青森県外ヶ浜町との交流につきましては、さまざまな世代や機会を通して友好親善を継続し深めてまいります。

文化財の保護につきましては、有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくために、調査及び保存と活用を進めるとともに、文化財の価値や内容について、企画展や遺跡見学会、報告会、SNSの活用などを通じて、広く町内外へ発信してまいります。

国指定史跡鷲ノ木遺跡につきましては、史跡鷲ノ木遺跡整備委員会を開催し、専門家等の指導のもと、鷲ノ木遺跡の保存と公開を基本とした整備基本計画を策定してまいります。

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録の審査が行われることから、鷲ノ木遺跡の来場者増加を見越した見学機会の確保に努めてまいりますとともに、引き続き追加登録を目指した取り組みを行ってまいります。

森町が日本の冷凍食品事業発祥の地として101周年を迎えることから、冷凍食品事業の新たな歴史の一步を記念し、日本冷凍食品協会と共催して様々な事業を展開しながら、その歴史と町指定文化財「冷凍機械」を後世に伝えてまいります。

3 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

公民館につきましては、地域活動や各種団体、サークル活動の拠点であると同時に町民の一人一人が学び、学び合う生涯学習の拠点施設として、適切な維持と運営を心掛けてまいります。

参加者の高齢化や町民の学習ニーズを的確にとらえ、楽しく安全に学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた講座の企画・運営や情報発信に努めるとともに自主的な学習や各種団体・サークル活動を支援してまいります。

4 図書館機能の充実による読書活動の推進

読書活動の推進につきましては、町民一人一人の学習を支援し、潤いのある生活の一助となるよう、森町の地域資料の収集を含めた蔵書管理、図書情報の発信に努め、利用者減少傾向の観点からも、利用しやすい施設運営の工夫を図ってまいります。

また、図書に親しむきっかけや自ら学ぶことができる環境づくりのため、ブックスタートや幼稚園・学校・関係機関と連携した事業の実施とともに、児童図書の充実、移動図書配本事業や幼稚園、学校への司書訪問を進め、子どもたちの感性や情操を育ててまいります。

5 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

スポーツ振興につきましては、町民の皆様が生涯において明るく健康で過ごすために、スポーツの楽しみや気軽に楽しく体を動かすことができる環境づくりや各体育施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、幅広い年代の体力や健康状態に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツ推進委員や体育協会の協力を得ながら、スポーツ教室や各種大会を開催し、スポーツ振興の拡充に努めてまいります。

少年スポーツにつきましては、体を動かす楽しさや健康な体づくり、他者との関わりやルールへの社会性を育み、子どもの可能性が広がるよう、スポーツ少年団活動への奨励・支援に引き続き取り組んでまいります。

高齢者スポーツにつきましては、急速に進む高齢化社会を踏まえ、健康で日々生きがいのある生活を送ることができるよう、老人クラブ連合会等と連携しながら、軽スポーツの普及・促進を図り、健康寿命の延伸に努めてまいります。

VI むすびに

予測困難な時代を生きる子どもたちには、ふるさと森町を心の支えとしながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓きながら生きるための学び続ける力を育むことが、幼児教育・学校教育の使命であり、その実現を地域総ぐるみで目指してまいります。

また、少子高齢化や人生100年時代を踏まえた創意と工夫のある社会教育が求められま

す。森町の現状とこれからを見据えながら、様々な学習機会や情報提供に努め、誰もが生涯にわたって心豊かに学び、住みよいまちづくりの実現を目指してまいります。

森町教育委員会といたしましては、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げ所信といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

◎日程第4 議案第19号ないし議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）、議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）、議案第24号 令和3年度森町一般会計予算、議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算、議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算、以上15案件を会議規則第37条により一括議題といたします。

議案第19号から議案第33号まで提案理由の説明を求めます。

議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。上段の第2条第2項の改正は、基礎課税額の賦課限度額を61万円から63万円に、第4項の改正は介護給付金課税額の賦課限度額を16万円から17万円にしようとするものです。

続いて、第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割の税率を100分の9.1から100分の8.98にしようとするものです。

下段の第5条及び3ページ上段の第5条の2の改正は、基礎課税額に係る均等割額及び

世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示しております。

続いて、中段、第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の税率を100分の2.61から100分の2.63にしようとするものです。

続いて、下段の第7条及び4ページ上段の第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

続いて、中段の第9条の2及び第9条の3の改正は、介護給付金課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

続いて、4ページ下段から9ページ上段の第23条の改正は、国民健康保険税の減額に関する課税限度額61万円を63万円に改正しようとするものと基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、介護給付金課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものと同条第2項を削除しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

続いて、9ページ中段から10ページ上段の賦課第7条及び第8項の改正は、第35条の2第1項の次に第35条の3第1項を加えようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、引き続きまして議案第20号でございます。森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度からの延滞金徴収開始に伴い、森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料2の新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。第1条の改正は、地方自治法第231条の3第1項から第231条の3にしようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第21号の森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料にて説明させていただきます。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、令和3年度から令和5年度までの新たな介護保険料率を定めること及び新型インフルエンザ特別措置法における新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことから、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容についてを御覧願います。令和３年度から令和５年度の介護保険料率を①の表に記載のとおりとするため、第２条の各号並びに同条の３項、４項、５項を改正しようとするものです。

次ページの新旧対照表をお開き願います。附則において新型インフルエンザ特別措置法における新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことから、字句の追加をしようとするものです。

施行期日は、令和３年４月１日からとしております。

なお、附則の改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちやつぶ林館）。

○農林課長（寺澤英樹君） 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものであります。

資料ナンバー４を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公の施設である森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館の指定管理者を指定するため、森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者、指定管理施設及び指定期間につきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の候補者につきましては、公募の結果、現指定管理者１社のみ申請があり、令和３年１月28日開催の指定管理者選定委員会では当該候補者から提出された事業計画等を評価基準に照らし審査し、適当と認められて選定されたものでございます。

次に、指定の内容につきましては１から３のとおりでございます。１の指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地であります。名称は株式会社ワイエス海商、代表者の氏名は代表取締役、坂本佑介、主たる事務所の所在地は森町字砂原５丁目121番地。

２の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地であります。名称は森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館、所在地は森町字駒ヶ岳657番地16。

３の指定期間であります。令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５か年間となっております。

次に、４の施設の概要につきましては記載のとおりでございます。

最後に、５の指定管理委託料につきましては設定してございません。

以上、議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）。

○農林課長（寺澤英樹君） 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

資料ナンバー5を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公の施設である森町トマト集出荷選果施設の指定管理者を指定するため、森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者、指定管理施設及び指定期間につきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の候補者につきましては、条例第5条第5号の規定により当該施設の性格、規模及び機能等により公募することが適さない施設と認められるため、令和3年1月28日開催の指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として適当と認められ、選定されたものでございます。

次に、指定の内容につきましては1から3のとおりでございます。1の指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地であります。名称は新函館農業協同組合、代表者の氏名は代表理事組合長、輪島桂、主たる事務所の所在地は北斗市本町1丁目1番21号です。

2の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地であります。名称は森町トマト集出荷選果施設、所在地は森町字姫川120番地11及び120番地18です。

3の指定期間であります。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年となっております。

次に、4の施設概要につきましては記載のとおりでございます。

最後に、5の指定管理委託料につきましては設定してございません。

以上、議案第23号の公の施設に係る指定管理者の指定についての説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

議案第24号 令和3年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、令和3年度森町各会計予算総括表により。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第24号から議案第33号に関連する予算の概要の説明をさせていただきます。

予算等審査特別委員会の資料ナンバー6、令和3年度森町各会計予算総括表を御覧願います。一般会計ですが、総額116億2,554万7,000円で、前年度対比は9億9,572万5,000円の増額で9.4%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額25億5,805万7,000円で、前年度対比は4,627万1,000円の減額でマイナス1.8%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額2億4,607万3,000円で、前年度対比は215万3,000円の増額で0.9%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額21億2,595万5,000円で、前年度対比は7,412万4,000円の増額で3.6%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額2億5,393万円で、前年度対比は574万7,000円の増額で2.3%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万1,000円で、前年度と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額6,510万5,000円で、前年度対比は2,000万6,000円の減額でマイナス23.5%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は9億5,186万6,000円で、前年度対比は1,225万9,000円の減額でマイナス1.3%の伸び率となっております。支出は12億3,486万9,000円で、前年度対比は640万9,000円の増額で0.5%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億4,465万8,000円で、前年度対比は6,662万6,000円の増額で85.4%の伸び率となっております。支出は1億8,793万円で、前年度対比は6,760万1,000円の増額で56.2%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は3億794万8,000円で、前年度対比は1,530万7,000円の増額で5.2%の伸び率となっております。支出は3億1,769万8,000円で、前年度対比は97万4,000円の減額でマイナス0.3%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億700万で、前年度対比では皆増となっております。支出は2億2,331万8,000円で、前年度対比は1億7,223万1,000円の増額で337.1%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに4億6,770万8,000円で、前年度対比は620万4,000円の減額でマイナス1.3%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億9,037万4,000円で、前年度対比は3,265万1,000円の減額でマイナス14.6%の伸び率となっております。支出は3億1,942万9,000円で、前年度対比は3,411万4,000円の減額でマイナス9.6%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収

入の総額が190億4,473万2,000円で、前年度対比は11億4,929万1,000円の増額で6.4%の伸び率となっております。歳出及び支出では196億2,613万円で、前年度対比は12億1,642万1,000円の増額で6.6%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。令和3年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和3年度の地方財政計画を基に、また令和2年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成23年度から令和3年度までの人件費の推移をグラフ化したものです。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和2年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー7ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁ですが、令和3年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、一般会計予算事項別明細書、18ページから歳入の説明を。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、款1町税、項1町民税から項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。別紙説明資料8の税1、税2を提出しておりますので、併せて参照願います。

項1町民税、目1、個人分でございますが、現年課税分、滞納繰越分合計で4億5,978万9,000円を計上しております。対前年度比は、新型コロナウイルスの影響や漁業不振により特に営業等所得者に係る所得金額の落ち込みを見込んだ結果、4,587万8,000円の減となっております。

目2、法人税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で1億629万4,000円を計上しております。対前年度比は2,793万7,000円の減額となっております。

項2固定資産税は、現年課税分、滞納繰越分、国有資産等所在市町村交付金合計で7億1,315万円、対前年度比は1,488万1,000円の減となっております。固定資産税の減につきましては、評価替えの影響を見込んだものでございます。

次に、項3軽自動車税は、現年度分、滞納繰越分、環境性能割現年度分の合計で4,693万6,000円、対前年度比888万円の減となっております。

続きまして、項4たばこ税は1億6,167万2,000円計上しております。対前年度比は、一

般の紙たばこと加熱式たばこの増税に伴い、1,331万円の増となっております。

次に、項6入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分の合計で460万7,000円計上しております。対前年度比は、新型コロナウイルスの影響により274万5,000円の減となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町税以外の歳入の説明、20ページから。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、町税以外の歳入につきましてご説明いたします。

20ページの款2地方譲与税、22ページの款3利子割交付金、24ページの款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、26ページの款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款11地方交付税ですが、総額41億円で、前年度対比は1億1,000万の減額となっております。説明欄内訳の普通交付税は37億1,000万で、前年度対比は9,000万円の減となっております。また、特別交付税は前年度の交付見込額を勘案して2,000万の減額計上をしたところです。

次に、28ページの款12交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込額を勘案して計上したところです。

款13分担金及び負担金ですが、汚泥再生処理センター建設工事負担金などを計上しております。

款14使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

34ページの款15国庫支出金、また38ページの款16道支出金ですが、現行の制度や事業などにに基づきそれぞれ計上したものです。

44ページの款17財産収入ですが、各種財産や土地、建物などの利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

46ページ、款18寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上しておりますが、目4ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金として11億507万8,000円を一般会計に繰入れを行っております。

48ページの款20繰越金ですが、前年度同額の4,000万円を計上しております。

款21諸収入ですが、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金では、令和3年度から延滞金の徴収に伴い47万6,000円を計上しております。節2加算金から項2町預金利子は、それぞれ名目計上しております。

50ページの項3受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

50ページの項5雑入ですが、いずれの科目に属さないものを計上したものです。

52ページの款22町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、歳出に入ります。58、59ページの款1議会費から款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、目2人事管理費まで。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、歳出についてご説明いたします。

款1議会費ですが、節1議員報酬から節18負担金補助及び交付金まで総額7,901万8,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっております。

続いて、64ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目3文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目3文書広報費ですが、広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費、またホームページ管理運営経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目4財産管理費。

○総務課長（濱野尚史君） 財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節14工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー9を提出しております。

○議長（野村 洋君） 目5砂原支所費。

○地域振興課長（千葉正一君） 目5砂原支所費ですが、支所庁舎等の維持管理に要する経費が主なものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目6企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目6企画費でございますが、渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものであります。わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金など前年度に引き続き計上しております。また、地域公共交通計画策定業務委託料、令和3年度分を計上しております。資料ナンバー11を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7情報推進費。

○総務課長（濱野尚史君） 目7情報推進費ですが、庁舎内のパソコン、複写機等に係る消耗品や情報端末機器の借り上げ料などが主なものです。

以上となっております。

○議長（野村 洋君） 目8交通安全対策費、目9防災対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目8交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関

する経費となります。節14工事請負費では、カーブミラー及び町道区画線の工事費を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、森町交通安全運動推進委員会、森町交通安全協会への補助金を計上しております。

目9防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となります。節10需用費の消耗品費は、備蓄品購入が主なものとなります。節12委託料では、森町津波ハザードマップ改訂業務委託料を計上しております。資料ナンバー12を提出しております。また、デジタル防災行政無線整備工事（砂原地区）施工監理業務委託料及びめぐりまして節14工事請負費のデジタル防災行政無線整備工事（砂原地区）は砂原地区のアナログ戸別受信機をデジタル戸別受信機への更新等に関する経費でございます。資料ナンバー13を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目10定住対策費でございます。移住、定住施策に関する地域おこし協力隊員経費と移住体験住宅運営管理費が主なものでございます。また、大学連携若者定住促進事業負担金を計上しております。資料ナンバー14を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目11諸費。

○総務課長（濱野尚史君） 目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。資料ナンバー15を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2徴税费、目1税務総務費、目2賦課徴収費。

○税務課長（柏渕 茂君） 項2徴税费についてご説明いたします。

目1税務総務費の節7報償費は、小学校の税を考える週間書道展への出展に対する記念品等でございます。その他の経費につきましては経常的経費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節12委託料は、町税の賦課徴収に係る業務委託料でございます。主なものといたしまして、コンビニ収納導入委託料はコンビニ収納を開始するために伴うシステム改修、動作確認、運用見直しに伴う支援作業等の開発費用でございます。節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものとなっております。その他の経費は経常経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（安藤 仁君） 目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務に係る経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費、目2衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費まで。

○選管書記長（村本 政君） 目1 選挙管理委員会費ですが、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

目2 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、本年中に執行されます衆議院議員選挙及び最高裁の国民審査に係る執行経費を計上したものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費につきましては、経済センサス活動調査及び工業統計調査実施に要する費用でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 監査委員費、目1 監査委員費。

○監査事務局書記長（村本 政君） 目1 監査委員費ですが、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費から目3 社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（安藤 仁君） 目1 社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わるものを計上しております。主なものでございますが、87ページ、節10 需用費では防犯灯の電気料と修繕料等ございまして、節13 使用料及び賃借料はLED防犯灯などの借り上げ料でございます。節18 負担金補助及び交付金は、各種団体に対する補助金ございまして、節27 繰出金につきましては森町国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

続いて、目2 国民年金費は、国民年金業務に係る経常的な経費でございます。

次に、86ページの目3 社会福祉施設費は、各地域の生活館、社会福祉会館など34施設の維持管理経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 老人福祉総務費から目8 後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 目4 老人福祉総務費につきましては、高齢者全般に係る福祉事業、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を予算計上しております。老人福祉の主な施策概要について、資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。90ページ、節7 報償費につきましては、100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品代や令和3年度から新たに実施する介護人材確保対策事業として介護職員等就労祝金を計上しております。資料ナンバー17を提出しておりますので、ご参照願います。節10 需用費の賄い材料費は、給食サービス事業の食材費等となっております。節12 委託料は、緊急通報システム端末機の点検委託料をはじめ、要介護認定とらない高齢者を対象としている生きがい活動支援通所事業並びに森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものとなっております。節17 備品購入費は、緊急通報システム端末機の購

入見込額を計上しております。節18負担金補助及び交付金は、森町シルバー人材センター補助金、社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金並びに森町高齢者地域ぬくもり事業補助金、令和3年度から新たに実施する介護資格取得支援事業助成金を計上しております。資料ナンバー17を提出しておりますので、ご参照願います。92ページ、節19扶助費につきましては、老人福祉施設入所者に係る措置費並びに在宅の高齢者のための支援に係る外出支援サービス事業であります福祉タクシー等が主なものとなっております。節27繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金を計上しております。

目5障害者福祉費についてご説明いたします。節12委託料につきましては、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料及び障害者訪問入浴サービス事業委託料が主なものとなっております。節18負担金補助及び交付金につきましては、福祉団体への負担金のほか、障がい者雇用促進事業補助金を計上しております。94ページ、節19扶助費につきましては、自立支援医療費と障害者介護給付費が主なものとなっております。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー16をご参照願います。

目6心身障害者医療費並びに目7ひとり親医療費は、それぞれ重度障がい者、独り親家庭への医療費扶助が主なものとなっております。

目8後期高齢者医療費について説明させていただきます。節18負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への町負担金となります。節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分及び事務費分として計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目2保育所費まで。

○子育て支援課長（野崎博之君） 目1児童福祉総務費の節7報償費につきましては、ことぶき出産奨励金を計上しております。次のページ、96ページでございますが、節18負担金補助及び交付金につきましては、駒ヶ岳保育園、鳥崎保育園や学童保育施設の運営事業に対する補助金、子ども・子育て支援提供施設利用料助成金は保育料無償化に伴う認可外保育施設などへの利用助成金が主なものでございます。節19扶助費につきましては、児童手当費を計上しております。

目2保育所費につきましては、森、新川、尾白内保育所に係る人件費や需用費などを含め3保育所の維持管理や運営に係る費用を計上しております。あわせまして、令和3年度より町立3保育所の土曜日の施設開所時間を平日同様18時まで延長するため、関連予算を併せて計上いたしております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3障害児通所支援費から目5未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 目3障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブの運営経費となります。100ページ、節19扶助費の児童発達支援費は児童発達支援

センター等の利用分を審査機関である国保連合会へ支払うための扶助費などとなっております。

目4子ども医療費は、子供が満18歳到達後の年度末までの医療費の助成に要する扶助費等を計上しております。

目5未熟児医療費、節19扶助費は未熟児医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（安藤 仁君） 災害救助費では、災害などに遭われた方へお見舞金を計上しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2環境衛生費。

○住民生活課長（安藤 仁君） 目1保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計上しております。

次に、目2環境衛生費は野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地の管理などに係る経常的な経費でございます。主なものでございますが、105ページ上段の節14工事請負費はさわら斎場1号炉主燃、再燃焼炉耐火物全面積替え工事でございます。資料ナンバー18を提出してございます。また、節18負担金補助及び交付金では、水道未普及地域の飲用水確保対策事業に係る補助金を計上してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3予防費から目6病院費まで。

○保健福祉課参事（宮崎 渉君） 目3予防費は、新型コロナウイルスワクチンをはじめとした予防接種や妊婦一般健康診査、乳幼児健診等に係る費用が主なものです。

続いて、目4保健事業費は、成人に係る各種検診費用が主なものとなっております。

次に、目5保健センター管理費は、森町保健センターの管理運営に係る経費です。

目6病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金となっております。資料ナンバー19をご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長（川口武正君） 項2清掃費についてご説明いたします。

目1清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年比762万8,000円の減額は、渡島廃棄物処理広域連合負担金の減が主な要因となっております。

次に、112ページ、目2ごみ処理施設費でございますが、町内2か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。前年比163万2,000円の増額は、森処分場に係る修繕

料の増額が主なものとなっております。

次に、目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費のほか、汚泥再生処理センター建設費が主なものでございます。前年比8億3,806万4,000円の増額は、昨年度より3か年の継続費により実施している汚泥再生処理センター建設工事関係経費の増が主な要因となっております。資料ナンバー20を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） それでは、目1労働諸費について、この科目につきましては出稼ぎ労働者対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費。

○農委事務局長（鈴木修一君） 目1農業委員会費につきましては、農業委員の報酬と農地台帳システムに係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目2農業総務費から項2林業費、目4森林環境事業費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） 116ページ、117ページ中段の目2農業総務費の主なものについてご説明いたします。

節18負担金補助及び交付金につきましては、有機栽培実施者への環境保全型農業直接支払交付金、産地パワーアップ事業で導入したトマト選別機リース代への助成金、また熊や鹿による農業被害軽減に向けた野生鳥獣侵入防止柵設置に関わる補助金が主なものでございます。

次に、下段、118ページ、119ページ上段の目3農業振興費につきましては、森町基幹集落センターの維持管理費が主なものでございます。

次に、中段の目4畜産業費につきましては、枝肉格付業務員の報酬と町営牧場における維持管理費、また輓馬大会への補助金が主なものでございます。

次に、下段から120、121ページ上段の目5農地費につきましては、駒ヶ岳地区及び濁川地区の水田維持を目的とする多面的機能支払交付金のほか、濁川地区農地耕作条件改善事業に関わる積算業務委託料、農道及び用排水路の工事費、用地購入費及び補償費が主なものでございます。資料ナンバー21を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、上段から下段の目6駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設の維持管理費、また支線用水路の機能保全を行うための工事費が主なものでございます。資料ナンバー22を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、122、123ページ上段の目7濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理に関わる費用でございます。

次に、中段の目8熱水利用園芸施設費につきましては、発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理に関わる費用であり、費用の全額は施設を利用する農家が負担してお

ります。

次に、目 9 山村振興施設管理費につきましては、駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の修繕に関わる費用が主なものでございます。

続きまして、下段から124、125ページ上段の項 2 林業費、目 1 林業総務費につきましては、熊及び鹿の駆除対策に関わる報償費と次代を担う若手ハンター育成に向けた狩猟免許等取得助成金 4 名分が主なものでございます。

次に、中段から126、127ページ上段の目 2 林業振興費につきましては主なものをご説明いたします。節 2 給料の地域おこし協力隊給与であります、会計年度任用職員として 1 名を雇用し、新たに行う地域ブランドの新たな掘り起こしと魅力発信の取組に従事していただきます。また、新たな取組として伐期を迎えた町産材の活用とローコストな木造建築物の普及に向けた低コスト公共施設森町モデルの事業に着手し、公共施設を題材として林業、木材産業における川上、川中、川下の地域循環サイクル構築に向けた検討を進めてまいります。資料ナンバー23を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費につきましては、町有林の造林及び保育工事に関わるものでございます。資料ナンバー24を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金の豊かな森づくり推進事業補助金、旧未来につなぐ森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の造林事業に対し交付してまいります。資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。また、炭ずみまで地域材を使おう・もりだくさんプロジェクト補助金につきましては、新築住宅、店舗及び事務所新築等への地域材利用に対して交付してまいります。

次に、中段の目 3 林道事業費につきましては、節12委託料の林道橋点検業務委託料により林道橋の P C B 含有調査を実施いたします。資料ナンバー26を提出しておりますので、ご参照願います。

最後に、中段から128、129ページ上段の目 4 森林環境事業費につきましては主なものをご説明いたします。これまで行ってまいりました森高校生インターンシップ、学生の活動拠点、コネクトモリプロジェクト、森高校子供の発達を促す木のおもちゃ研究のほか、次世代に引き継がれる木育推進プロジェクトの内容を充実し、取り組んでまいります。資料ナンバー28を提出しておりますので、ご参照願います。また、新たに地域おこし協力隊員制度を併用する中で、地域ブランドの継承と新たな地域資源の掘り起こしの取組にも着手してまいります。資料ナンバー27を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項 3 水産業費、目 1 水産業総務費から目 4 排水処理施設費まで。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項 3 水産業費について主なものをご説明いたします。

目 1 水産業総務費、節12委託料につきましては、通常の漁港管理費用に加えまして除雪に係る費用を計上しているところでございます。続きまして、節18負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体等に対します運営負担金などが主なものでございます。ま

た、次ページの節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

次に、目2水産業振興費の節18負担金補助及び交付金のうち新規事業といたしまして砂原漁協が2か年の予定で荷さばき施設を整備するに当たりまして、令和3年度は実施設計に関わる分として1,207万5,000円を計上してございます。資料ナンバー29を提出してございます。

続きまして、132、133ページの目3水産施設管理費でございます。こちらの予算につきましては、森町水産系副産物再資源化施設及び森町漁業系廃棄物リサイクル施設の運営に伴います経常経費が主なものでございますが、令和3年度は節17備品購入費といたしまして水産系副産物再資源化施設、いわゆるばんけいで使用いたしますホイルローダー1台分の更新経費2,300万円を計上してございます。資料ナンバー30を提出してございます。

続きまして、目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設の運営に係ります経常経費に加えまして、老朽化著しい攪拌器等の修繕料を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費から目3ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） それでは、134ページの目1商工業振興費についてご説明いたします。

節7報償費につきましては、町が指定した事業に参加した方を対象に森商店会も〜りーくんポイントカードの行政ポイントを進呈するための経費でございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、森地方中小企業相談所、森商工会議所、森町さわら商工会、プレミアム商品券発行事業、森商工会議所70周年記念事業、中小企業特別融資利子補給費などへの補助金が主なものでございます。また、プレミアム商品券発行事業、中小企業特別融資利子補給費補助金につきましては、資料ナンバー31、32を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2観光費についてご説明いたします。節10需用費及び節12委託料につきましては、町内2か所の道の駅に係る維持管理業務に関する費用となっております。また、ロケーションマッチング業務に要する費用も入っております。節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会、森蘭航路協議会などへの補助金が主なものでございます。ロケーションマッチング業務につきましては、資料ナンバー33を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、138ページの目3ふるさと応援対策費についてご説明いたします。ここでは、ふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、代行業務委託料、積立金などを計上してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費から項 3 河川海岸費、目 1 河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 款 8 土木費、項 1 土木管理費から項 3 河川海岸費までをご説明いたします。

138ページ、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費で、節 2 給料の事務補助に係る給料、節12委託料の公共敷地等調査測量委託料、節18負担金補助及び交付金では北海道治水砂防海岸事業同盟負担金など各種協会への負担金が多くなっております。

続きまして、目 2 給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の給水施設保守点検業務委託料が多くなっております。

続きまして、項 2 道路橋梁費ですが、目 1 道路橋梁総務費につきましては、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料の道路台帳の補正に係る整備が多くなっております。

続きまして、目 2 道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費ですが、主なものといたしまして節12委託料では除雪業務や暗渠側溝清掃業務委託料が多くなっております。節14工事請負費は、町内一円に係る町道の舗装補修工事及び森町管内橋梁補修工事でございます。資料ナンバー34を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金は、町道の橋梁点検に係る負担金で、資料ナンバー35を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目 3 道路橋梁新設改良費ですが、節14工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事と鳥崎町 2 号線における排水施設整備工事が主なものでございます。資料ナンバー36を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、項 3 河川海岸費、目 1 河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事でございます。資料ナンバー37を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項 4 港湾費、目 1 港湾管理費。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項 4 港湾費について主なものをご説明いたします。

目 1 港湾管理費につきましては、森港湾の維持管理に係る経常経費や維持補修費のほか、節12委託料では老朽化が進んでおります本港マイナス5.5メートル岸壁の補修に伴います設計費用といたしまして424万6,000円を計上しております。資料ナンバー38を提出してございます。また、節18負担金補助及び交付金は、森港改修事業管理者負担金が多くなっております。令和 3 年度は道路東の用地補償を行う予定でございます。資料ナンバー39を提出してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項 5 都市計画費、目 1 都市計画総務費から項 6 住宅費、目 2 空き家対策費まで。

○建設課長（富原尚史君） 続きまして、項 5 都市計画費から項 6 住宅費までをご説明いたします。

項 5 都市計画費、目 1 都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節 8 旅費及び節 18 負担金補助及び交付金が主なものでございます。

続きまして、目 2 公園費ですが、公園、広場の補修や維持管理に係る経常的経費で、節 12 委託料の公園管理等業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務が主なものでございます。

目 3 下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に係る経常的経費でございますが、節 10 需用費における光熱水費は共用部分や外灯に係る電気料で、修繕料は小破修繕や給排水ポンプなどの補修に係るものでございます。節 12 委託料では、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターや浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検、緊急通報装置定期点検などが主なものでございます。節 14 工事請負費につきましては、資料ナンバー 40 のニューアカシヤ団地における町営住宅屋根ふき替え工事、資料ナンバー 42、新栄団地 2 棟の町営住宅解体工事、資料ナンバー 41 のみどりヶ丘団地、度杭崎団地における町営住宅非常用照明改修工事でございます。

続きまして、目 2 空き家対策費ですが、節 12 委託料の所有者照会及び不在者財産管理人事務委託に係るものでございます。資料ナンバー 43 を提出しておりますので、ご参照願います。節 13 使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節 18 負担金補助及び交付金は、特定空き家等の所有者及び相続人に対し、空き家等を解体する場合に補助するものでございます。資料ナンバー 44 を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費から目 3 消防施設費まで。

○消防長（東谷直樹君） 引き続き、款 9 消防費、項 1 消防費についてご説明を申し上げます。

目 1 常備消防費でございますが、節 8 旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育及び救助科への入校、救急救命士特定行為の資格認定として処置拡大講習とビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習、また函館市内病院での気管挿管実習でございます。節 7 備品購入費でございますが、墜落制止用器具、消火栓機能点検用器具、訓練用消火器を購入するものでございます。節 18 負担金補助及び交付金ですが、消防学校負担金は初任教育

及び救助科並びに救急救命士の処置拡大講習、ビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習と気管挿管再認定講習でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございます。節17備品購入費につきましては、機械器具として消防車用のバッテリーを購入するものでございます。

続きまして、目3消防施設費でございます。節17備品購入費につきましては、森町消防団第1分団に配置しております第2号車の更新整備でございます。資料ナンバー45を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目4災害対策費ですが、災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外手当や建設機械借上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長（萩野友章君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

続きまして、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。161ページの節12委託料では、森高等学校部活バス等運行業務委託料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー46、47を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、162ページから167ページの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校8校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、児童1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節14工事請負費では、鷲ノ木小学校プール解体撤去工事及び森小学校遊具改修工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー48、49を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2教育振興費では、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料につきましては、デジタル教科書実証事業における小学校の指導者用デジタル教科書ライセンス使用料でございます。資料ナンバー50を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、小学校6年生への修学旅行等児童負担金を計上しております。節19扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

続きまして、目3学校建設費、節12委託料では、駒ヶ岳小学校校舎・屋体耐震度調査業務委託料及び尾白内小学校校舎・屋体耐震診断業務委託料を計上しております。資料ナンバー51、52を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、168ページから173ページ、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、生徒1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。173ページの節14工事請負費では、森中学校重油地下タンクライニング工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー53を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費では、森中学校のスクールバス1台の購入経費が主なものでございます。資料ナンバー54を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2教育振興費では、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料につきましては、デジタル教科書実証事業における中学校の指導者用デジタル教科書ライセンス使用料でございます。資料ナンバー50を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節19扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

続きまして、目3学校建設費、節12委託料では、砂原中学校屋体改修工事調査設計業務委託料を計上しております。資料ナンバー55を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、174ページから179ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。177ページの節12委託料では、森幼稚園耐震診断業務委託料を計上しております。資料ナンバー56を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費から目4文化財振興費まで。

○社会教育課長（宮崎弘光君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費についてご説明いたします。

節7報償費は、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。節12委託料は、施設管理業務委託料や芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会、静岡県森町や外ヶ浜町との交流事業補助金が主なものでございます。なお、資料ナンバー57の1ページ、2ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、180ページからの目2公民館費についてご説明いたします。節7報償費は、各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節10需用費及び節12委託料につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。なお、資料ナンバー57の3ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、182ページからの目3図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございますが、節2給料、節3職員手当、節4共済費は図書整理等に係る会計年度任用職員の人件費となっております。次ページの節13使用料及び賃借料は建物施設借り上げ料、節17備品購入費は図書購入費が主なものでございます。

なお、資料ナンバー57の4ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4文化財振興費についてご説明いたします。昨年度に引き続き史跡鷲ノ木遺跡整備事業に係る経費を計上しております。資料ナンバー58を提出しております。また、昨年度中止となった日本冷凍食品事業発祥100周年記念事業について、「100+1周年」と題し、かかる経費を計上しております。資料ナンバー59を提出しております。また、8月から9月にかけて鷲ノ木遺跡見学会の回数を大幅に増やして実施するほか、遺跡発掘調査事務所で開催する企画展の経費を計上しております。資料ナンバー60を提出しております。また、節14工事請負費では、森町遺跡発掘調査事務所排水設備等工事費を計上しております。資料ナンバー61を提出しておりますので、ご参照願います。そのほかにつきましては、経常的経費となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、続いて項6保健体育費、目1保健体育総務費、目2体育施設費。

○体育課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、体育協会、スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7報償費では、各スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師、大会審判への謝金などが主なものとなっております。節18負担金補助及び交付金では、森町体育協会やスポーツ少年団、あったかさわら道南パークゴルフ大会開催に係る補助やスポーツ少年団等の全道、全国大会出場時の参加負担金を計上してございます。また、青森県外ヶ浜町交流事業として竜飛・義経マラソン参加に伴う経費を計上してございます。資料ナンバー57の5ページ、6ページを提出してございますので、ご参照願います。

続きまして、目2体育施設費でございますが、この科目は森町民体育館をはじめとする町内各体育施設に係る維持管理経費が主なものとなっております。節10需用費の修繕料では、森町民プール幼児用手すり修繕や町内各体育施設の小破修繕経費を計上してございます。節12委託料では、各体育施設の管理、清掃業務、森町民体育館の日直員業務や森町ふれあいの森指定管理業務などが主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3学校給食費。

○給食センター長（藤嶋 希君） 目3学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、次のページに移りまして節10需用費はボイラーの燃料費や施設の光熱水費のほか、給食の賄い材料費が主なものでございます。なお、賄い材料費につきましては子育て支援分の町補助分を含めた金額で計上しております。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか、給食配送の委託料や給食費のコンビニ収納導入に向けた給食管理システム改修委託料でございます。次のページに移りまして、節17備品購入費はマイコン炊飯ジャー1台を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款11災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 款11災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款12公債費、項 1 公債費、目 1 元金から款13予備費、項 1 予備費、目 1 予備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 196ページから198ページの款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算に入ります。もう一点、議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

213ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ25億5,805万7,000円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移につきましては資料ナンバー62を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明させていただきます。226ページをお開き願います。保険税の収入につきましては、現行保険税率により前年度課税所得から5%減を見込み、一般被保険者と退職被保険者の予算額合計は前年度比較1億4,702万1,000円の減額を見込み、計上しております。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1 医療給付費分現年課税分から節 3 介護納付金分現年課税分までの収納率を90%として算定しております。節 4 医療給付費分滞納繰越分から節 6 介護納付金分滞納繰越分までの収納率につきましては19%を見込み、計上しております。

228ページ、款 4 道支出金、項 1 道補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等普通交付金につきましては、町が医療機関に支払う各医療費分等が北海道から補助金として交付されることとなります。節 2 保険給付費等特別交付金につきましては、医療費の適

正化に向けた事業の実施等に係る保険者努力支援分等の交付金を見込んでおります。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、法定内のルール分及び法定外の繰入金として保健事業に要する費用と医療費助成制度において町独自で助成対象を拡大しているものへの医療費の波及増分を見込んで計上しております。

236ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、一般職員3名の人件費及び事務費の経常的経費を見込んでおり、節12委託料では新たにコンビニ収納導入委託料を計上しております。

目2連合会負担金につきましては、北海道が運用する国保システムの負担金等を計上しております。

238ページ中段、項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金となっております。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費に係る経費を計上しております。

240ページ中段、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費については、収納率向上のための事務研修会への参加や医療費の適正化を図るためのレセプト点検委託料等を事務費計上しております。

242ページ、款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、療養給付費及び療養費等となっております。

項2高額療養費は、それぞれの高額療養費に対する支給金を計上しております。

項3移送費、244ページ、項4出産育児諸費及び項5葬祭諸費につきましては、前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分につきましては、都道府県化により北海道へ納付する医療給付費分を計上しております。

246ページ中段、項2後期高齢者支援金等分及び項3介護納付金分は、医療給付費分と同様、北海道への事業費納付金として計上しております。

248ページ下段、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査事業に係る費用として健診委託料及び特定健診受診率向上支援共同事業負担金などを計上しております。

250ページ、項2保健事業費につきましては、保健衛生普及費として予防接種委託料等を計上しております。

下段、款9諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、過誤等による還付金、還付加算金等を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

259ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億4,607万3,000円にしよう

とするものです。収支状況、医療費等の推移について、資料ナンバー63を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。270ページをお開き願います。款1 後期高齢者保険料、項1 後期高齢者保険料、目1 特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で100%の収納率を見込んでおります。

目2 普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で97%の収納率を見込み、計上しております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金は、人件費及び事務費に係る経費について一般会計からの繰入金分を計上しております。

目2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰入れしようとするものです。

272ページ中段、款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金につきましては、被保険者に対する還付金等について広域連合から受けようとするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。276ページをお開き願います。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員2名の人件費と経常経費となっております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料及びコンビニ収納導入委託料が主な経費となっております。

278ページ、款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料と減額した保険料相当分並びに広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者医療広域連合会に納付するものとして計上しております。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付金につきましては、過誤等による保険料の還付金、還付加算金を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

285ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ21億2,130万9,000円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ464万6,000円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー64を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定より歳入の主なものにつきましてご説明いたします。304ページをお開き願います。款1 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,627人、普通徴収の徴収率は85%として計上しております。

款2 分担金及び負担金につきましては、共同運営しております茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金であります。

款4 国庫支出金から306ページ、款6 道支出金につきましては、介護サービス、介護予防サービス等給付費及び地域支援事業費に係る各負担割合により計上しております。

308ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金から目3地域支援事業繰入金につきましても各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目4低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目5その他繰入金は人件費、事務費分として計上しております。

款8繰入金、項2特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れであります。

310ページをお開き願います。款8繰入金、項3基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れであります。

314ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明をさせていただきます。款1総務費、項1総務管理費は人件費、電算委託料、項2徴収費は郵送に係る通信運搬費、システム改修委託料が主なものであります。

316ページをお開き願います。項3介護認定審査会費は、介護認定審査会開催に係る委員報酬や人件費等、認定調査に係る事務費が主なものであります。

318ページをお開き願います。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

322ページをお開き願います。項2介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

326ページをお開き願います。項4高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超過した場合の支給費とし、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険、医療保険の利用者負担額の合算が上限額を超過した場合の支給費を計上しております。

328ページをお開き願います。項6特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費において低所得利用者を対象とする軽減対策費を計上しております。

330ページをお開き願います。款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に伴う事業費を計上しております。

項2一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料を計上しております。

項3包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費及び次ページ、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものであります。

目4任意事業費は、介護用品支給事業が主なものであります。

目6生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業が主なものであります。

目7認知症総合支援事業費は、認知症カフェ事業が主なものであります。

336ページをお開き願います。款6基金積立金につきましては、介護給付費準備基金への積立金であります。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定につきまして説明いたします。342ページをお開き願います。歳入、款1サービス収入、項1予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護

予防サービス計画作成費であります。

346ページをお開き願います。歳出、款1事業費、項1居宅介護支援事業費は介護予防サービス計画作成委託料であり、款2諸支出金、項1繰出金は保険事業勘定繰出金であります。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） 議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） それでは、353ページ、議案第28号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,393万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。364、365ページの歳入をお開き願います。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入並びに目2居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入でございます。節の施設介護サービス費収入は入所、下段の短期入所生活介護費収入につきましてはショートステイに関する収入でございます。

続きまして、項2自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金7,399万9,000円は、一般会計からの繰入れをもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、366、367ページをお開き願います。款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負担分が主なものでございます。

続きまして、371ページの歳出をお開き願います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、370ページから次ページの373ページまででございますが、これは施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、374ページから375ページをお開き願います。款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー65、66を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。392ページ、393ページ

をお開き願います。歳入の款 1 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 使用料の 51 万円につきましては、港湾施設内の町有地の使用料でございます。

続きまして、396 ページ、397 ページをお開き願います。歳出の款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 8 旅費の 23 万 6,000 円と節 10 需用費の 1 万円につきましては、港湾事務に係ります経常経費でございます。続きまして、節 27 繰出金 26 万 5,000 円につきましては、令和 3 年度は使用料を充当して行います町単独事業を予定してございませんので、一般会計へ繰り出ししようとするものでございます。

続きまして、議案第 30 号 令和 3 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明いたします。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ 6,510 万 5,000 円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。それでは、410 ページ、411 ページをお開き願います。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各 3 漁協における負担金でございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 リサイクル施設使用料につきましては、令和 3 年度はウロの受入れ数量を 1,700 トンと見込んで計上しているところでございます。

続きまして、款 3 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 物品売払収入につきましては、電解業務の終了に伴いまして一部機械類の売却を予定してございます。その名目的に 1,000 円を計上しているところでございます。

続きまして、412 ページ、413 ページの款 4 繰入金、項 2 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、施設運営に係る費用の森町負担分となっているところでございます。

続きまして、416 ページから 419 ページの歳出についてご説明いたします。款 1 項 1 目 1 総務事業費、節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、施設運営に係る職員 2 名分の人件費でございます。節 10 需用費の主なものにつきましては、施設の高圧電力装置等の修繕に係る費用が主なものとなっているところでございます。節 12 委託料につきましては、令和 2 年度から飼料会社とセメント会社の 2 系統によるリサイクルを行っておりまして、飼料会社につきましては乾燥処理業務として、またセメント会社につきましては焼却処理業務といたしましてそれぞれかかる費用を計上してございます。次ページの節 17 備品購入費として 553 万 9,000 円を計上してございますが、こちらにつきましては升で搬入されたウロの入替え作業等を効率よく、なおかつ安全に行うために新たに回転反転装置付きのフォークリフトを購入しようとするものであります。資料ナンバー 67 を提出してございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第 31 号 令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

資料ナンバー68、病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量でございます。病床数60床、年間患者数の入院1万3,140人、外来2万5,168人を予定しており、1日当たり平均患者数は入院で36人、外来で104人を見込みました。

建設改良事業は、解析つき心電計一式ほか記載のとおり計4件の機械、備品の購入となっております。

次に、収益的收入及び支出ですが、病院事業収益は9億5,186万6,000円で、医業収益6億9,371万9,000円、医業外収益2億5,814万7,000円となっております。

2ページをお願いいたします。支出ですが、病院事業費用は12億3,486万9,000円で、医業費用12億2,115万6,000円、医業外費用1,321万3,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算となっております。

次に、資本的收入及び支出でございます。資本的收入は1億4,465万8,000円で、企業債7,250万円、出資金7,215万8,000円となっており、資本的支出は1億8,793万円で、建設改良費7,465万2,000円、企業債償還金1億1,327万8,000円となっております。

企業債から3ページの棚卸資産の購入限度額までは記載のとおりとなっております。

それでは、9ページ以降の事項別明細書によりまして、主なものについてご説明いたします。収益的收入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億3,362万円で、診療単価3万3,000円を見込み、目2外来収益は1億8,876万円で、診療単価7,500円を見込んでおります。

目3その他医業収益につきましては、各種検診、予防接種、一般会計からの補助金などとなっております。

10ページをお願いいたします。項2医業外収益、目2他会計補助金の2億4,519万5,000円は、説明欄記載のとおり負担区分に基づく一般会計の繰入れでございます。

11ページをお願いいたします。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費は、病院経営に係る人件費となっております。

目2材料費でございます。実績等を勘案し、全体で前年度とほぼ同額を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。科目によって増減はございますが、全体で548万3,000円の増額となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。資本的收入及び支出の収入ですが、款1資本的收入、項1企業債、目1企業債7,250万円は、医療器械購入に係る企業債でございます。

項2出資金、目1出資金7,215万8,000円は、過去の病院建設や医療機器購入に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資金となります。

18ページでございます。款1資本的支出、項1建設改良費7,250万円は、説明欄記載のと

おり計4件の機械、備品の購入費用となっております。

項2企業債償還金、目1企業債償還金1億1,327万8,000円は、過去の病院建設等に係る元金支払い分となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算、議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数5,057戸、年間総配水量は145万720立方メートル、1日平均配水量は3,975立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、森町水道事業中央監視装置更新工事、霞台森停車場線配水管移設更新工事、上台町地区配水管更新工事で、詳細の工事量、予定箇所については資料番号69、70、71番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業収益を3億794万8,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億1,769万8,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額については、収入の第1款水道事業資本的収入を1億700万円、支出の第1款水道事業資本的支出を2億2,331万8,000円にしようとするものです。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,631万8,000円は過年度分損益勘定留保資金5,947万2,000円、当年度分損益勘定留保資金5,684万6,000円で補填しようとするものです。

第5条の企業債でございますが、起債の借入れ限度額1億500万円は、更新事業の財源として借り入れるものでございます。

第6条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借入れするための限度額の設定となっております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。森町水道事業会計予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,687万4,000円で、前年度比425万7,000円の増となっております。

同じく目3その他の営業収益は1,951万2,000円で、前年度比142万3,000円の増となっております。

11ページの款1水道事業収益、項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金は、

前年度比930万7,000円の増となっており、本年度は更新事業があり、課税仕入れに係る消費税が課税売上げに係る消費税より大きくなり、還付となることを見込んでいるためです。

目2長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比32万円の増となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億1,475万8,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用等に要する費用で、前年度比456万7,000円の減となっております。節の修繕費3,144万2,000円は、各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料4,993万9,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

13ページ、目2配水及び給水費4,801万5,000円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他附属施設等並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比54万5,000円の増となっております。節の給料から法定福利費については職員給与費であります。14ページ、節の備消耗品費から公課費については、配水施設における維持管理及び運用に要する費用です。

15ページ、目4業務費4,919万1,000円は、水道料金、下水道使用料のメーター検針及び徴収等業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比313万円の増となっております。検満を迎えるメーター取替え費の増が主な理由です。

目5総係費2,171万2,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しており、前年度比329万4,000円の増で、主な要因は令和4年度から水道料金のコンビニ収納を予定しており、それに向けてのシステム改修費用200万円の増によるものです。以下16ページまででございます。

16ページ下段、目6減価償却費7,325万5,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しております。

17ページ、目7資産減耗費558万4,000円は前年度比553万4,000円の増で、これは更新事業による有形固定資産除却費を計上しております。

18ページ、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費278万2,000円は、企業債の返済利息と一時借入れのための利息を計上しております。

20ページをお開きください。資本金収入及び支出の収入について、款1水道事業資本金収入、項1企業債、目1企業債1億500万円は、水道施設更新事業を実施するために起債を借り受けるものです。

項2負担金、目1負担金200万円は、道道霞台森停車場線における配水管移設工事に伴う補償による負担金です。

21ページ、支出について、款1水道事業資本金支出、項1建設改良費、目1水道施設費1億7,998万2,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の各水道施設の更新工事を計上しております。委託料は、配水管移設工事の委託料352万円を計上しております。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金4,333万6,000円は借り入れた起債の償還に必要な費用で、前年度比973万4,000円の増でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてですが、排水戸数は3,120戸、年間総排水量は64万1,030立方メートル、1日平均排水量は1,750立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径75から150ミリで延長500メートルの施工を予定しています。工事詳細の予定箇所につきましては資料番号72番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予算額について、収入及び支出それぞれ4億6,770万8,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を1億9,037万4,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億1,942万9,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,905万5,000円は当年度分損益勘定留保資金1億2,905万5,000円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料の債務負担の設定でございます。

3ページの第6条の企業債でございますが、起債の借入れ限度額3,610万円は下水道管渠等の建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として5,803万9,000円、経営健全化補助金として1億6,562万6,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億2,905万5,000円と事業費運営費として3,585万9,000円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。森町公共下水道事業会計予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,698万7,000円で、前年度比31万2,000円の増となっております。

11ページ、項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,366万5,000円は一般会計よりの補助金で、前年度比397万6,000円の減となっております。

目 3 長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比37万円の増となっています。

12ページをお開きください。支出についてですが、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費1,959万2,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設及び排水設備管理に要する費用を計上しております。

13ページ、目 2 処理場費8,817万6,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに汚泥処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比165万1,000円の減となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけての目 4 総係費3,158万1,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理费用で、前年度比212万4,000円の増となっております。これは、令和 4 年度から下水道使用料のコンビニ収納に係るシステム改修費用に伴う水道事業への負担金が主な要因です。

目 5 減価償却費は 2 億6,971万7,000円で、前年度比109万3,000円の減となっております。

17ページ、項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費は5,803万9,000円で、前年度比474万1,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款 1 下水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債は3,610万円で、前年度比2,070万円の減となっております。

項 2 国庫補助金、目 1 国庫補助金は2,200万円で、前年度比1,600万円の減となっております。

19ページの項 3 出資金、目 1 他会計出資金は 1 億3,012万6,000円で、前年度比287万1,000円の増となっております。

項 4 受益者負担金、目 1 受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は214万8,000円で、前年度比117万8,000円の増となっております。

20ページから21ページに続く支出についてですが、款 1 下水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、本年度は7,824万5,000円で、前年度比4,587万9,000円の減となっております。

21ページ下段の項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金は 2 億3,715万9,000円で、前年度比774万3,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第 4 に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、3月4日午前10時開会といたします。

延会 午後 3時01分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和３年３月３日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和3年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和3年3月4日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時44分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
議案第24号 令和3年度森町一般会計予算
議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算
議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 7 議長の常任委員会委員の辞任について
- 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 9 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 10 意見書案第2号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書
- 11 意見書案第3号 国民健康保険料（税）の子供均等割り減免に関する意見書
- 12 意見所案第4号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
- 13 議員の派遣について
- 14 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長	16番	野村	洋	君	副議長	1番	菊地	康博	君
	2番	山田	誠	君		3番	佐々木	修	君
	4番	高橋	邦雄	君		5番	伊藤	昇	君
	6番	加藤	進	君		8番	東	隆一	君
	9番	河野	文彦	君		10番	宮本	秀逸	君
	11番	檀上	美緒子	君		12番	木村	俊広	君
	13番	久保	友子	君		14番	松田	兼宗	君
	15番	斉藤	優香	君					

○欠席議員（1名）

7番 堀合哲哉 君

○出席説明員

町長	岡嶋	康輔	君
副町長	長瀬	賢一	君
会計管理者兼 出納室長	東谷	美佐子	君
監査委員	釣	隆吉	君
総務課長	濱野	尚史	君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本	政	君
防災交通課長	柴田	正哲	君
契約管理課長	山田	真人	君
企画振興課長	川村	勝幸	君
税務課長	柏渕	茂	君
保健福祉課長	坂田	明仁	君
保健福祉課参事	須藤	智裕	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎	涉	君
住民生活課長	安藤	仁	君
子育て支援課長	野崎	博之	君
環境課長	川口	武正	君
農林課長	寺澤	英樹	君
農業委員会事務局長	鈴木	修一	君

水産課長	岩井一桐君
商工労働観光課長	阿部泰之君
建設課長	富原尚史君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長兼 地域振興係長	干葉正一君
町民福祉課長	住吉隆子君
教育長	増川正志君
学校教育課長	萩野友章君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮崎弘光君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠公君
給食センター長	藤嶋希君
さくらの園・園長	金丸義樹君
病院事務長	小田桐克幸君
上下水道課長	水元良文君
消防長	東谷直樹君
消防署長	松田光治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	菊池一夫君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥山太崇君
庶務係	喜田和子君
総務係	高橋一也君
財政係	西川慎吾君
情報管理係	川上祐季君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 1 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第 2 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
- 議案第 2 4 号 令和 3 年度森町一般会計予算
- 議案第 2 5 号 令和 3 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 7 号 令和 3 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 3 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 令和 3 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 令和 3 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 3 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 3 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席1番、菊地康博君、議席2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

1、漁港、港湾道路（道路東）整備計画について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

漁港、港湾道路（道路東）整備計画について。森港から大漁橋を渡り、尾白内浜通りの区間には一部未舗装部分があり、合併前からの懸案事項で、改良（舗装）の強い要望が寄せられております。一部用地問題が課題となり、しばらくの間進展がありませんでした。この道路は、森港港湾事業として函館開発建設部により工事を行っている予定港湾道路であり、用地課による地権者との面談確認をされていると思いますが、現段階で用地買収、舗装工事予定の進捗状況を伺います。

森地区、砂原地区の漁場では、多種多様な漁業が行われております。漁業就業者の減少

や高齢化が進んでいることに加え、海洋環境の変化などが大きく水揚げ量に影響を与えるなど、漁業経営は不安定な状況にあります。森町の水産物の安定供給と漁業生産の向上を図るため、生産基盤である漁港、漁場の整備を促進しなければならないと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目の森港湾の整備に関しましては、平成10年に完成した森港長期構想に基づき、北海道開発局による国の直轄事業として順次整備が進められてきておりますが、東日本大震災以降、国の予算措置が選択と集中という方針となり、森港のような地方港湾に対する予算規模が縮小され、当初の計画が遅々として進んでいない状況にあります。そのような状況に加えまして、尾白内浜通りの道路の整備に関しましては一部地権者との間で用地買収が合意に至らず、長年にわたり周辺住民や道路利用者に不便をかけていたことから、平成28年度に道路線形の計画を変更することとなり、それ以降は順調に用地補償等を行ってきております。

お尋ねの現段階における進捗状況であります。港湾管理者として令和3年度は浜通りの整備を最優先に位置づけて、予算の全てを道路整備に傾注して用地補償を完了させ、令和4年度からは道路の舗装工事に着手していきたいと考えております。

2点目の漁業活動の生産基盤に関する整備であります。町内の6漁港全てで老朽化等が進んでおり、機能面での保全や強化が求められております。

また、増殖事業として取り組んでおりました漁場整備につきましても、令和2年度をもって沼尻沖の大型漁礁整備事業と石倉沖のハタハタ礁整備事業が終了しました。

いずれの整備に関しましても、漁業が基幹産業である当町にとって資源の増大や就労環境の向上は重要な課題でありますので、森、砂原両漁協と必要性や将来性について協議を重ね、優先順位づけを行いながら令和3年度は蛸谷漁港や掛瀬漁港などの整備について管理者である北海道に対し要望しているところであります。

とはいえ、北海道としましても漁協や漁場整備といった大規模事業は国の補助金が予算措置されなければ、市町村からの要望を採択することができません。このため、予算獲得に向けて当町単独で行動することは必要ではありますが、場合によっては大きな組織として声を上げていくことも効果的なことから、まずは渡島総合開発期成会のメンバーとして関係機関に対する要望活動に積極的に参加しながら地域の発展に努めてまいります。

以上です。

○委員長（山田 誠君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

未舗装道路に関して、基幹産業である漁業の効率化を図るためにも、早期の着工が求められております。町長の答弁にもありましたように、着実に進められることを期待しております。

漁港、漁場に関して、先ほども答弁にありましたように、令和3年度北海道渡島総合開

発期成会の中で予算施策に関する要望書を出されており、内容としまして水産業の基盤整備について、特定漁港漁場整備事業、砂原地区第3種砂原漁港、漁港施設機能強化事業、蛭谷地区第1種蛭谷漁港、水産物供給基盤機能保全事業、第1種掛潤漁港など、重要要望が出されております。漁場整備事業長期計画を着実に進めるためにも、町長が強く発信をし、水産業の成長産業化を推し進めていくことが重要です。水産物の流通高度化を図るため水産物流通の拠点となる漁港の一貫した衛生管理の整備を推進しなければなりません。水産物を多く取り扱う港湾においても、流通機能の強化を水産基盤の整備の一環と捉え、漁港と同様にさらなる保全管理対策、計画的なICT化を進めていかなければなりません。

以上の重点事項を推進するためにも、関係所管である農林水産省、北海道開発局、道水産林務部などに強く町長が働きかけることが必要と考えますが、再度町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今高橋議員からお話ありましたとおり、この港湾整備事業並びに一次産業への様々な産業振興に関するそういった補助等は、なかなか町の単独財源では難しいという点は当初の今の答弁でもお話しさせていただいたとおりなのですが、本当に国や道にこれからこの町の一次産業、漁業、こういった形で発展をしていきたいか、それを町場の漁業に携わる方々がどのように思いとして持っているのか、そういったものもしっかりと私は聞かせていただき、そういったものを集約させていただきながら国や道にしっかりと要望等を届けに、この足を使ってしっかりと出向いて働きかけていきたいと、そういうふう考えております。

何分今このコロナ禍の中で本当にいろいろなところに出向いてということが難しい状況ではある中でも様々なそういうウェブの会議のシステム等々を使いまして、担当課と北海道の担当の方とつないでいただいて、会議をこれまでもさせていただいてきたという経緯もございます。しっかりとそういうことも活用しながら、最大限出向ける場面があれば、しっかりと足を使って出向いて要望等はしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 漁港、港湾道路（道路東）整備計画についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、森町ふるさと納税寄附金の有効活用について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 私は、森町のふるさと納税寄附金の有効活用ということについて質問させていただきます。

現在森町の財政状況は、余り良好と言える状況下ではございません。これからは、義務的経費、それから耐用年数経過のインフラの整備、それから公用・公共施設の老朽化による建て替え、またコロナ等による経済の低迷等々により税収の減、地場産業等の促進、そ

れから高齢化による医療費の増、人口減少に伴う地方交付税の減少等々悪い条件が多く潜在しております。

我が森町には、ふるさと応援寄附金条例がございます。その中に基金の設置とありますが、その条例の事業の区分に当たる事業に充当しているとは思いますが、経常的経費に対する財源充当が目立ちまして、一般財源が各項目に分散されているということに思います。私は、今後の施設等、例えば子育て支援関連事業、認定こども園、または学童保育、図書館等々、そして公用・公共施設、複合施設等の建設が考えられることから、きちんとした総合計画に基づいた基金の使い道をもっと具体的かつ明確に位置づけて、ふるさと納税寄附金の有効活用を図るべきであるとは思っております。ふるさと納税寄附金は、長期にわたって安定した財源ではないということから、きちんとした計画に基づき、町民の福祉の向上、地場産業の増進、子育て、教育施設、老人交流施設等々の目的を持った事業に充当することで町の活性化を図るべきだろうというように私は思っております。

森町のホームページを見ましても、応援寄附金がどのように活用されているか、その姿が見えてこないと町民の方々も申されておるわけでございます。また、普通交付税も合併算定替えによる増加も令和2年度で終了し、一本算定になります。平成26年度で約47億円あった交付税は令和2年度では39億円と、この間で約5億円の財源が不足している、なくなっているわけです。非常に痛手でございます。

さらに、各会計への繰出金も増加の一途をたどっており、大変な時代に突入したと思われます。今日のように各項目に分散された状態で消費をしてしまいますと、町長が執行方針等に考えられている施設等は皆無になってしまいます。そのようなことにならないように、町民の目にははっきり把握できる、きちんとした基金充当の仕組みを再考し、限られた財源で有効的に活用し、森町の活性化を図り、森町に住んでよかったと思われる町政づくりを行うべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当町では、平成27年度からふるさと応援寄附金記念品贈呈事業を実施し、平成30年度には約59億円、令和元年度では約16億円、令和2年度は2月末時点で約19億円と、多くの寄附金をいただいているところでございます。交付税については、議員ご指摘のとおり平成28年度から合併算定替えの経過措置による段階的縮減により交付税額が減少しており、令和3年度からは完全に一本算定に移行することから、さらに普通交付税は減少すると見込まれます。

そのような中、ふるさと応援寄附金の使途については、ふるさと応援寄附金条例で示されている福祉の充実に関する事業、地域産業の振興に関する事業等、7つの各事業についてふるさと応援寄附金を充当し、活用してきているところではありますが、今後も同様に条例に示された区分に従い、各事業への活用を進めてまいります。

限られた財源の中、ふるさと応援寄附金も重要な財源であり、森町を応援していただいている方々からの貴重な寄附金ですので、基金の充当に当たっては財政状況とのバランス

も考慮しながら、これまで以上に必要な施策や事業をしっかりと見極め、森町の活性化を図る様々な事業に有効活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） ふるさと納税寄附金は、地域活性化につなげる、先ほど言っていましたけれども、2008年に始まったわけですね。それで、国民が各政策に賛同しまして、ふるさとや応援したい自治体に寄附するものでございます。各自治体には、寄附者が地域の課題に関心を持って、寄附金はその解決に生かされると分かるような取組をすべきだと。何でもかんでも、さっき7事業やっていますというけれども、中を見ますと修繕、維持ばかり、ほとんどです。そういうのには寄附金が該当にならないと。先ほど私言ったように、何かの目的を持ったものできちっと積立てをして行うというのが筋でないかなというふうに思っております。

それで、森町も相当人口減少が進んでいますので、それを歯止めかけるようなための子育て支援事業とか、あと老人対策とか、あと研修施設とか、総合的に森町の環境整備を図っていく必要があるだろうと思っています。その中には移住環境も含めておりますけれども、ふるさとを離れた方々、Uターンにもつながる可能性もある。また、その条件が整えば、企業誘致も不可能ではないのでないかなと、こういうふうに私は思っております。せっかく寄附された方々に対して恩返しの意味も含めまして、一般財源化も多少はやむを得ないと思いますけれども、きちんとした基金充当を確立するというのが第一ではないかな。令和元年と2年とでは、既に8,000万円減額している。基金が減っている。そういう状況でございますので、いかに有効利活用を図って、森町の活性化を図るべきものだと私は思っていますので、再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃるとおり、当町の財政につきまして、非常にこれからも厳しい状況が進んでいくと、そういった点は私も認識しております。ふるさと納税の使い方の本来の趣旨、そういったものも一般財源ではなく、あくまでも臨時的な財源であると。それがどんどん、どんどん人口減少やいろいろなこの町にとって財政の縮小を余儀なくされる状況がどんどん進むのであれば、それは財源的に今のまま何もせず放っておくと、非常に収支の均衡のバランスも私は取れない状況が進むのではないかなと考えております。

議員ご指摘のとおり、このふるさと納税の寄附金、こういったものを本当にこの森町に住んでいる方々の未来に対して様々なことにしっかりと投資をさせる、そういう目的に使うためには、まずは本当に様々な事務事業の見直しや行財政改革、様々な公共施設の統合ですとか、そういったことも進めていかなければならない。まずは、そういったことをしっかりと精査し、財政を安定させた中で新たな未来への投資をふるさと納税を使って行っていくべきであるし、やっていきたいと、そういうふうに考えております。

なかなか現段階ですぐいろんなものを変えて、財政を今よりももっと健全化の方向に持

っていくということはなかなか難しく、時間のかかることであるのかなとは思っておりますが、その辺は今のままではいけない。財政の面も臨時的な収入であるふるさと納税の使い方もしっかりと未来に向けて進んでいくために即した状況で運用していきたい、そのように考えております。

これから様々なご意見やこういったふうに運用していったほうがいいのではないか、そういったご意見やご指導を議員の皆様からもしっかりといただき、町民の皆様のご意見もしっかりといただきながら進めていきたいと考えております。その点、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 相当前向きな姿勢というか、考え方があるようでございますので、大いに期待をしているわけでございますけれども、最初に申し上げたように、町長もちょっと触れていましたけれども、基金条例の使途、需要に経常経費が多いと。これは、やっぱり考えておいたほうがいい。もし何かあったらどうするか。例えば他町村の関係ですけども、2月23日道新に根室市の関係出ています。100億円入っている。それで、何々をします。例えば小中学校の給食を全額無料化にします。出産祝金を10万円ずつあげますよとか、これこれのものは野外の子供の遊戯施設を造りますよとか、漁協のホタテの事業を全部やりますよとか、そういうことで産業振興を図っていきますよとかということを書いているのです。だから、町長もそれらを踏まえて、何々をやります、これはこういうふうにやります、だからこういうことを積んでいきます、またはこういうふうなことに充当していきますということを明確に町民のほうに周知徹底を図って執行していくべきでないかなと思います。その中で、町長はいつも話している、執行方針でも述べられておりますけれども、第2次森町総合開発振興計画を基調として、知恵を絞ってふるさと納税の寄附で町民の満足度が向上するような、そういうまちづくりの推進を図っていただきたい。いかがでしょうか、再度。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃるとおり、私も公約で町民が主役のまちづくり、そういったものを掲げさせて今日本日まで来ました。その本質といいますか、それを実現するためには、やはり町民の皆様がやりがいを持ってこのまちづくりに参加していただきたい。そのためにも、様々な情報を町民の方に出していかなければならない。その一つとして、私は町長としてふるさと納税をこういう事業に使いたい、こういう事業に使った。そういったことはやはり議員おっしゃるとおり、しっかりと形として町民の皆様に訴えたい、示していきたい。それをさらに、先ほどお話にあった根室市のように、森町の勢いといいますか、魅力とい

いますか、そういったものとして町外に発信していける、そのようなものまでブラッシュアップしていければ、私は本当に素晴らしいものとしてその効果が森町に返ってくるのではないかなというふうに考えております。その辺は、まずはいろいろと精査し、しっかりと一つ一つ積み重ねて整理しながらやらなければならない、先にこなさなければならない課題解決がありますが、そこはしっかりと目指すべき、あるべき姿として私もそのような方向性で前向きに考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町ふるさと納税寄附金の有効活用についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、高齢者施設、医療機関の関係者へのPCR等検査について、新年度からの町税等の延滞金徴収に当たってを行います。

議席11番、檀上美緒子の質問を行います。

初めに、高齢者施設、医療機関の関係者へのPCR等検査についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） では、1問目です。

高齢者施設、医療機関の関係者へのPCR検査について。世界的に新型コロナウイルス感染症の戦いが2年目を迎え、やっとワクチンの接種が医療従事者先行実施が始まりましたが、まだまだ高齢者、そして一般の方々への接種は見通せない状況です。また、感染拡大に歯止めがかかってきているとはいえ、医療機関や保健所の逼迫状況、暮らしや経済の苦境は続いています。感染対策は、まだまだ気を緩めることはできない状況です。

この感染症の厄介なことは、無症状の感染者が感染を広げる可能性があるということですから、感染拡大を食い止める、クラスターを発生させないためには、感染者を早めに見つけ、保護、隔離することが必要であり、そのためにはPCR等の検査の拡充こそ有効だということが明らかとなっています。

全国的にも北海道、函館市や北斗市においても、クラスターの発生は高齢者施設や病院が多くなっています。しかも、感染したら重症化しやすい方々が多くおられますから、こうしたところで感染者が出たら本当に大変な対応が強いられています。

森町には高齢者施設が多くありますが、今までにクラスター発生がないということは感染予防に懸命に取り組まれておられるからだと思います。その努力に応える上でも、それを支えるためにも、定期的な関係者のPCR等の検査を実施すべきだと考えます。

国は、こうしたリスクの高い施設での定期的検査を感染拡大地域とかクラスター発生を条件にしていますが、発生してからでは遅いのです。ぜひ森町として高齢者施設や医療機関の関係者のPCR等の定期的検査実施について町長の所見を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

これまでPCR検査は、渡島保健所や医療機関が判断の上、必要とされる方に対して行われております。あわせて、国保病院の発熱外来において新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、抗原検査を実施しております。高齢者施設や医療機関に従事する方への

P C R等の検査についてですが、検査を行ったとしても、検査時点で感染していないことが判明するだけであり、検査の直後からこれは感染リスクが生じます。また、P C R検査にしても抗原検査にしても感度が100%ではないため、感染しているのに陰性と判定される偽陰性が発生します。これらのことから、従事者への検査を実施することよりも、感染防止対策に重きを置くべきだと私は考えております。

今後も高齢者施設や医療機関においては、感染防止対策を徹底していただくとともに、町としても北海道スタイル、安心宣言の取組をはじめ、あらゆる対策を講じ、町全体で感染防止を図っていく所存です。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 予防策はもちろん徹底してやるべきことだと思います。

それで、先ほどの町長の答弁の中でリスクが、いわゆる行政検査はもちろん今既に行われていますから、今私がここで言っているのは、いわゆる社会的検査ということで、保健所だとか行政的な部分ということではなくて、早期にリスクの高いところでは感染者を発見することがクラスター発生にとって徹底的に予防する方法だということは、これは多くの専門家も認めているところなわけです。もちろん偽陽性だとか偽陰性だとかということでは100%ではありませんけれども、とりわけP C R検査については90%以上、95%近くの確率で判定が出ますし、抗原検査はそれより下がるわけですからあれなのですけれども、さらに今現実的にクラスター、全国的に減ってはきているのですけれども、かなり流行している時点の中では今言った社会的検査を行っているところでクラスターを、または感染拡大を抑えたという実践例は世田谷の部分にしても和歌山県の部分にしてもかなり全国的にそういう幅広くP C R検査を行う、社会的検査を行うということでは実証されているところなわけです。今の段階では、それこそ厚生省もプール検査の内容というか、それこそ5人ないし10人ぐらいを固めて検査して、その中で陽性が出れば、また個別にという形でやるという方法も含めて様々なやり方はあるかとは思いますが、とにかく関係機関で働いている方々も安心して働けるような環境をつくるという上でも私は早期に定期的なP C R検査が必要ではないかというふうに考えるわけです。現実的に函館市や、ここであれば北斗だとか七飯とか、そういうところでも予算をつけてP C Rの定期的な検査をするというような状況にもなっているわけで、先ほど言ったように森町においてはかなりの高齢者施設が多いわけです。そういうことからすれば、やはり行政としてそういう部分を守るという立場でP C R等の検査を定期的にやるということをぜひ前向きに検討してほしいと思うのですけれども、改めてお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

確かに本当に檀上議員おっしゃるとおり、このP C R検査を予防の最前線として活用していったと、そのような報道、ニュース等も私は見させていただいておりました。本当に結構春先、原課の担当課のほうともこの点に関しましてはいろいろと議論をさせていただ

きました。議論というか検討ですね、させていただきました。様々な、そもそもそのウイルスがどういったものか、どのぐらいの感染力を持ったものなのか、実際としてウイルスを持っているのだけれども、発症していなくて、それらの感染力、影響がどれだけ世の中に潜在的なものとしてあるのか、そういったものをいろいろと検証、いろんな話をする中で、やはりなかなか不確定な部分がたくさんあると。先日もウイルスのワクチン、その接種の体制を確保するのに様々な町内の病院、町立の病院もそうですけれども、回らせていただいて、お医者様のお話、そこに勤めていらっしゃる看護師さんのお話等、現場のご意見として担当の課長や関係の者と回ったときに聞かせていただきました。だんだん、だんだんPCRの精度も上がってきている中で、やはり現場として偽陰性とか偽陽性、そういったものがある一定数ある以上、現段階ではそこに経費をかけてそれを徹底するというよりは、それも確かに檀上議員おっしゃるとおり有効なのかなとは思うのですけれども、まずは手指の消毒ですとか飛沫の防止に努めるための設備に投資するですとか、そういったものをしっかりさせていただいて、体制としてしっかり感染防止に努めていると。そういったものに注力させていただいたほうが効果は出るのではないかなというふうな結論に至っております。

現実的に、コロナウイルスとは余り関係ないと言われてしまうとそうなのかもしれないのですけれども、現実町で運営しているさくらの園ですね、そちらのほうで例年様々な発熱ですとかインフルエンザに感染、どうしてもしてしまうとか、そういったある一定数の数字というものを施設のほうで計上しておったのですが、このコロナ感染症の対策に関してアルコール消毒、マスク、飛沫感染、そういったものを徹底したということで、従来ある一定数あった発熱、インフルエンザへの感染等が劇的に下がっていると、そういった事例の報告をいただいております。そちらのほうは、町内の様々な高齢者がいらっしゃる施設、そういった施設の方からもそういうデータの取りまとめといいますか、そういうご意見というものも聞かせていただきながら、本当にどうなのかなということは判断しなければならないのですが、ある一定のそういう効果といいますか、そういったものもひとまずはアルコール消毒、マスクの着用、飛沫感染の防止、そういったものを徹底することで出ているということも分かってきております。

そういった中で、先ほども答弁させていただきましたが、まずはそういったものにお金を投じて体制として徹底させていただく、そういったことに注力させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） その部分をご理解願いたいと言うのですけれども、理解できないのです。

やっぱりコロナウイルスの大変さというのは、変異ウイルスも出てきている状況で、感染力がかなり広がっているということもあるのですけれども、自覚しないまま、無症状

の方が感染させてしまうというおそれがあるということなのです。それを見つけるためには、絶対手指消毒とかマスクでは収まらないのです。やっぱりPCR等の検査をして、感染しているということを自覚して、初めて保護したり隔離したりということができるのであって、私は予防策を軽減せいということではないです。予防策もちろん、ワクチン接種したからといって予防策しなくてもいいということにはなりませんから、ワクチン接種もちろん進めていくし、予防策も気緩めることなく、いまだにやっぱり3密も含めて手指消毒なりマスクなりというようなことは絶対徹底してやっていかなければならない、それは大前提なのです。その上で、無症状の方が感染させるおそれがあるということをいかに防ぐか。しかも、やっぱり特に医療機関だとか施設だとかというところで入所されている方は出入りしませんから、そんな心配は要らないと思うのですけれども、そこに勤めていらっしゃる医療従事者とか介護従事者は家庭との行き来、または生活基盤での行き来があるわけです。そして、仕事場に行くという形がありますから、どこで、いつ、どのような形で感染するか分からないという状況は、常に私自身も含めてあるわけです。そういう方々が本当に安心して働ける、自分は無菌者なのだ、感染していないのだということを確認して当たるのと、ちょっと心配だなというふうにして当たるのでは全然違うと思うのです。そういう点で、今こういう減少している状況だからこそ、本当に根絶させるためには早期に感染している状況をつかんで、早めにそれをうつさないようにして完治させるのだと。そのためには、絶対社会的検査が必要なのだということは、もうほとんどの専門家の常識になっていると思うのです、私は。だから、そっちにお金かけるより、予防策にということではなくて、予防策にももちろんかけるのだけれども、この早期発見というリスクの高いところで働かれている医療従事者や施設にいらっしゃる方々の検査も定期的にして感染を抑えるのだという姿勢がやっぱり徹底的に必要なと思うのです。何かその部分の違いが、そちらにお金かけるよりというふうにはならない。しかも、第三次補正予算が今回国で出されているわけで、私はあえて言えばこういうことにこそ第三次の補正予算を使ってほしいという思いも含めて、改めてもう一度その辺の認識お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

檀上議員おっしゃるとおり、確かに財政的にPCR検査を社会的な検査として捉えて、もう町全体大規模に行って、常に検査をし続けるのだということが可能であれば、なかなかその辺も考える余地はあるのかなというふうには思うのですけれども、やはり最初の答弁でもさせていただきましたとおり、常にやり続けなければならない状況というのが私は生まれてくるのかなというふうに思います。例えば私が今日この議会に来る前、PCR検査を受けました。専門的なことは分からないので、どのくらいで判定が出るのかということとは置いておいて、そこで私が例えば陽性ではないと。その事実を基に議会に来ました。また、うちに帰るときにほかの家族と会って、また次の日どこかに出かけるときにまたPCR検査をしなければならない。出会った人それぞれがまたPCR検査をしなければならないという状況をずっと繰り返していくと、とてつもなく膨大な費用がかかるのではない

かなと。その辺は、なかなか現実問題としてやるのは難しいのかなというふうな考えであります。確かに檀上議員おっしゃるとおり、そういう社会的な姿勢といいますか、検査体制というのが取れば、確かにこれはするにこしたことはないのかなと思いますが、現状の財政と、どれだけお金をかけれるかということも考慮すれば、現実的ではないのかなというふうに考えざるを得ないということをお伝えしたいと思います。

重ねての答弁にはなるのですが、まずは感染防止、そういったものを徹底して、そしてそれでも発熱してしまった、そういう濃厚接触者に該当した、そういうことが発生してPCR検査なり抗原検査をさせていただく、そういった体制でまずは進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 高齢者施設、医療機関の関係者へのPCR等検査についてを終わります。

檀上さん、簡易型のマスクをしているようですけれども、基本的にこういうマスクを皆さんがされておりますので、望ましいと思いますから、後ほど。

次に、新年度からの町税等の延滞金徴収に当たってを行います。

○11番（檀上美緒子君） 2問目、お願いいたします。

新年度からの町税等の延滞金徴収に当たって。新年度から町税等の滞納に対して延滞金徴収をすることとなっています。しかし、このたびの新年度から町税等の滞納に対して延滞金徴収に際して町民への説明には、この間の経過や、なぜ今まで免除してきた延滞金加算を新年度から加算するのかが一切説明されていません。最初に新年度から延滞金徴収開始が町民に知らされたのは、昨年、2020年4月の町税等、固定資産税や町道民税、介護保険料の納付書送付時に同封された文書です。次が10月の広報紙もりまち、そして今年1月になってホームページ、2月の広報紙もりまちと税務広報もりまちです。いずれも内容は令和3年度から延滞金が加算されますということと、計算方法や割合等です。

まず、今まで免除してきた延滞金加算を新年度から加算するか、その理由を町民に説明すべきではありませんか。そして、延滞金加算をしてこなかったのは軽減負担、弱者救済であるとしているのですから、延滞金徴収に当たってそれを担保する手だて、施策を同時に提示すべきではありませんか。町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町税等の延滞金につきましては、一昨年9月に町監査委員の決算審査意見書において徴収していないことについてのご指摘を受け、この件に関し報道がなされた経緯がございます。このことを踏まえ、町ではこの間、延滞金制度実施に向けた準備を進めてまいりました。なお、町民の皆様にはこれまで町のホームページや広報紙等を通じ、延滞金制度についてお知らせしてきたところでございます。今後につきましては、延滞金の加算、徴収実施に当たり、地方税法の趣旨にのっとり進めてまいります。

また、延滞金の減免に関しましては、森町町税等の延滞金減免に関する取扱要綱を策定

し、法令等に基づき運用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 今減免に関わる要綱、これからつくるといふことの答弁だったかと思うのですが、実施するに当たって議会のほうに報告というか、全協の中で副町長が、もうお辞めになっていますからあれなのではと思うのですが、はっきり明言しているのです。減免規定もつくった中で対応しなければならないと。それで、ある程度の時間が必要だ。もちろん職員の研修も必要だということはおっしゃっていたのですが、そういうことで2年間の猶予が必要だということだったのです。鹿部の例を見ますと、鹿部はすぐ延滞金に対する減免の取扱要綱を決めて、そしてそれから延滞金の徴収に取りかかっているのです。何か順番が逆ではないですか。先ほども言ったように、まず私は減免措置のきちんとした手だてを取った上で、そして徴収もいたしますと。だけれども、きちんと納期に納めてもらうというのが基本的には大前提なのではと思うのですが、今まで、先ほど言ったように負担軽減だとか弱者救済が名目で取ってこなかったのだというふうなことを明言されているし、先ほど言ったように議会の中でもそういう規定を加味した上で対応しなければならないということを言っていたにもかかわらず、徴収実施して、4月からですね、新年度スタートですから。そして、これから要綱をつくりますというのは、何か逆立ちしている感じがするのですが、その辺り1つ。

それから、もう一つは、やっぱりこの間の経緯について何も説明がないと、責任をどう考えているのかということなのです。この間の町長なり副町長の答弁の中では、悪いことをしたという意識は全然ないのです。だけれども、改めるということは、今まできちんとした要綱にのっとってというか、規則にのっとってやってこなかったという事実があるわけで、それに対してやっぱりきちんとした反省の上に、法治国家なのですから、私は延滞金を免除することは駄目だとは言っていないのです。それは、必要に応じてやるべきなので、きちんとした今言った鹿部のような形で要綱をつくって、そしてやるべきであって、それをやらないで来たということに対しての、やっぱりこの間の町側としての責任というか説明というのは、町民にきちんとするべきだろうということがまず1つです。

それと、やる前に要綱をきちんつくってこなかったということに対しても、もう一度聞かせてほしいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

檀上議員から今ご指摘ございました減免の要綱ですね、こちら今私の答弁のほうで策定し、法令等に基づき運用していくというふうに答えさせていただきましたが、こちらはもう既に要綱のほうを整備させていただいております、あとはこちらをもう発布するだけであると、そういう段階でございます。こちらを、もう既にございますので、しっかりとこちらにのっとして運用していくということでございます。

そして、2点目の今までの経緯に関しましてどういうふうに思っているのかということでございますが、確かに様々な報道をきっかけとして、いろいろな他の市町村で徴収していなかった実態があり、そういったものを改めてこういう減免要綱をつくり、徴収に向けて新たに進めていくと、そういうことがいろんな町村で起こりました。確かに議員おっしゃるとおり、規則にのっとり徴収してこなかった、そういった事実は私としても大変遺憾であるかなというふうに思うところではございます。前任の町長ですとか前任の副町長がどういった意図でそのような発言をされたかということは私は分かりかねますが、新たに私が町長として就任させていただいた今この時点では、しっかりと法律にのっとり要綱を定め、延滞金徴収に向けて動き出していく。そして、しっかりと納付率を上げ、しっかりと悪質なそういうような滞納ですとか、そういうものには毅然とした態度で対応させていただきたい。先日も檀上議員からの質問にもありましたが、法的に助けなければならない方々、そういった方々にはしっかりとそういう情報はお渡しし、質問というか、相談できる窓口として担当課のほうでもそういうような準備はしっかり進めたい、そのように考えておりますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 安心しました。本当にきちんとした法治国家ですので、それに基づいて、そしてそれが不十分であればそれを変えていくというのが私は筋だろうと思っていますので、いいご答弁いただけたと思っています。

それで、要綱はもうできていると。発効するだけだということなのですからけれども、新年度発足までにこれをきちんとした形で発効するということをぜひお願いしたいというか、どうなのかと、発効する時期ですね、いつになるのかということと、それと併せてやっぱり町民の皆さんにきちんとかういうことは可能ですよというようなことを知らしめるというか、お知らせすることも必要だろうと思うのです。そういう形で、だから今回、先ほど言ったようにいろいろ文書は出ましたよね。だけれども、一言もそういう軽減措置については一切触れられていないわけです、いろんなチラシを見ても。だから、そういう町民が最も知りたい情報をきちんとお知らせするという努力もぜひしていただきたいなということはいかがか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました減免要綱に関しましては、新年度からしっかりと発布はさせていただいて、運用はスタートさせていただきたいというふうに考えております。

そして、2点目に今ご指摘いただきました告知の方法、そういったものに関しまして引き続きホームページ、そして町の広報、そういったものをしっかりと活用し、都度必要なものを検討し、実施していければなというふうに考えております。しっかりと町民の方々に伝わるように考えてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新年度からの町税等の延滞金徴収に当たってを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

コロナの対策のために11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、尾白内小学校校舎・屋体耐震診断について、森町の幼児教育と保育についてを行います。

議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、尾白内小学校校舎・屋体耐震診断についてを行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、教育長に伺います。

尾白内小学校校舎・屋体耐震診断についてです。令和2年3月に上程されました尾白内小学校耐震診断の予算は、修正案を議員の賛成多数で可決され、見送りとなりました。海拔6メートルに位置する尾白内小学校は、津波浸水区域です。小学校は避難所でもなく、徒歩で国道へ、さらに森か砂原の避難所まで避難しなくてはなりません。建物の耐用年数が60年と言われている中で経過年数が50年から55年である校舎を構造図の作成、耐震診断に5,000万円をかけて耐震化の調査をして耐震補強のための設計、工事をしても、本当に子供たちの命を守ることができるのでしょうか。この町の未来を担う子供たちの安心、安全と教育の方向性を保護者の方々、地域の方々とよく話し合うことを要望したはずですが。この間、1年間あったにもかかわらず、学校とコミュニティスクールの役員、PTA役員のための話し合いが行われ、ほかの保護者の方々には11月のお便りの片隅に報告が記載されただけです。これで保護者の方々、これから尾白内小学校に通われる地域の方々に説明したと言えるのでしょうか。子供たちの安心、安全をどのように考えているのか、保護者の声を聞くということをどのように考えているのか、教育長の所見をお伺いします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

子供たちの安全、安心を図る観点が多岐にわたっておりますが、子供たちが長い時間を過ごす学校施設の安全性の確保は極めて重要であります。尾白内小学校は、旧耐震基準の学校施設であることから、早急に耐震診断を実施し、その評価を基に保護者や地域と熟議を重ね、子供たちの安全、安心を確保してまいりたいと考えます。

次に、保護者の声を聞き取る場や方法は様々にあると考えております。尾白内小学校PTAにおいて会員の信任を得て選出された役員の方々が学校の耐震化は安全性の上でも進めてほしいなどの要望をPTA役員会の意見が保護者全体の意見であり、皆さんの総意であるとの意見は一定の責任あるものであることから、保護者の声としたことは適切であったと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 私たちが昨年修正案を出したのは、耐震診断をしてはいけないとか無駄であるとか、そういうことを言ったわけではありません。本当に尾白内小学校のことについて、きちっと保護者の方、地域の方々に皆さんの意見を吸い上げて将来の方向性を決めてからということで要望しました。なぜならば、海拔6メートルで津波浸水想定区域に建っているのです、尾白内小学校は。それも校舎も55年もたっている。生徒数も減少、耐震だけが問題ではないということです。東日本大震災から10年、いまだあの光景は目に焼きついて忘れられません。最近でも毎日のように地震が起こっています。いつ来るか分からない、避難訓練をしているからと言っていますが、大雨の日、大雪の日もあるでしょう。誰があの津波を予想したのでしょうか。

お答えしていただきたいまず1つ目は、想定外はないと言われている中、尾白内小学校は想定内なのです。想定内の津波浸水想定区域に建っているのです。その場で耐震補強をして安全と言えるのですか。また、耐震工事が完了したら、そこは避難所になるのですか。たとえ外側が補強されていても、先日視察させてもらいましたが、校内は消火栓設備も機能していない。廊下の真ん中にどんどんとストーブがあり、手洗い場には凍結防止とお湯を出すための電気コードがタコ足のようにたくさん出ている。とても安心、安全であるとは思えません。このようなことをどのように考えているのか。

2番目、保護者の方々、地域の方々の意見を聞くということは、保護者やPTAの役員のみ、地域は町内会長と評議員、その方々の意見をもって、それが総意であるというのは私は乱暴過ぎるように思います。一任するとかという確約は取ったのでしょうか。

3番目に、改修計画を作成しているところですよとのことですが、それはいつできるのでしょうか。ほかの町村で耐震化が遅れている理由として、改築や統廃合といった計画を立てています。森町は、ほかの公共施設整備を優先しているためが理由です。計画も策定しない、方向性も決めない、これでは強い通達が来るのもうなずけます。そして、今回教育委員会の資料には、来年度以降に必要となる主要な小中学校の改修に支障を来すとありました。これで尾白内小学校の子供たちの安心、安全のためと言えますか。

もう一つ、学校施設に関しては、保護者は子供が卒業していく。教師も転勤する。担当も代わるかもしれない。後へ後へと、最後はもう無理ですという声が上がってから行政は動くのですか。学校の適正化をどう考えているのか、教育長の所見をお伺いしたい。お願いします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

幾つか重複しているご質問あったと思いますので、私の答弁で漏れているところがありましたらご指摘ください。

まず、浸水区域のことございました。そして、施設が老朽化しているという指摘もございました。全くそのとおりであります。ですので、いま一度調査をして、校舎がどれほど耐力度があるのかしっかり診断して、その評価を基に今後の方向性を決めていくということが適切でないのかなというふうに思っております。そして、津波の浸水もありますけれども、確かに浸水区域に校舎は建っておりますけれども、それはそういったことを想定して毎年避難訓練を行っているところであります。そして、避難訓練の実施によりますと、まず国道まで子供たちが徒歩で、その上の避難所の南部会館ですね、そこまで行くと……

（何事か言う者あり）

○教育長（増川正志君） あそこを目的にしているのです、学校は。そこまで行くと、小走りで12分、徒歩で14分かかるというのです。ですから、津波がいざ起きた、そしたら運動公園までひとまず避難する、そういった段階を踏んでの避難訓練をしていますので、私はそういったところで安全、安心が図られていくと思っております。そして、調査後避難所等になるのかについては、まずは調査させていただきたい。尾白内小学校の校舎がどのくらい耐力度があるのか、まずここをしっかりとしないと次に進めない状況なのであります。ここを調査して、子供たちに、保護者に安全、安心を図るための基礎資料、根拠を持たないと無責任なことになると思うのです。ですから、調査させていただきたいというふうに考えているところであります。

そしてまた、議員からは町内会の役員のみ、またはPTA役員のみということでもいいのかということでありましたけれども、ここも非常に私にとってはちょっと心外かなというふうに思っています。町内会の役員の方々は、町内の方々の信任を得て一定の責任と権限がある方々でありますし、PTAの役員もそうであります。一定の権限と責任のある方が、これがまとまった意見だとおっしゃったことは、私は最大限尊重したいというふうに考えておりますし、そういった意見がまとまって、今回要望書が提出されたものというふうに考えております。

そして、学校施設の適正化ですけれども、これについては長寿命化計画で明確に示していますけれども、学校の規模や配置の適正化は今後の児童生徒数の見込みや学校規模ごとの特色などを踏まえた上で学校関係者、保護者、地域の方と協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていくというふうにしておりますので、やはりこのたびの尾白内小学校の今後の在り方については、ここで立ち止まって調査させていただいて、今後の方向性を見いだしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

津波想定区域にもう建っている想定内の建物を耐震があるかないかを図るの意味が私には理解ができません。耐震があつたらどうするのですか、耐震がなかったらどうするのですかという方向性が見えないまま、もう本当に津波が来たときには、そこは浸水しますよと言っているのではないですか。それを耐震があるから、ないから、そうであるとするならば、地域としてどうしても残したいとか、そういう要望があるのであれば、現在の場所ではないのではないのですかということです。高台も兼ねた避難所を、小規模な校舎を建てるとか、そうしないと子供たちの安心、安全は確保できないのではないのですかということ言っているのです。耐震診断は、尾白内小学校のためにやるのですか、それともこの先の主要な小中学校の改修のためにやるのですか。尾白内小学校の子供たちのことを考えれば、見た目でもう、年数も55年たって老朽化が著しいところを、耐震したからといってどうする。その先の計画がないまま、そういうことをきちっと保護者にも説明することが必要だと思います。

教育委員会では、アンケートをしませんと言っていました。アンケートよりも、1人の生の声のほうが真実であるような発言もされました。この耐震診断の話は、保護者の方から知らなかった、知っていたら意見があつた、アンケートでもあればよかったという意見が寄せられましたので、独自のアンケートを現在通学している、これから入学予定の方に行ってみました。その結果は、PTA役員の意見だけではとても総意とは言えなかった、直接関わる関係者の声を聞いてほしい、これを機会に尾白内小学校の本当の安心、安全とは何かということをまず話し合ってから、耐震診断が駄目とか言っているわけではないのですけれども、耐震診断が問題だと言っているわけではないが、尾白内小学校に問題があると言っているわけではないのですよね。想像も及ばないことが起こるということが東日本大震災で分かったはずですよ。であるならば、想像つくことから子供たちを守りましょう。それが一番大事なのではないでしょうか。避難訓練だけで補えることばかりではないと思います。よろしくお願いします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

まず、耐震診断と校舎の老朽化と津波浸水は分けて考えていただきたい、そう考えております。今浸水地域にある校舎をすぐ危険だと言って移転するわけにはいきません。ですから、まずそこは切り離していただいて、まず老朽化している施設の耐震度、耐力度を調査させていただきたい。そして、尾白内小学校の子供たちの安全、安心を守っていききたい、そういう方向を見いだしていききたいということなのです。ぜひご理解をいただければと思います。尾白内小学校の子供たちの安全、安心を守るために調査したいということなのです。そして、見た目で判断するというのは、やはり根拠としては薄いのです。調査させて、しっかりした科学的な根拠を持ちたい、そういうふうに考えております。

そして、先ほど来もありましたけれども、役員の方々は一定の権限の責任を持って意見をいただいて要望書として提出されているわけですから、ぜひ要望書についてのご理解もお願い申し上げたいというふうに思っております。

そして、議員がアンケートをされたということなのですから、その目的や内容について、または方法について、今詳細には分かりませんので、こういった内容なのか、もし見せていただけるものであれば、今後の方向性に生かせるものであれば、判断材料にしていきたいというふうに考えております。

想定外のことは、いつ、どこで起こるか分かりません。でも、今できること、今やらなければならないことをまず進めさせていただきたい、そういうふうに考えておりますので、重ねてご理解をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 尾白内小学校校舎・屋体耐震診断について終わります。

次に、森町の幼児教育と保育についてを行います。

○15番（斉藤優香君） 森町の幼児教育と保育について。

このたび町政執行方針の中の子育て支援では、今後における幼児教育・保育施設等の方向性を検討するために関係課で編成する検討チームが立ち上げられましたとありました。やっと着手されることに安心している方も多いと思います。

ところが、今回の予算に森幼稚園の耐震診断600万円がありました。今後の計画策定に向けた取組をしようとしている段階での森幼稚園の耐震診断の必要性が感じられません。森幼稚園がその計画に入っていないのであれば必要だと思いますが、森幼稚園の園舎は経過年数41年、さらに通園路は歩道もなく、子供と手をつないで歩けないほど狭く、とても危険です。その幼稚園に耐震診断をして、耐震がなければ補強工事へ、耐震があれば安心、安全な園生活が送れるのでしょうか。

今町がすべきことは、一つ一つの施設を整備するときではなく、未来に向けての方向性を決め、コストの削減を考慮し、認定こども園にするか、幼稚園と保育所にするかなど、様々な要望を聞き取り、調査し、子供たちがきらきら輝き、保護者も満足できるような森町スタイルの幼児教育と保育の実現に向けて進んでいくときだと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） 質問にお答えいたします。

森町の幼児教育と保育につきましては、教育施設の幼稚園、児童福祉施設の保育所として異なった目的や機能を持つ施設として運営してまいりました。人口減少や少子化に伴い、幼児教育、保育ニーズの多様化により教育並びに保育を一体的に担う認定こども園施設の検討も全国的に進められてきております。

令和3年度の執行方針で述べさせていただいておりますが、2月に立ち上げました幼稚園、保育所を含んだ担当部署全体で構成する検討チームを主体として、今後の森町の幼児教育と保育に関して保護者のニーズや地域の実情を踏まえ、施設整備に反映してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 今の町長のお答えの中に森幼稚園のことにに関してなかったのです

けれども、先ほどの一般質問にも重なることになりますが、私は耐震診断が無駄だとか駄目だとか言っているわけではないのです。その先の計画がないまま、行き当たりばったりやっていいのかということなのです。いつ、どこで、どんな規模の災害が起きるか、誰も予測できない今、町の取るべき行動は最善の安全策を施し、町民の命を守る、安心を感じてもらうことではないかと思います。絶対に大丈夫でないということは、皆も分かっていると思います。でも、その中で最良、最善の策とは何かということを考えるべきではないか。

森幼稚園なのですけれども、耐震の結果からの方針が全く示されていない。耐震があったら使い続けるのですか。耐震がなかったら、補強工事をし続けるのですか。文部科学省の通達の中で、これは尾白内小学校にも言えるのですけれども、耐震性がない建物については耐震性が確保されるまでの間は使用しないなど、児童生徒などの安全を確保していただくようお願いしますとありました。先ほども言いましたが、森町の教育委員会の考えは避難訓練をしているので通い続けられるというものでした。町長も同じ考えですか。それで本当に保護者は安心するのでしょうか。雨の日も雪の日もありますよ。耐震がなかった時点でさわら幼稚園に通園できるように整備し、さわら幼稚園で実績のあるスクールバスで送迎を森町方面からも検討していただきたい。そういうことをやっぱり決めて、保護者と話し合っって耐震診断をするということが、耐震ありませんと分かった時点でも通い続けてもらうということが保護者にとってやはりその先が見えないのは不安につながると思います。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

齊藤議員が本当にご心配に思われている点、私も森幼稚園に自分の子供を通わせておりました。ちょっと離れた砂利の駐車場から、本当にしっかりと子供を歩道側に手をつないで車が来ないかなと見ながら、幼稚園に行くまで1つの交差点もあります。そこを通る車の運転手の方も、本当にお子さんがいないのかなと心配されながらそこを通行している様子も私は見ておりました。確かに、先ほどの教育長の答弁にもございましたが、様々な施設で最低限そこに通っている子供たちの安心、安全を担保するため、避難訓練ですとか、様々なことを行っております。それをもって、全て100%完璧に今の現状、安心、安全を保っているということは、私どもも齊藤議員おっしゃるとおり不完全な部分も確かにあるのかなというふうに考えております。

しかしながら、現状、ほかに対応できるそういった施設もなく、今まで古いそういう保育施設ですとか、そういったものを建て替えなどに関して検討が先送りにされてきた。そういった事実の中で、しっかりとまずは方向性を定めて今回検討チームを立ち上げさせていただきました。現存の幼稚園だけに限らず、ほかにもそのようなお子様を通わせている父兄の方の中には、不満、不安ですとか、ご不便に感じていらっしゃる事柄があることは私としても重々認識しております。しかし、現状ではそういった新施設の整備に関する検討をまずはスタートしたと、そういう段階でありまして、議員ご指摘の施設が耐震基準を

満たしているか否かのそういった判断を現状では先送りできる状態ではなくて、耐震診断並びに耐震化工事、そういう必要性の有無を現状町として定量的な材料なしでは判断することがどうしても難しい、そういうふうに考えております。

今子供たちを通わせているお父さん、お母さんの中には、本当にいろんな思いを持っている方もいらっしゃると思います。先ほどアンケートをやられた、それでいろいろな声を集約している、そういったことも聞かせていただきました。まずは、その立ち上げの検討委員会を進める中で定量的な判断材料、そういったものを検査を通じてそろえさせていただいて、そして保護者の方、地域の方の様々な方にお話をするとき材料として出ささせていただきたい。しっかり声を聞いて、新たな子供たちの教育環境、新たな施設をどうするのか、そういったことの運営等に生かしていきたいというふうに考えている部分、どうぞご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） だから、その先の方向性を話し合って決めてほしい、そのほうが保護者としては安心がすると私は思います。

新しい保育所建設に関しましては、今までにないチームを編成したり最良のものを造ろうとしているということは聞いていますので、大変期待しています。

3つの保育所というのも老朽化著しく、尾白内保育所は海拔3メートル、もう現場の先生たちがどうにかできる範囲を超えていると思います。3つの保育所を統合し、ゼロ歳児からの保育の実現、実施、子育て支援センター、発達支援センターなどの併設、一刻も早く安心、安全な保育所、または認定こども園を実現してもらいたいです。この中に森幼稚園が入っているのか入っていないのかすらも分からない。森幼稚園のお母さんたちは、この計画の中に私たちは入っているのか、そういうことも分からないまま耐震診断をして、さあ、耐震がありません、では補強工事をして、私たちはここに通い続けるのですねということになるのか。それとも、ここは耐震がなかったら、この先認定こども園なり保育所なり新しくできた立派な幼稚園があるのでそちらに通うとか、方向性が分からないままやるというのは、小学校にも言えると思うのですけれども、やはりそこをきちっと検討委員会でも何でもつくって先に検討して、こういう結果が出た場合はこう、待ったはくれなのです、現場は。毎日通い続けているのです、子供たちは。そこにほとんど過ごしている。そこをきちっとクリアしないで、耐震診断すればそれで終わり。その後、では工事をするか、それはゆっくり考えましょうでは駄目ではないですかということを言っているのです。

そして、その保育所建設なのですが、今までのように決まってから皆さんに知らせるのではなく、早い段階から工程が町民に分かるように、そしてプロポーザル方式などを取り入れて、現場の先生はもちろん、保護者、地域の方、そしてこれから保護者となっていく森高生、森中学生の意見も聞き、皆さんに愛される施設を造りましょう。

幼稚園は、兄弟がいる場合は別ですが、長くて3年しかいないのです。その人たちにこ

の先の幼稚園のことを決めてもらっているのですか。その人たちがその幼稚園を決めているのですか。行政がこの町をどうつくるかということが今問われているのではないかと思います。この学校にしても、幼稚園にしても、この先この町はどういう町にしたいのかということが私は問われているように思います。その形が見えてくると、おのずとこういう問題が解決していくのではないかと思います、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ただいま斉藤議員おっしゃったこと、大変重要なことだと私は考えております。子供のそういう保育施設、学校施設に限らず、本当に長として、この森町の長として、この森町の未来をどういうふうに設計して町民の皆様を導いていけるのか、そういったビジョンをつくり上げ、しっかりと町民の皆様にお示しする、非常に大切なことだと私は認識しております。

行政の経験がないからとか、入ってまだ時間がそんなにたっていないから、そんなことを私は言い訳にするつもりはないです。いただいたご指摘、また議員の皆様のご指導、ご鞭撻、しっかりと承って、そして町民の皆様の説明し、町民の皆様からもご意見、そういったものをしっかりといただきながら、早急にそのような様々なビジョンをしっかりとお伝えしていけるように努めていきたいというふうに考えております。

そして、重ねての答弁で本当に大変申し訳ないのですが、耐震診断、今斉藤議員からのご指摘あったとおり、本当に目的ではなくて、定量的な材料としてこれから検討を進める上で出していく、そういった材料の一つとして私たちは診断をさせていただきたい、手段の一つとして耐震診断させていただきたい、そんなふうに考えている次第でございます。本当にこの森町をつくり上げていく、そしてまた将来この森町に戻ってきていただく子供たちのそういった教育環境の場、非常に大事な部分であると私も考えております。皆様のご意見、しっかりと受け止めながら進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の幼児教育と保育についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、地域おこし協力隊について、森町広報等の多言語化について、津波避難道路について、森町の憲章・宣言の取組について、公共施設・組織等の統廃合計画作成についてを行います。

議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、地域おこし協力隊についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、5問ですので、ユーチューブで生配信されるという、それを記念しまして5問にしましたので、時間内で終わらせたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、最初に通告に従いまして、質問させていただきます。

それでは、地域おこし協力隊についてということで、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化が進む地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とし、平成21年度から総務省が始めた制度であります。

森町では、企画振興課で移住定住支援と地域ブランドPR支援などを手がけるために、平成31年2月に1名、その9月に1名、そして今年1月に1名の計3名の方が地域おこし協力隊に就任しています。そして、来年度農林課において、地域ブランド化に向けて道南杉の新たな可能性を探るためにこの制度を活用しようとしております。

そこで、以下質問させていただきます。地域おこし協力隊制度の活用成果と今後の課題について、まずお聞きします。また、移住定住促進と人材確保の観点から、ほかの関係各課も積極的にこの制度を活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

人口減少が進む森町において、持続可能な地域づくりを進めていくため、地域の担い手の確保と移住者を増加させる施策は非常に重要であると受け止めております。地域に人を呼び込む施策の一つとして地域おこし協力隊制度を活用する中で町が求めている成果は任期である3年間に何ををしたかという視点ではなくて、森町に隊員として移住し、3年後にこの森町に定住していただくことであります。その上で、現在までそれぞれの隊員が持っている固有の技術を生かし、地域ブランド商品のPR記事作成や移住フェアなどでの移住相談、配布するノベルティーのデザインなど、多岐にわたる成果を残しているものと認識しています。

今後の課題として、これから任期を迎える隊員の定着率をいかに高いものにしていくかが上げられます。引き続き移住者の視点を生かした地域づくりを通じて、隊員が森町に愛着を抱いてもらえるような受入れ態勢を構築するとともに、現在制度を活用していない他の課、部署において地域おこし協力隊制度の活用について積極的に検討できる体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） まず、1点目の、今の成果というか、それについて最終的には定住していただくのだという話なのですが、私だけなのかもしれないのですけれども、どうも目に見えた活動というのが見えてこないわけです。その中で、実際に定住していけるのかなというふうに思ったりもして、疑問があります。というのは、今回コロナの関係で報告会を中止になったりもしているというのもあるのでしょうかけれども、最初の方はSNSで情報発信すると当初から言われているわけです。とすれば、どの程度やられているのかなと実際調べてみました。そうすると、インスタグラムで主にやっているのでしょうかけれども、写真が中心で、その中のフォロワーとか何人かいるのですが、自分の趣味の範囲内でもいいのでしょうかけれども、もっと裾野を広げていくというか、情報発信するわけですから、本当の仲間内というよりも、もっと森町のホームページとかを使った形。むしろSNSというのは、ほとんど森町の場合使われていないのが現状なわけです。とすれば、その部分を任せるとか、そういうことをする中でやると、もっと町民の人からも目に見えてくるのかなと思ったりもします。さらには、実際見ていると、役場の中で机に座っている部分が多いのかなと。実際は、そんな状態で森の町に定着していくことはどうも考えづらい。というよりも、もっと広く町民との交流を深めることによって、それが将来自分が定住して食っていくわけですから、生活の糧になっていくような人間関係をつくっていくことからすれば、役場の人の人間関係よりも、むしろ産業関係の人とのつながりというのが必要なのだと思います。それをもっとやるべきだと思いますけれども、その辺今後どう強化していくかということに対してどう思うかということです。

それと、今後の各課の部分なのですが、北海道内でどれだけ地域おこし協力隊の関係の人を受け入れているかということを見ると、圧倒的に高いのは東川町なわけです。私が知っている時点でまだ増えているのか減っているのか分からないのですけれども、42名なわけです。それほど受け入れられるというのもまたすごいなと思って、問題が一方ではあるような話もちっと聞いています。そういうのもあるとすれば積極的に、人手不足ってやっぱり役場の中も同じだと思うし、定住対策の意味からすれば多ければ多いほどいいわけではないのだろうけれども、その人たちが町に残ってやっていくということを考えれば、もっと各課に広げていく必要があるのかなと。ちなみに、鹿部は4名です。私の知っている限りでは4名。八雲町で4名という形になっていますので、その辺先ほどは積極的にやっていくという話なので、ほかの町を見てどう思っているのかという話。

もう一点、総務省のほうの話を見ると、約4割が女性だという話で書いているわけです。そして、7割が20代から30代という年代層の人が隊員になっているのだというのがあります。そして、さらに言うと約6割の人が定住しているのだというふうな、かなり効果的な部分になっているという状態みたいですので、それに見合うだけの森町もこの地域おこし協力隊を有効に活用してやっていくべきだと思いますので、再度その辺も含めて答弁をお

願います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員ご指摘の点、地域おこし協力隊の隊員の活動内容、成果を含めて、もうちょっと町民の方に知らしめられる、そういったものを工夫してもいいのではないかと。確かにそのとおりでございまして、それはやはり行政としてもしっかりとサポートしていくべきことであると私は認識しております。

本人というか、隊員それぞれなのですけれども、先ほどお話にもあったとおり、それぞれお持ちのSNS等を使って、本当にしっかりと皆さん発信されています。私もとある協力隊の方のアカウントをフォローして常に見させていただいているのですけれども、本当に多岐にわたる、議員おっしゃったとおり趣味から仕事から、その人の才能をフルに生かして、それを森町の魅力に変換して発信しているというのは、私は本当にすごく頑張ってもらっているなというふうに思っているところでした。そして、たまにはやっぱり役場の中で仕事することもあって、偶然それを御覧になってというののももしかしたらあるのかもしれないのですけれども、今日も早速2名の隊員が町外のほうに、ちょっと用事があって企画振興課のほうに行きましたら、早速9時前に出かけていって、やらなければならない仕事があるのですよというふうにおっしゃっていました。地域とのそういうコミュニケーションですとか、定住するのであればそういう経済の方とのコミュニケーションをしっかりと深めていく必要がある、それは本当にそのとおりであります。そういう部分も、私も本当に行政に入るまではいろんな経済団体に加盟して活動してきておりましたので、そういった方々をうまくつないでさしあげるとか、そういったことも私個人でもできると思いますし、当然議員の皆様方もたくさんのそういう人間関係をお持ちでいらっしゃると思いますので、その辺はぜひこれからもご協力いただきながら、しっかりとそういう隊員の定着に向けて体制をつくっていききたいなというふうに思っております。

それで、どのくらいの人数を今後地域おこし協力隊で思っているかという話なのですが、多ければ多いほどいいということでもないのは確かにそうだと思うのですが、本当にほかの市町村で活躍している彼らのそういう活動ですとか、この当町で各原課が抱えているいろんな課題に対して彼らの協力を得られれば、本当に一歩も二歩も前に進められるような、そんな効果が私はあると感じております。この場で具体的に私が数字が言ってしまうのもなんなのですけれども、本当に原課につき、特に経済の漁業ですとか、農林課もそうですし、商工業もそうですし、企画ももちろんそうなのですけれども、本当に人材、さらには外部からのそういうやる気ですとか思い、そういう意識を持った人間がこの森町の役場で職員の一名として働いていただける、そういうことであればもう何名でも私は、議会の皆様が許していただけるのであればご提案していきたいなというふうな思いではあります。その前に、やはり定着という言葉もございまして、結局は選ばれる立場であると私は思うのです。これだけ制度を活用して人を集めようとしている市町村はいっぱいありますから、まずはどこまでできるかというの、これもまたお金のかかる話でもあります。

し、議会の皆さんにもご相談させていただきながら決めなければならないことであるとは思いますが、来ていただけるためにいろんな条件も整えたり、いろんな仕組みを整えたりしていかなければならないので、そういった点も含めてしっかりと構築して、できる限り許していただける限りたくさん地域おこし協力隊の皆さんに来ていただければというふうには考えております。

それと、最後に1点だけ、これも私いろんなところでお話しさせていただいていたのですが、関係人口という言葉が今ございまして、これも本当に今日の話だったのですが、とある方からお電話いただきまして、移住したいと言っている町外の人がいるのだけれども、以前森町の役場で働いている、とある地域おこし協力隊の方と話したことがあるらしく、その方を紹介してもらえないですかというお電話を町民の方から、本当に今日なのでありますが、いただいたのです。ですから、多分意識してそういう活動を地域おこし協力隊の方はされていると思うのですが、まさに彼が移住してくる。その視点を生かして、さらに移住者を引き寄せる。そういった関係人口が関係人口を生む、そういった仕組みをもう暗に彼らは行っています。そういった点も、なかなかそういうのは表に出づらいのですが、もし機会があれば直接地域おこし協力隊の各それぞれの方にお話ししていただければ本当に喜んで彼らは話し、説明すると思いますので、よろしければぜひ直接本人からお話聞いてみてもらえればいいのかと思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域おこし協力隊についてを終わります。

次に、森町広報等の多言語化についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2問目に入ります。

森町広報などの多言語化についてということで質問させていただきます。令和3年1月末時点の森町の外国人在住者は、新型コロナウイルスの影響があるのか減少傾向であるようですが、320人となっております。

慢性的な労働力不足の中、増加しても減少することはないだろうと思います。また、新型コロナウイルスの影響で一時的に減少しているインバウンドもいずれ増加するものと思われる。

そこで、インバウンドへの森町の観光情報や在住外国人の心配、不安を解消する上でも、観光パンフレットや森町広報紙あるいはホームページなどの多言語化によって情報の提供が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

とりわけ在住外国人への新型コロナウイルス関係の情報や防災情報の多言語化での情報提供が緊急であると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

広報紙等の多言語化につきましては、ここ数年普及が徐々に進みつつあると承知しております。その中でインバウンド対応に伴う観光情報については、以前森町の桜を紹介するパンフレットや森町、鹿部町、七飯町のカンコマ周辺3町で構成している環駒ヶ岳広域観

光協議会において英語や中国語を用いたパンフレットを作成しております。当町におきましても、多言語化について有用であると認識していることから、情報発信を進めるに当たり、それに伴う受入れ態勢の構築等を含め、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 観光情報は、確かに今後の課題として、この辺では特にすぐ見れると、やっているという、観光情報に関してはニセコは英語に関してはすぐ見れるようになっていきます。東川なんかもそういう形、あそこは外国人関係の人が多いですから、学校もありますし、そういうことからすればまだあるのかもしれないですが、対応しているのはあります。

そこで、ホームページ上ではすぐできるのだと思います。問題は、身近にある情報、例えば広報紙なんかが、全部ではなくても構わないと思うのですが、特に現在いる方々のウイルスとか防災関係もそうなのですが、分からないわけですね。確かに窓口になっているところの会社で情報というか、いろんな説明は受けているのですが、現実的に今配布されている広報紙は、そこの住んでいる場所も配布されるわけです。そうしたら、すぐごみ箱行きだという話なのです。とすれば、もう少し何らかの形の、その方たちは当然日本語はある程度理解しているでしょうけれども、自分たちの母国語でのパンフレットとか簡単な情報を提供するだけで、その人たちはずっといるわけではないです。いずれ戻って帰っていくわけですから、とすれば森町のイメージアップにもつながるのではないかと思いますので、それだけを早急にやるべきだと私は思うのですが、その点だけ再質問させてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

確かに松田議員、今おっしゃったことというのは、今既に町内に住んでいる様々な国からいらっしゃっている方々、そういった方々に向けての身近な生活情報の多言語化対応、ということだと認識しました。

確かにおっしゃるとおり、現状各企業それぞれの中でいろんな検討されて実施されている部分があるのかなというふうに考えております。今住んでいる外国人の方という捉え方のほかにも、移住コンシェルジュ的なそういうような考えも私は思っていて、そういう方に対応するためにもやっぱりいろんなその方に適した情報というのをそろえておかなければならない。そういう意味でも、やっぱりいろんな身近な情報を行政としても多言語化して、どこまでそれを用意できるかというのはなかなか検討していかなければならないかなとは思いますが、確かに議員おっしゃるとおりかなというふうに思いますので、その辺も含めまして、どこまでできるのか原課のほうと検討して、皆様のご意見もいただきながら、いろいろと情報に詳しい、兼宗さんもそうだと思うのですけれども、いらっしゃると思うので、ご意見を聞かせていただきながら検討させていただければなというふうに考えております。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） 森町広報等の多言語化についてを終わります。

次に、津波避難道路についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、3問目をさせていただきます。

津波避難道路についてということで質問させていただきます。平成23年3月11日の東日本大震災の津波による甚大な被害が出たことで、森町と関係5団体で平成25年7月に港町・東森町地区津波避難道路、仮称ですが、の整備の要望を北海道に提出しております。それは、道道森砂原線から国道278号線までの津波避難道路で、港町・東森地区の災害発生時における避難、救助、応急対策など、地元産業にとっても大きな役割を果たすものとして大変重要な路線との認識の上、早期の事業着手に向けて北海道に要望していくと、町政執行方針でも記載されておりました。

東日本大震災から10年目を迎え、2月13日に震度6強という10年前の地震の余震と見られる地震が発生し、今後10年間余震は続くとも言われている中、この津波避難道路の早期の整備が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

道道森砂原線の森漁協付近から国道278号までのご質問いただいた津波避難道路は、災害発生時における港町・東森町地区の避難、救助、応急対策等、大変重要な路線となりますので、事業着手に向けて関係機関へ要望しております。

しかし、路線整備については、JRの踏切があり、跨線橋を設置する必要が想定されることや、当該路線には多くの工場や住宅が密接していることから、路線整備に伴い多くの移転費用等が発生するなど、解決すべき課題が多くあると認識しております。

令和3年度には、津波浸水想定が新たに示され、津波ハザードマップの改訂が必要となりますので、津波の危険から生命の安全を確保するため、町全体の避難経路及び避難場所等について再検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 平成25年7月ですね、要望書というこういう形のものも持っています。そんな中で、本当はその後道のほうに、札幌のほうに出向いて行く話があったのでしようけれども、行かない中で終わっているわけです。そして、毎年のように、この以降、梶谷町長は執行方針の中で触れられてきたわけです。そして、去年外れて、今年も岡嶋町長に代わって一切その点では触れられていないわけです。だから、その辺をどう考えているのかと思ひまして、それをお聞きしたいというのと、令和3年度の予算施策に関する要望書という形で北海道渡島総合開発期成会が、当然町長も関わっているわけで、そのメンバーに入っていますから。その中でもこの津波避難道路については触れられているわけです。だから、今年はどうしようもないですけども、その辺を含めて次の施政方針

にはぜひとも入れて取り組んでほしいなと思っています。

そして、振興局止まりなわけですが、行っているのは。本来であれば、最初の高橋議員の質問に答えているように、やはり積極的に陳情していかないと無理なのだと思います。これだけ全国的に災害が多い中で、予算というのは、道道として整備してくださいということでは言っていますから、そういうことでなかなか難しいのかなと思ったりもしますけれども、声を上げなければどうしようもないだろうと。さらに、ある道議の方からもそういうのは上がってきていないという話も聞こえてくるわけですが、北海道のほうに。

だから、そういうこともありますので、ぜひ施政方針の中に入れていただきたいということと、一度どういう環境であるのかということを見ていただきたいと思っています。というのは、私たち町内会サイドで防災の津波以降、高森山という山に、25メートルあるのですが、そこに避難所造っています。保存しています、いろんな器具を。そこに登ると一望できます。川、両方挟まれていますから、だから津波来たら、まず逃げる場所がない場所なのです。そして、1本だけあります、278につながる部分。そこも川沿いに走っていますから、まず避難道にはならない場所なのです。だから、それも一望できますので、それは2人の道会議員の先生方も一度上がってもらって見ていただいていますので、大分前に。ぜひともそれを見ていただきたいということと、施政方針の中に今後力を入れてやってほしいなということをお願いして再質問にしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁にもございましたとおり、津波ハザードマップの改訂がございまして、以前示されていた津波の浸水地域ですね、そういったものも少し改訂され、新しいものが示されるのかなというふうな状況でございます。

基本的には、そういった国からのハザードマップ等々の情報をしっかりと精査しながら、新たにどういう危険性があるのか森町の中であって、こういう避難路を新たに造らなければならない、従来の避難路はもう使えなくなるのではないかと、そういった議論もしっかりと進めなければならないという認識ではあります。

それと、先ほど現地を見ていただきたいということでございますので、それはもし機会が許すのであれば、いつでも私行きますので、そこはご紹介というか、見せていただければ、いつでも、議会終わった後でも行きますので、その辺はお声がけいただければと思います。

それで、いろんな国や道への陳情といいますか、いろいろなお願い、あとお礼ですね、そういったものは今松田議員おっしゃっていただいたこの案件に限らず、様々なことで出向く機会があれば、本当に隅々までお願い、お礼、そういったものはしっかりと森町の代表としてやっていきたい、そういうふうに考えております。

先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、このコロナ禍が少し落ち着きまして、いろんなところに行ける機会があるのであれば、朝から晩までいろんなところを回って頭下げたりお願いしていききたいという気持ちは120%ありますので、そこは皆様のご期待とい

いますか、そういったものに応えられるのかなというふうに考えております。まずは、そういう姿勢でいることをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 津波避難道路についてを終わります。

次に、森町の憲章・宣言の取組についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、4問目に入らせていただきます。

森町の憲章・宣言の取組についてということで質問させていただきます。森町には、町民憲章、交通安全の町宣言、非核平和の町宣言、暴力追放・防犯の町宣言、無火災の町宣言、そして昨年9月の北海道森町気候非常事態宣言があります。

憲章とは、重要で根本的なことを定めた取決め、特に基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約、そして宣言とは個人、団体、国家などが意見、方針などを外部に表明することとされています。

町民には、このような憲章や宣言の存在と中身や趣旨を広く認識していただき、理解していただくことが必要なのではないのでしょうか。

しかしながら、現状において私自身もそうなのですが、町職員も含めて、その存在すらも知らなかったということがあるのだということが現状なのではないのでしょうか。

そこで、町として何らかの啓蒙活動によって理解していただく取組が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず、森町町民憲章は平成17年の新町合併を機に町民憲章等設定審議会へ諮問し、7名の審議委員で構成する町民憲章部会において協議され、平成17年9月に当審議会より答申を受け制定されました。

次に、非核平和の町宣言など4本の宣言につきましても、合併を機に旧森町、旧砂原町の各種宣言を整理、統合し、町民憲章と同様に同年9月に制定されたものであります。

また、令和2年6月には、森町議会において決議されました北海道森町気候非常事態宣言を即日宣言し、制定しております。

議員のご指摘にもございますが、まずは町民の皆様に町民憲章、各種宣言の存在とその中身、趣旨などを認識していただくことが重要であると考えております。

なお、町では現在ホームページで町民憲章及び各種宣言の全文と制定に至る要旨などについても掲載しており、町公共施設においても町民憲章を掲示するなど、町民の皆様に対し周知してございます。

今後は、町の広報紙なども活用し、制定の意義や目的について子供から高齢者まで幅広い世代の方々に理解していただけるような啓蒙活動を継続的に進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 町民憲章に関しては、教育長の教育行政執行方針で毎年だと思う

のですが、今回その部分読みますと、初めのところに書いてあります。森町教育委員会としましては、森町町民憲章に基づき、森町教育目標に示されております人づくりを目指した教育施策の充実に努めてまいりますと書いているわけです。私、さすがに教育委員会なのかなと思いました。それだけ、やっぱり教育の部分では森町の憲章に関して大事にしているのだなというふうに思っ、その辺は非常に感心して、むしろ教育委員会のそういうふうな考え方に対して敬意を表していかなければならないのかなと思っていました。

それで、このたびの議案第1号、森町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてということで今回提案されています。その中で、サービス規程、宣誓とは一体何なのだという話なのです。実際、条例があるわけです。森町職員のサービスの宣誓に関する条例と、その中で実際どういうことを宣誓しているのか。皆さん方、それぞれ書いているのだと、署名しているのだと思いますけれども、この中で「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」と。「私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」ということを署名しているのです。そして、私この議案のときに質問しました。もっと別なことを項目として付け加えることはないのですかと聞きました。その考えはないと総務課長は答えています。ここなのだと思うのです。こういういろんな書く場所ってないわけですが、町民憲章とか実際。とすれば、宣誓の時点でこういうものがありますよということを言わないと、そして教えていかないと普及していかないのです。と私は思いまして、たまたま今回第1号議案で出ましたから、それについてまず総務課長は答えたのですけれども、いかがですか、その辺。今後のやり方としてはそういう形しかないのです、と私は思っています。

さらに、もう一つ、そういう宣誓をしているというのは一体どこがあるのかなと思って見ていましたら、森町消防団組織等に関する規則というのがあります。この中でサービスの宣誓というのが第8条に書いてあります。「新たに団員となった者は、宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない」と書いてあるわけです。これも同じで、どういう形で書いているかということを、ここは長くなるからしゃべるのはやめますけれども、こういうものを含めて、そういうものがあるのだということを教えて、接する機会を設けていかなければ進んでいかないのだと私は思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 松田議員、宣言の質問なのだけれども、宣誓に関連してくるという解釈で今質問しているの。

○14番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） ちょっとどうかな。答えられるか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員おっしゃるとおり、確かなかなかそういうものを周知、啓蒙する機会というものもないのも事実かなと思いました。いい機会ですので、職務宣誓を行う際に、新たに入っていただく職員に関してはそういったものも資料としてお見せして、こういうものがこの森町にはあるのですよということをしっかりと示していくのも一つの方法かなと思っております。現段階では、町の職員に関しまして、そういう方法で周知、啓蒙させていただければなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の憲章・宣言の取組についてを終わります。

次に、公共施設・組織等の統廃合計画作成についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、どうにか時間内に終わりそうですので、最後の質問にさせていただきます。

公共施設・組織等の統廃合計画作成についてということで質問させていただきます。自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と地方公共団体の事務処理についての原則が規定されています。

森町は、平成17年4月に合併し、16年を経過しようとしている現在、少子高齢化と人口減少などにより、今後ますます財政状況は悪化していくことが予想されています。

そこで、最少の経費で最大の効果を挙げるのが自治体に要請されていることから、各種の長寿命化計画と併せて公共施設・組織等の統廃合計画の作成が早急に必要と考えますが、いかがでしょうか。

特に保育所、幼稚園、小中学校、消防団など合併前に存在した重複している公共施設・組織などについての統廃合が能率的かつ効率的な行政運営上必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

当町における公共施設等に係る建て替えや改修等の更新費用は今後も増加していくことに加え、人口減少による利用や需要の減少が見込まれております。このような状況を踏まえ、公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、長寿命化などの方向性を示した公共施設等総合管理計画を平成28年に策定しており、その中で統廃合についての考え方も整理しております。合併によって、用途としては重複する施設もあると認識しておりますが、個々の施設の方向性については町民の利用の状況や距離といった利便性の観点、維持管理費といったコストとのバランスなどから個別に判断されるべきと考えております。

統廃合に限らず、更新や複合化といった選択肢も含め、施設の方向性については各種調

査や分析を基に作成される個別施設計画において検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 個別的な対応をするという話なのですが、そういう状況にはないのではないですか、そもそも。1万人を切ると言われているのです。もっとそれ以下になるとも言われている。そんな中で、今の状態で合併してから2万人ほどいたのです。今1万5,000人切っているわけです。それが、もう10年、20年後には1万人になってしまうわけです。同じようなことをできるわけがないではないですか。それを考えたら、当然統廃合計画を進めなければならないのです。それは、町民のそれぞれの意見を聞くのも大事かもしれないけれども、町自体がどういうふうになるか一番分かっているのは町なわけです。国からも言われるし、当然みんなの意見を聞いて、そのとおりやっていけばいいです。やっていけないではないですか、もう。そういう認識を持たなければならないのではないですか。だからこそ、身を切る思いで町長が新しい町長になったわけですから。町長は、四十一、二ですよ。20年、30年後いるわけです。我々はいないのです。そこからすると、やっぱり責任を持って森町が存続していける体制をつくっていく道筋をつけるのが今回の40代の若い町長になった理由なのだと私は思うわけです。だから、思い切った統廃合計画を考えるべきだと私は思っています。

それで、例えば消防団の話になってしまうのですが、規則なんかを見ると、各分団ごと、町内で分かれているわけです。これを見ていると、どう考えても、あえてどことは言いません。ここにその分団が必要なのかと、分団を維持できるだけの人はもういないわけです。それが現実なのです。だから、それを目を向けて見ていかないと、統廃合計画が絶対進んでいかないのだと私は思っています。

それで、再度その辺の話を私は必要だと。先ほど斉藤議員のほうから尾白内小学校の話が再三出ていました。昨年からその話は出ているのですけれども、それが最初だと思っています。子供たちの安全を考えたら、私は初めて尾白内小学校、駒ヶ岳小学校へ入りました。入ってみて感じたのは、こんな劣悪な環境で授業をやられているのかと、衝撃的なのです。というのは、何でか。一つのクラスに入りました、尾白内で。ストーブの前と対角線上に扇風機置いているのです。それで循環させてやっているのです。2年生の教室だと言われました。そういうところで、さらに耐震化以前の問題で、そんな劣悪な状態の中で教わっている子供たちがかわいそうだと私は思いました。親のほうは、それは知っているはずなのです。授業がどこで行われているか、森小学校なら森小学校。そういうことなのです。とにかく町民の意識を聞くのは大事です。確かに大事なのですけれども、そういうようなことを見たら、即刻バスで運ばなければならない。森小学校へ運んで授業をやったほうがいいわけです。さらに、先生方の負担って相当たるものだと私思いました。そこからすると、働き方改革とかという問題を考えたら、先生方の負担はあの場所では増えていく一方です、と私は思いました。そういうことも含めて早急に、最初につくるのは統廃合

計画、どう効率よく運営していくのか。最初に言いました。自治体に与えられた仕事、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないのは自治体の使命なのです。それを考えた
ら、感情的な部分ではなくて、もっと理性的な部分の働きからして、これでは駄目なの
だというふうなことで考えて進めていかなければ進んでいけないのだと私は思っています。
その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員おっしゃるとおり、町の財政、これから人口減少が進む中、どうなっていくの
かというのは本当にもう目に見える形で容易に想像できるレベルまで来ていると私は考え
ております。

先般、様々な新聞等々、いろいろなもので取材を受けた際に、私もしっかりと発言させ
ていただいているのですが、この収支を均衡させなければならない、そういった原則に基
づき、本当に事務事業の見直しや今までいろいろ建ててきた公共施設等、そういったもの
の統廃合等含めた見直し、そういったものはもう避けられないと、私はそういうふうに考
えております。

しかしながら、それが単なる行政サービスの縮小ということではなくて、ある程度縮小
させていただいた過剰の資金、資源、そういったものを、人口が減るにしろ新たな町民に
対しての行政サービス、教育環境の構築もそうです。そういったものに投資をしていき
たい。私は、そのことも併せて、これはやっぱり町民の方にしっかりとお伝えしながら、先
ほども答弁させていただきましたが、定量的な情報としてそろえさせていただいて、し
っかりとお示しして町民の皆様、当然議会議員の皆様のご意見もそうです。ご指導、ご鞭撻
をいただきながらもお話しし、情報をまたいただき、その辺をしっかりと丁寧にやって進め
ていかなければならないと考えております。

本当に人口減少は避けられない道であると思っております。消防団の話出ましたので、
私も消防団の話しさせていただきますと、確かに担い手は少なくなっていっています。分
団によっても、招集かけてもなかなか人数が、皆さんお仕事の都合で集まらない。私も所
属していた団では、皆さん仕事をやっぱりされているのです。その招集のかかる時間にも
よりますけれども、日中とかそういう時間に招集がかかれば、もうほぼほぼ皆さん集まれ
ないのが確かに現状ではあります。しかしながら、非常事態、どこで火災ですとか、今回
の大雪もそうですけれども、今ある消防団の組織全てを使って何とかいろんな課題、災害、
そういうものに対応していく、そういったことは本当のぎりぎりまで何とか保っていかな
ければならないのかな。それを本当に縮小、統廃合するということになれば、そのパワー
バランスの空白の地域をどういうふうに消防団活動でほかの隊として補っていくのか、そ
ういう情報も出さなければならないと思います。ですから、避けられない、やらなければ
ならないことだとは思いますが、町民の皆様、現場で働く方々に対して定量的にお示しで
きる資料、あと将来への展望、先ほどビジョンという言葉でお話しさせていただきました
が、そういうものもしっかりとつくり上げた上で進めていかなければならない、そういう

ふうに考えております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、確かにもう時間は余り残されていないと私は思っております。ふるさと納税に関しましても、これは国が決めることですから、町でどうこうという話ではありませんが、なかなか問題といたしますか、いろいろどうなのだという議論もあるのは本当のところだと思います。ですから、そういったこと全ても含めてどうやっていかなければならないのか、そういったものを整理、精査させていただいて、しっかりと進めさせていただきたいという思いはあるということをもまずはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公共施設・組織等の統廃合計画作成についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、森町新エネルギービジョンについて、保育人材確保と保育所の今後についてを行います。

議席9番、河野文彦君の質問を行います。

まず最初に、森町新エネルギービジョンについてを行います。

○9番（河野文彦君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

森町新エネルギービジョンについてです。地球温暖化が起因と思われる様々な問題が顕在化、深刻化し、今後も私たちの健康や経済活動への広範囲な影響が予測されています。地球温暖化は、石油などの化石燃料の恩恵を享受している私たちの豊かで利便性の高い社会経済活動が一因と言われており、地球温暖化の被害者である我々が加害者でもある複雑な側面を含んだ深刻な問題であります。

このような状況を受けて、平成27年1月に森町新エネルギービジョンが制定され、豊富な地域資源の特性を生かす重点プロジェクトが設定されました。全国的に見ると、地域単位で取り組める活動は小さなものですが、持続可能なエネルギー環境を創造するためには極めて重要であり、身近な生活環境で取組を始めることに大きな意義があり、地方公共団体が果たす役割を重要視しております。

また、令和2年6月に北海道内で初となる北海道森町気候非常事態が宣言され、地球温暖化防止への行動の必要性、森町の産業にまで影響する事象であることの自覚、温室効果ガス排出実質ゼロを目指す運動推進などが強く求められています。さらに、岡嶋町長の執行方針においても、安心して暮らし続けられる環境づくりのためにも、温室効果ガス削減

への取組が重要であると記載されており、森町新エネルギービジョンの重要性は一段と高まっていると言えます。

新エネルギー推進期間の終盤に差しかかり、これまで掲げられてきた様々な活動のPDCAから蓄積された情報を持って北海道森町気候非常事態が宣言されて初の年度を迎えるに当たり、より効果的な新たな取組が実践されると思われますので、質問いたします。

1 番、各重点プロジェクトの進捗状況と今後の展開は。

2 番目に、道内自治体初の気候非常事態を宣言したオピニオンリーダーとしての行動は何か。

お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町地域新エネルギービジョンにおける重点プロジェクトの進捗状況として、ハイブリッドシステムなどクリーンエネルギー自動車の導入や新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業として見学会などを実施し、町内外から見学に来られる方たちを受け入れています。ほかにも住宅用太陽光発電システム設置補助金制度により年間のCO₂の排出量を削減するといった実績がある一方、公共施設への太陽光発電システムや木質バイオマスボイラーの導入実績はなく、バイオマス発電施設の整備、活用といった事例もないことから、計画どおり進捗していない項目もあるのが実情です。

今後は、今年度中に取りまとめる地域新エネルギービジョンの中間報告に基づき、町内の情報共有や事業の推進体制の見直しを図るとともに、公共施設への新エネルギー設備導入をはじめ、これまで以上に地域資源の活用や利用拡大の支援を行うことで重点プロジェクトに掲げている項目の達成を目指します。

また、北海道内で初めて気候非常事態を宣言した町として、これまで取り組んできました温室効果ガス排出量削減の取組を堅持することはもとより、温室効果ガス排出実質ゼロに向けてかじを切った国、そして令和3年度以降に地球温暖化対策推進計画に代わる新たな計画を策定する予定である北海道の動きを注視し、町民一体となって温室効果ガス排出量削減に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9 番（河野文彦君） エネルギービジョンの重点プロジェクトに掲げられて、私今回この質問をした経緯の中で数年前に同じような質問をしたのです。計画どおり行ったこと、行えていないこと、ほぼ同じような回答だったな。ですから、数年前と実質何も進んでいないのかなというのが今正直受けた感想でした。

重点プロジェクトの3つに戻りますけれども、例えば雪を活用した施設ですとか、こういうプロジェクトも上げられていますけれども、家畜のふん尿のバイオマスの活用ですとか、町独自の事業ではなかなかこれ大変だろうなという部分もあります。ただ、目標は目標として推進していけたら、こういうサステナブルなエネルギー環境というのは実現し

ていけるのかなと思った中で、公共施設へのそういう再生可能エネルギー活用設備の導入もできない、また木質バイオマス、ペレットストーブの導入もしていないと。これは、町単位でできる範囲といいますか、できる規模のものなのではないかなと思うのです。ここでいうと、小型の太陽光発電した街路灯の整備ですとか、やろうと思えばできることってまだまだあったのではないかなと思う中で全然進んでいないのが現状かなというふうに聞いておりました。

それで、非常事態宣言ですか、こちらも北海道で初ということで、今後いろんな自治体がこの宣言をされてくるのかなと思う中で、森町が一番最初に宣言したのに何もやっていなくて、ほかの自治体の取組がどんどん進んでいくという事態だけは避けてほしいなと思うのです。その辺を今回の町長の執行方針にも触れられてはいますけれども、予算的には具体的な取組が見えなかったものですから、その辺を来年度すぐというのは難しいのかもしれないのですが、本当に全道初の取組をどんどんしていってほしいなと思うのですけれども、その辺の町長のお考え方を伺いたいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員ご指摘いただいたとおり、本当になかなか進まなかった、そういう状況はしっかりと受け止めている状況でございます。

最初のご質問にもありまして、PDCAサイクルをしっかりと回して、そのようなお話がございました。結果としてなかなか進まなかった、そういったことの原因がどのような点にあるのか、そういったことをしっかりとPDCAサイクルに当てはめ、2周でも3周でもして、しっかりと精査しながら最後まで進めていきたい、そのように進めていきたいと考えているところでございます。

そして、率先してオピニオンリーダーとして取り組むべき事業、こういったものやっつけばいいのか。当然これは、当時せっかく、私も議事録等々見ていて承知はしているのですが、議会議員の皆様からそういったご質問をいただき、町としてもこれは宣言しなければならない、しっかりと日本国内のみならず、世界と言ってしまう言い過ぎなのかもしれないですが、世界的規模でこのサステナブルな世界をつくっていく、維持していくという流れは、様々な産業にも波及しているとは私は考えております。それが経済の負荷になるのではなくて、しっかりと産業に取り入れて、これも森町の魅力だ、そういったものに私は変換していく必要があるのかなというふうに考えております。

その中でも、この森町は林業、1つ例えを言いますと、林業が非常に盛んといいますか、町に存在する事業者さんでも様々なことをやられている林業の企業でございます。そういった方々としっかりと協働して、今年に入ってますか、ニュースにもこの間なっていましたけれども、二酸化炭素の排出権取引、そういったものも今後活発になるのではないかと。一旦は下火になってはいるのですが、国のほうで掲げた2050年まででしたか、排出量をゼロにしますと宣言されております。そういったものを軸として、それに向かっていろんな企業も事業の方向転換等々をどんどん、どんどん世界中でもしていかなければなら

い。そんな中で、この森町における林業、そういった産業が新たな価値を生み出せる、私はチャンスになるのかなというように思っています。

今回の本年度当初予算で担当課からも上げさせていただいております様々な林業に関する事業、まずはそういったものをしっかりと、その中に含んでおります人づくりの部分等々をしっかりと形にして進めていって、世界的なそういう二酸化炭素排出削減に向けた動きを森町の事業者様に価値として落とし込んでいける、そういったものを担当課とともに、森町の事業主様とともに築き上げていければ、私はこれはピンチではなくチャンスにしていけるのではないかなというふうに考えております。まずは、今回当初予算で上げさせていただいた様々な事業を通じて、いろんな可能性を見いだしていきながら、オピニオンリーダーとして森町、こういうことを進めていくのである、そういったことをしっかりと森町の魅力として発信していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 森町、林業が大変盛んということで、森林バイオマスというのですか、木質のエネルギーというのも大変可能性を秘めているものですから、今森は林業の関係ではエネルギーに限らない部分でもいろんな取組があると思いますので、こっちのエネルギーの関連でも林業がより一層盛り上がるような、そういうモデルケースとなるような取組を今後も進めていってほしいなというふうに思っています。

P D C Aで今までの活動から新しいプランをまた練り直すというような書き方したのですが、正直このエネルギービジョンの重点プロジェクトは余り進捗していないなという中で、ちょっと意地悪な書き方をしてしまったなというふうに今思っていたのですが、計画として上げたけれども、できなかった項目、これもP D C Aに当てはめて、なぜできなかったのかという部分もこれから検証は大事だと思うのです。決して変な項目ばかり並んでいるわけではないので、ロードマップの中で10年たったら新たなエネルギービジョンづくりというふうに記載されていますので、この新たなエネルギービジョンを策定する際には本当この地域のためになる、地域で実現可能な、町民の方も見て感じていただけるようなビジョンをしっかりと策定してもらいたいなというふうに思いました。

その中で、新たなエネルギービジョンづくりの中で、先ほど林業の話しましたが、そういう農業系ですとか漁業系の廃棄物の中でも新たな可能性を秘めているエネルギーというのはたくさんあると思いますので、この新たなビジョンをつくるために、役場の担当課だとかコンサルタントだけではなくて、町内のそういった関係の方もたくさん巻き込んで、新しいビジョンをつくってサステナブルな社会をつくる一助になっていければいいビジョンになるのではないかなと思うのですけれども、その辺を最後にもう一度聞かせていただいて、再々質問にしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に河野議員おっしゃるとおり、私も先ほどから何度か答弁させていただいておりま

すが、この町に住んでよかった、町民主役のまちづくり、町民の方々が本当にどういった形でこの森町に住んでいる、仕事しているということに価値を見いだしていただけるか。私は、行政がどれだけ町民の方々にいろんな情報を出して、一緒にいろんなことを頑張っていこう、そういった姿勢をしっかりと出して、いろんな町民の方に寄り添いながらやっていくことが非常に大事であると考えております。河野議員おっしゃったとおり、この森町の一次産業、林業に限らず、漁業、農業もそうですけれども、本当にまだまだいろんな隠れた魅力や可能性、たくさんあると私は考えております。案は私たちが出すにしろ、その携わっている方々がそれをどんどん、どんどんいいものに変えていって、そして森町の新たな魅力にしていけるよう、しっかりと町民の方々、各事業者の方々と協働して、しっかりと持続可能なまちづくりを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町新エネルギービジョンについてを終わります。

次に、保育人材確保と保育所の今後についてを行います。

○9番（河野文彦君） それでは、2問目、質問させていただきます。

保育人材確保と保育園の今後についてです。全国的な傾向として少子高齢化、労働人口の減少が問題となっております。共働き世帯は増加傾向であり、保育制度は福祉的側面に限らず、少子化対策や就労支援へと果たす役割は大きくなっていると言えます。また、子育て世代の生活環境の変化、世帯の経済状況、女性の社会進出など、今後も保育制度の拡充は最重要課題と言っても過言ではないでしょう。

森町において公設保育所は尾白内、新川、森保育所の3か所ありますが、新川、森保育所の2か所においては現施設の狭さ、老朽化が顕著であると思われる中で新たな施設への更新への期待が大きくなっていますが、さくら幼稚園が認定こども園として整備予定だった計画を急遽変更されるほど人員確保が難しい状態となっており、人員が確保できない以上、現保育施設の建物の更新すら不可能と言われる中で人員確保を施設整備よりも先行して取り組まなければなりません。

全国的に保育士が不足している状況の中、森町の現保育体制においても人員不足となっているのが現状であり、人材確保、増員を実現するためには過去に前例のないような思い切った施策が早急に必要ですので、質問いたします。

幼保連携型教育に対する岡嶋町長の見解をお願いします。

現保育体制での人員不足をどのように解消していくのか。

老朽化している保育施設に対しての今後の展開は。

お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目の幼保連携型教育に対する見解についてですが、幼稚園は学校教育法に基づく幼児のための学校、保育所は保育を必要とする保護者に代わり乳幼児を保育する児童福祉施設、それぞれ違った役割や機能を持った施設と認識しております。

一方、認定こども園については、幼保連携型など多様なタイプがございますが、いずれも教育、保育を一体的に担うものとして認識するとともに、お子様を持つご両親の多様な働き方への対応や高いレベルの幼児教育環境の構築など、この森町を子育てしてみたい、魅力ある町へとさらに進化させていくための大切な分野であると私は認識しております。

2点目の現保育体制での人員不足の解消についてですが、厚生労働省においても保育士就業の呼びかけやPRの強化、給与や勤務環境の改善、職場復帰へのサポートなどに取り組んでおりますが、人材の確保については厳しい状況が続いております。当町におきましても、人員確保に向けて森町ホームページや町広報紙、各種新聞、ハローワークを通じて町内外広く周知を図ることのほか、担当職員による保育関係学校への訪問や資料郵送に合わせて民間保育所とは違い町職員の身分も併せ持つことへの魅力なども伝えながら、継続して保育士確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の保育施設の老朽化につきましては、先ほどの斉藤議員への答弁と重複しますが、今年2月に幼児教育・保育施設等検討チームを設置したところであります。この検討チーム内において今まで積み上げてきた情報や様々な課題、問題点を洗い出し、運営形態も含めて協議を行い、老朽化している施設に関して速度感を持って整備に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 認定こども園に対しては、大分前向きな意見しかないのかなと思うのです。これが時代の流れといいますか、保育所施設、幼稚園施設と別々に持つのであれば一体化したほうが、いろいろなコスト面であったりですとか、いろんな環境に対応できるという中で認定こども園が今後は望ましいのかなというのが設置されていていく数に表れているのだと思うのです。そういった中で、大切なツールで今後進めていかなければならないということは町長と同じ認識で入れたのかなというふうに思いました。

あと、人材不足、ホームページ、ハローワーク、学校訪問、保育所は全国的にどこの自治体でも、民間であっても不足というふうな報道も聞きますけれども、町長先ほど説明いただいた中では、これはどこの町でもやっているのかなと思う中で、これよりまた二歩、森町に注目してもらえる学生の方々ですね、そういった取組でもしていかなければ、この森町での保育士というものを選んでもらえないのかなと思うので、その辺町長の斬新なアイデアをもって森町を選んでいただくような募集をしていてもらいたいなというふうに思っております。

3番目の老朽化している保育施設の今後の展開ということで、これ具体的に言ってしまうと、新川と森保育所の今後ですね。それで、私検討チームを今立ち上げて、速度感を持ってこれからどうしていくかというようなお話だったかと思うのですけれども、非常に遅いなど。人員不足というのは何年も前から言われているのであって、建物の更新、建物を直すためにも新たにゼロ歳児をやらないと新たな認可出ないというような形で当時担

当課から説明を受けていますので、単純に建物を新しくするためにも、まず増員しなければ何も進まないところですよね。そう考えると、最重要課題は今すぐにでも増員というふうに僕は捉えていました。そういった中で、来年度の予算で、ほかの分野で人材確保のための予算なんかも上がってきているかと思うのですけれども、この保育人材の確保の部分に対しては出遅れたのではないかなというふうに見ていました。その辺をもう一度、私は今人材確保について出遅れているというふうに思っているのですけれども、町長はその辺どうお考えか、もう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員、今おっしゃった人材確保の件に関しましては、確かに現状として今まで余り募集をかけても応じていただけるような機会が余りなかったというのは本当に現実であると私思っております。そういったものも踏まえながら、私が町長に就任する前ではあるのですけれども、担当課のほうでもいろんな学校に出向いて、その年、その年で本当に森町のほうにぜひ働きに来ていただけないかというようなことをしっかりと毎年毎年お話ししに行かせていただいていたということの報告を受けておりました。なかなか民間のその事業者様と別で、やはり身分が公務員ということで福利厚生の面に関して、民間だからといってとてつもないものをやるという感じにはなかなかないとは思っているのですけれども、特色的な本当に独自の福利厚生ですとか、働く環境というものをなかなか提示するということが難しい状況があるというのも報告を受けておりました。しかしながら、ひとまず今年度は退職される方、それからいろんな再任用の方とかも含めまして、ある一定人数、この森町のほうに保育所、幼稚園で働きたいと言っていただける方が何名かいらっしゃいました。それを検証という形ではちょっと、何で森町を選んだのですかというような形では、直接的に調べてはいないのかなとは思いますが、私個人的には今まで長年の中、公務員の身分ですよということをしっかりとお伝えしながら、公務員の身分ということの魅力をうまく伝えるように努力して、担当課のほうでいただいた結果の一つなのではないかなと私は個人的にはそう思っていました。

でも、本当にこれから、今河野議員からご指摘いただいたとおり、新たな幼児保育の環境、建物の更新等も含めてやる場合には、もっともっと増員しなければならない。そのためには、現状既に人材の奪い合いになっているこの保育士、幼稚園の先生等の確保に向けては、独自色を持った何かをしっかりと構築して取り組んでいかなければ、さらに立ち遅れてしまうのかなと心配をしているところも事実でございます。

この点につきましては、直接私が本当に行ってお願ひしますと頭下げていろんな学校を回ってもいいかなと思っているくらいではあるのですが、その点に関しましては現時点でいろんな詳細をお伝えするには至っていないのが現実ではあるのですが、遅れている感情を取り戻すためにも、しっかりと担当課とタッグを組んでやっていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 現状何をするためにも、まずは人員確保という課題はお互い共有できているのかなというふうに思いました。

そういった中で、公務員だから民間の企業みたく何かずば抜けたような施策はなかなかできないというようなご答弁だったかと思うのですけれども、逆にそれが無いから来てくれないのかなという原因も考えられるのかなと思うのです。その辺は、ちょっと表現悪いかもしれませんが、新卒の奪い合いが現状になっているかと思しますので、その辺はより一層力を入れて、本当にこの森町の保育環境に目を留めてもらって選んでいただけるような施策をどんどん打ち出していったらいいなというふうに思いました。

それと、最後に検討チームですか、最近立ち上げて、今後の計画策定に向けた様々な情報収集なんかをするというふうに行っているのですけれども、関係課で編成するということは、今までこれに携わっていた人が集まって検討するというようなことですね。担当課で編成する検討チームですから。今まで幼稚園であったり保育所を担当している課の人間が集まって検討するというふうに僕は捉えたのですけれども、正直この人たちの検討というのは今までだって十分してきたと思うのです。そこで解決の答えまで導けなかったのが原因の一つかなと思うのですけれども、その人たちが改めて集まって検討チームといっても、新しい答えが出てくるのかなというふうに思うところがあるのです。ですから、その辺は担当課だけではなく、町内のこういう見識のお持ちの方をどんどん招き入れて、役場職員の方の考え方以外のアイデアも取り込みながら検討していったほうが、よりいい答えが出てくるのではないかなと思います。その辺で、この編成するチームをもっと多くの方からアイデアをいただけるように間口を広げるというのか、そういう声がけをして、新たなチーム編成も必要なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどご質問にありました検討チームに関してなのですが、河野議員おっしゃるとおり、本当に担当の課だけではなかなか議論の進まない、大きな枠で捉えて今回の事業は進めていかなければならないと考えているところでございました。

そこで、今回検討チームとして役場内で集まった課に関しましては、全部を具体的に言ってしまうのはあれなのですが、10以上の課が集まって検討チームに参加して、それぞれの課で持っている一つのこの事象に関して課題点ですとか起こり得る問題点、そういったものを今後共有して、一つ一つつぶしていくといいますか、そういった作業が必要

になると思います、この課の数で編成させていただきました。

今後は、本当にこれでやっても、まだまだご意見としていろんなことをいろんな立場の方々から聞かなければならないというふうには認識しておりますので、今後民間の方、町にお住まいの、町内にいらっしゃるそういう団体の方とか、いろんな方を交えて議論のほうを深めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 保育人材確保と保育所の今後についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、7、新型コロナ禍の対応についてを行います。

議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

新型コロナ禍の対応について。まず、1点目、SDGsとは2015年に国連の持続可能な開発サミットで採択された。30年までの行動計画に掲載されている17の目標を示します。採択から5年となり、認知度は日本でも徐々に高まっています。SDGsのカラーホイールバッジを身につけた人を見かける機会も増えてまいりました。ただ、その中身まで理解して実践しているという人はそう多くはないというのが現状のようです。

2020年になって、新型コロナウイルス禍への対応で健康と経済のはざままで社会は揺れ動いています。コロナ禍や相次ぐ自然災害は特に弱者に大きな打撃を与えています。コロナ禍での健康と経済のように様々な課題は相互に密接に関わり合っています。SDGsは、全体を俯瞰する視点を提言してくれます。

行政も住民も正面から向き合わなければならない時代です。町として、具体的にどのような周知を考えておられますか。

2点目、新型コロナウイルスに対するワクチン接種が国内でも医療従事者から始まりました。

1つ目、森町における接種開始の時期、年代別、また場所等について伺います。

2点目、希望者を前提としておりますから、接種率の向上が重要です。その対策について、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず、1点目でございますが、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました持続可能な開発目標SDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標を定めたものと承知しております。我が国においても、全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、自治体や企業、その他の組織の取組を後押ししております。当町においても、既に多様な企業、団体においてSDGsの理念に基づく活動を実施しておられることは承知しておりますが、町民全体の認知度、理解度はまだまだ高くはなっていないと感じております。さらに申し上げれば、町職員への周知についても十分に行われておらず、理解はまだまだ進んでいないのが実情です。ま

ずは、役場の中で福祉、環境保全、産業振興、教育など、各施設においてSDGsの理念と通ずる事業の検討、実施を通じて職員の理解を深めることからスタートしてまいりたいと考えております。

2点目のワクチン接種の接種開始の時期につきましては、国がワクチンを配付する時期に合わせる事となります。接種の順位は、医療従事者等からスタートし、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの方、それ以外の方の順となっており、現段階では16歳以上の全住民が対象とされております。接種の場所は、個別接種として町内の医療機関において実施するほか、集団接種として保健センター等において実施する予定であります。

次に、2つ目の接種に係る対策についてですが、接種を希望する全住民に対して接種できるように対応してまいります。そのため、医療機関での個別接種は月曜日から土曜日に行っていたら、町が実施する集団接種は日曜日に行う予定であります。また、集団接種においては、自力での来場が困難な方の送迎を検討しております。あわせて、接種した方に対してはもへりくんカードの行政ポイントを付与することなども検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） ワクチンのことに関しましては、毎日のように国からの発表も変わってきたような経緯がありましたので、まだ不確実なところがありますので、今町長おっしゃったように、それに合わせてやるしかないのかなという気持ちを私もしておりますので、それはそれで仕方ないと、そんなふうに思っております。

ただ、ここにも書きましたけれども、接種率をどうやって向上させていくかということは非常に大事な視点だと私は思っているのです。私ごとで大変恐縮なのですが、私以前はコロナに関しても人ごとの部分がありました。私の弟が1か月前にコロナで亡くなりました。それも1週間病院に入っただけだったのです。そして、あっという間に変化して、毎日の変動がありまして、亡くなったのです。こういうときですから、当然葬式にも行けないわけですが、そうなりますと何でもう少し早くワクチン来なかったのだろうみたいな、そういった気持ちになってくるのです。恐らく誰しもがそうだと、そういった立場になると。だから、これからどれぐらい時間がかかるか分かりませんが、とにかく全員というのは無理かもしれませんが、接種率を上げて上げて上げていくということに全力を尽くしていただきたいと、こんなふうに思うのです。ありとあらゆる、ポイントの付与というようなことを今話しされましたけれども、ありとあらゆる手段をもって接種率を上げていただきたい、こんなふうに思います。それで、そういったコロナ禍で悲しむ人たちをどうやって減らしていくかというのが、これがやっぱり町長の現時点においての最大の目標だというような感じがしますので、ぜひそこら辺は接種率の向上に力を入れていただきたいと、こんなふうに思いますので、その点よろしく願います。

それと、1点目のSDGsに関しても、これは先ほど来松田議員も、それから河野議員

も言われたことと本当に重なってしまって申し訳ないのですが、誰一人取り残ししないということを今町長もおっしゃいました。かなり難しいと私は思っているのです。恐らくみんながそう思っていると思います。不可能に近いくらいです。そして、今までの積み重ねでは絶対にできない、改善していくだけでは絶対にできない。先ほど森町は林業がすごく盛んだと。いい利点をおっしゃいましたけれども、その積み重ねだけでは絶対にできないですね。そこをどうやっていくかということが大変だと思うのです。

町長、今就任されて間もなくでございますけれども、恐らくこれをやろうとすると、大変な苦勞がつきまとうと私は思っているのです。追い風ばかりではなくて、今世の中がSDGsに向かっているから、これを掲げていけばいろんな応援があるだろうみたいな、そんな簡単なものではないですね。かえって逆風もあるかもしれませんし、大きな壁にぶつかるかもしれません。それをどうやって乗り越えていくか。そこは、やっぱり町長の若さだと、私はそう思うのです。スウェーデンの環境活動家のグレタ・トゥーンベリさんがあの若さで世界中の人たちの気持ちを変えるような行動を起こされました。今立ち止まって考えているときではありませんよと、自分のうちが燃えていることを思ってくださいみたいなことをおっしゃって、このような活動をされてきたのです。それがやっぱり世界を変えてきた。そういった勢いで、やっぱり町長にもこれから向かっていただきたい、このように私は思っております。若いからこそできるのです、やっぱり。

そして、さらに申し上げたいことは、周知の方法なのですが、私が一番理解しているのですが、先ほど理解していない人たちも多いみたいな失礼なことを言いましたけれども、SDGs ウォッシュという言葉があります。やっているふりをするのです。私は、それを自分に言い聞かせているのです。それがあつたら、これは達成できませんよね。絶対に達成できない。それぐらいの覚悟がなければ駄目だと思うのです。そのために周知をどうするかということを考えていかなければならない。

町民憲章の話が先ほど出ました。町民憲章、休むところに貼ってありますけれども、本来町民憲章はここにいらっしゃる方は全ての人が覚えておかなければならないだろうみたいなことだと思うのですが、私をはじめ、ああ、あんなことだろうみたいなイメージでしか捉えておりませんで、中身についてはそんなに覚えていないのです、私は。ほかの方々は分かりませんが。それくらい身近なものでもなかなか自分の命に染まっていけない。そこで周知をどうするかということです。先ほどいろんな原水爆禁止宣言とか、交通安全の話もありましたけれども、私は極端に言ったら森町庁舎の側面の全面を使って訴えるぐらいの勢いがなかったら、絶対に町民には浸透しないと思っています。どういう方法がいいかということを、ぜひこれはまた考え、いろんな人の意見を聞いてやっていただきたいと思います。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、要約して。

○10番（宮本秀逸君） 昨日、たまたま鹿部の庁舎に行きましたら、伊藤選手の垂れ幕がかかっているのですね。すごく目立ちますね。どうやって目立たせるかということが大事

だと思いますので、そこら辺の考えをいま一度お伺いしたいなと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、ワクチンの接種率の向上に関して、今宮本議員からお話がありました。まさに本当にどれだけ接種率の向上に努めていけるか。体制を整えなければならないというのは、これはもう当たり前のことで、その点に関しましては担当課のほうとしっかりと町内の病院、先生と看護師の方、いろんな方の協力要請をいただきながら調整を進めてまいりました。

先日新聞報道で森町はまだ準備ができていないというような報道がなされていたのですが、あの時点では確かにもうあと一步というところまで来ておりまして、現状としては、回答としてはめどは立っていないという返答なのですが、もうほぼほぼ町内の様々な病院様やいろんなところですね、協力関係のいろんなところを回らせていただきまして、全面的に協力していただけると、そういう話をいただいております。まだまだ詳細に関しましては、もうちょっと担当のほうと病院と詰める必要がありますので、もうちょっとまだ時間はかかるものの、先生たちも本当にこれは何とか接種率を上げて、このコロナ禍を終息の方向に向けていかなければならない、そういう思いで私たちとも一致しているところでございます。

大変心強い、あらゆる手段を講じて接種率を上げて、そういうことに取り組んでいっていただきたいというお言葉をいただきました。本当にできる限り私たち全職員総力を挙げて接種率の向上に努めてまいりたいと思っております。

そして、SDGsの周知の方法に関しまして、こちらもお話いただきました。以前私が所属しておりました青年会議所、そちらでも当時SDGsの取組に関してかなり色濃くやらせていただきました。やはり一丁目一番地は、今宮本議員おっしゃっていただいたように、どのようにこれを周知していくか。それを各それぞれの国ですとか地域にどういう形で落とし込んでいくか、それが非常に重要であると。その事業のために1年、青年会議所で費やしました。今ご提案ありました役場庁舎の壁を使って周知するということも、当然すごく効果的なことかなと思います。まずは、そのようなことも本当に見た目として周知を徹底するということも大事ではあるのですが、いろいろな17のゴールの中で本当に大きな項目と小さな項目ある中でばらばらに行っている事業が持続可能なまちづくりのために17のゴールのどれに当てはまるのか、そういったことも何らかの形でお示しする項目、そういったことも付け加えながら議員の皆様にお示しする、また町民の皆様にお示しする、そういったことも必要になってくるのではないかな。そういったことで、常に目に触れる、常に携わる、そういう環境を少しずつ積み重ねていく上で町民の皆様、私たち職員皆そうなのですから、町民の皆様にもしっかりと伝わって、このSDGs、持続可能な世界をつくるための17のゴールがなぜ設定されたかということも含めて、私は町民の方々に意識の情勢を図っていけるのではないかなというふうに考えております。本当にいろいろなお意見をいただきながら、周知方法等はいろいろなことを教えていただきながら進めてい

きたいと考えておりますので、また引き続きいろいろなお知恵をお貸しいただいて、進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（宮本秀逸君） もう一点だけ申し上げて終わりたいと思いますけれども、この質問書にも書いておきましたけれども、全体を俯瞰する目線を養っていかなければ駄目だということだと思うのです。どうしても私は別々に考えがちなのですけれども、今のコロナはコロナみたいに考えがちなのですけれども、やはり将来の全体像から見たら、この健康とか保健に関する問題は、こういう関係なのだと思います。上から見た目線で捉えていくということが非常に大事だと思いますので、これからいろんな具体的な手を打っていかれるときに、そういった目線をぜひ失わないでいただきたいと、こんなふうに思います。そして、ちょっとくどいようではありますが、2015年に採択されて、そして今2021年になりました。5年が経過しました。5年経過してこれだけの浸透率だと思っているのです。これから10年後に、30年までに目標をどれだけ達成できるかというのは本当に大変なことだと思いますので、そこら辺はぜひ思い切った手腕を発揮していただきたいと、こんなふうに思うのですけれども、最後に一言。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当にしっかりとリーダーシップを発揮して、持続可能なまちづくりを達成するため、このSDGsの町民、もしくは行政をはじめ、全ての方に何が必要で現状世界がどうなっているのか、この森町はその世界に対して何ができるのか、そういったことも含めまして様々な事業に落とし込んでいったり周知、広報を徹底していったり、そういったことをしっかりと進めさせていただきたいと考えております。引き続きいろんなことを宮本議員からも情報をいただきながら、一緒に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新型コロナ禍の対応についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

暫時休憩しますか。どうしますか。ちょうど1時間経過しましたので、本当はコロナ禍ですから、休憩しようかと思うのですけれども、残るところ1人です。

（「休憩してください」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、８、町政執行方針等についてを行います。

議席５番、伊藤昇君の質問を行います。

○５番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

町政執行方針等についてです。令和３年度町政執行方針では、町政に対する基本となる施策を述べておりますが、以下の主要な施策についてお尋ねいたします。

１、自治体経営について、第２次森町総合開発振興計画を基調とし、財源の確保と有効活用に知恵を絞るとありますが、自主財源である町税の予算額では対前年と比較して約８,７００万円の減額予算となっており、また地方交付税も一本算定に移行されるとのことでもあります。さらに、新型コロナウイルスの影響など、財政は厳しさを増すことが予測されますとの記述があり、このことを踏まえ町全体としての所得分析をどのように捉えておりますか。

また、その分析結果において新年度予算の編成に当たられたと思いますが、産業、経済をはじめ、各分野に対しどのような支援策を予算に盛り込んだのか。町長の選挙における公約を予算に反映できたのか。町政執行方針に記載のとおり、町民満足度の高いまちづくりをどのように推進しようとしているのかお尋ねいたします。

２、観光産業について、観光ビジョンの策定に着手し、観光協会をはじめ、関連団体と連携を図り、町内にある観光コンテンツの内容を充実させ、町民の皆様と行政が一体となったプロモーションや関連施策の展開などを検討とありますが、どのような施策なのか。

次に、道の駅整備については、町内業者や関係団体と協議、連携し、生産者、販売者並びにお客様の目線に立ち、町民の皆様と来町のお客様に喜ばれる施策となるよう協力体制の強化に努めるとありますが、具体的にどのような支援を考えておりますか。

また、関連として青葉ヶ丘公園などの都市公園の整備についての記述もありますが、令和２年１２月会議での私の一般質問に対して町長は、道の駅と併せてイベントのブラッシュアップを図り、お客様を呼べるようにしていきたい。施設整備、公園等の整備に関し、ステージなど発表する場であったりコンサートとかできるところがあれば、それに準じた方々にも来町していただけるのではないかとのお話もありましたが、都市公園の整備計画も含め、今後どのように推進していこうと考えられておりますか。

以上、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、自治体経営でございますが、自主財源の根幹となる町税については、当町の基幹産業の一つであります漁業について、令和２年の漁獲高が減少していることや新型コロナウイルス感染症の影響による全体的な企業収益の悪化、個人所得の減少等により減収が想定されております。また、地方交付税についても平成２８年度から合併算定替えの経過措置による段階的縮減により交付税額が減額されており、令和３年度からは完全に一本算定へと移行することから、厳しい財政状況が予想されます。

そのような中、これまでも多くの寄附金をいただいておりますふるさと応援寄附金につ

きましては、2月末現在で約19億円の寄附をいただいているところであり、今後も引き続きご寄附いただけるような体制づくりに努めてまいります。

一方で、歳出予算については、私自身初めての予算編成でございます。予算計上に当たっては、町民満足度の高いまちづくりを推し進めるため、各担当者よりしっかりと聞き取りを行い、各分野での事業遂行のため最大配慮いたし、計上してまいりました。

なお、選挙の公約であります入学準備金や奨学金制度につきましては、今後しっかりと制度設計を行い、早期の実施に向けて準備してまいります。

次に、観光産業については、森町は交流人口の増加を目指しております。そのためにも、まずは観光ビジョンの策定を進めてまいります。あわせて、今ある観光コンテンツをさらに充実させるためにも、森町にある魅力的なロケーションの発掘や情報発信を充実させ、旅行関連業者にもプロモーションすることによりたくさんの来町者を呼び込めるように進めてまいります。

2点目の道の駅整備については、関係団体と今以上に協議、連携を強化することが必要と考えております。具体的には、森町の食、そして特産品などの魅力を集め、その魅力を発信し、今以上に利用者が増え、喜んでもらえるような運営方法を検討していきたいと考えております。

3点目の青葉ヶ丘公園などの整備については、12月議会でもお話ししたとおり、道の駅と併せてイベントのブラッシュアップを図り、利用者を増やすことを目指しております。そのため、執行方針にもあるとおり、都市公園につきましては森町公園施設長寿命化計画に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（伊藤 昇君） 再質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、今回自治体経営という部分で選んだのが、ちょっと言いづらいのですが、自治体経営の執行方針を見ますと、昨年の執行方針の内容と文言が、新型コロナというのがちょっと入ってしまっていて、後段の2行が違うだけで、全て同じなのです。この黄色いマーカーなのです、町長。これでは少し物足りないなという感じで、これ町長が初めてつくった執行方針でございますので、その辺りどうなのかなというように思っていました。

それから、1点目なのですが、いろんな方、もういろんな質問していますので、ダブるかもしれませんが、よろしくお願いします。町税の分析というのは基本中の基本でありまして、町の財政ということで一次産業、水揚げ高ですとか生産高ですとか、そういうことを勘案して、町税の部分で予算を策定するに当たりまして分析をしていると思います。それというのは積み上げているわけですね。その業種というのも、税務課ですとか、そういうところで全て押さえているはずなのです。その所得状況に応じまして、税額で8,700万円ということは相当な所得が減少しているということなのです。ですから、こ

の3年度の予算の中でどのように手だてをしてきたのか、してあるのか、その辺りまず教えていただきたいと思います。というのは、先ほども町長も言っています地方交付税1億1,000万円というのが一本算定の部分で減ってきているわけです。自主財源がその分、8,700万円の町税も含めて1億1,000万円、約2億円のお金が使えないわけです。そういうことも含めて、経常的な経費ですとか事務事業の見直しですとか、そういうこともやはり実施していかなければならないということで、その辺りも含んで予算編成をしたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そこで出てきたのが、新しいデジタルトランスフォーメーションの考え方だと思うのです。これは、私の考えなのですけれども、ITを利用して事務事業を見直しながら、その分職員の皆様に住民サービスの対応をしていただくということだと思うのです。その内容をどのように考えられているのかというのを教えていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、町民サービスの低下を招かないような行政改革というのが早急に取り組まなければならないと、このように私は思っているものですから、その辺りも含めてお願いをしたいなと。

先ほど入学準備金の10万円なのですけれども、公約の中で制度設計、これからしていくのだというお話もあったのですけれども、やはり町民の方々というのは今年度入学される方、小学校、中学校、高校と、10万円ずつというふうに思っていらっしゃったと思うのです。支給するということで、町長、たしかビラにも書いてあったと思うのですが、ということは今年もらえるものだと思っていたと思うのです。ですから、その制度設計はいいのですけれども、今年度補正対応でもそういう方々に支給をしていただけるのかというのが一番問題になってくるのだと思うのです。その該当する家庭の皆様は、きっと期待されていたと思うのです。ですから、お約束したわけですから、これから検討して来年、再来年という話にはなかなかかなりづらいのかなと思うのです。そういうことからしまして、何とか今年度支給ということでお考えがあれば、その辺りもお聞きしたいなと思います。

最後に、この行政の部分では町民満足度というお話があるのですが、満足していただける行政運営というのはどのようなビジョンをお持ちなのか、そこをお願いします。

それから次に、道の駅のほうなのですが、森町に2つの道の駅がありまして、協議、連携をするというお話があるのですけれども、やっぱり町が積極的に関わって、そういう行政の支援をするということが、お話を聞くとかばかりではなくて、やはり町行政が積極的に関わっていくということが必要になってくると思うのです。その辺りのお考えをもう一度お願いしたいなと。

それから、道の駅のブラッシュアップという部分が、どういう施策なのかがよく分からなくて、もしそういう考えがございましたら教えていただきたいと思います。

次に、観光の部分で都市公園の維持補修ですとか、そういうことは出ているのですけれども、やはり皆さんに聞きますと、ゆったりとその公園で家族が楽しめる、そういうリニューアルできる、よく言うタコ公園ですか、ああいうものをリニューアルして、家族でゆ

ったりと過ごせるような、そういう施設整備ですとか、そういうものが必要になってくるのではないかと思います。あと、町長が若者を森町に引き込んでいきたいというと、よそにないものが必要になってくると思うのです。ですから、先ほど言ったステージだとかいろんなイベントができるような場所の整備ですね、そういうことをまず何かないと、ただ言葉だけで若者を呼び込むのだ、若者から発信をしてもらうのだという話はあるのですけれども、何かやっぱり魅力的なものがないと、そういう方々も来てくれないのではないかなと思いますので、そこのところをお願いしたいなと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

令和3年当初予算を組むに当たり、担当課のほうから税収が落ち込む、そういう状況であるということは説明を受けました。それに伴う、今伊藤議員がおっしゃっていたとおり、それには町内の事業者様、住んでいる、お仕事されている方々の所得の減がひもづいていく。しっかりとその辺は私も認識させていただいております。

その中で、今お話にもありましたけれども、ずっと本日いろんなご質問の機会でお話しさせていただく機会がありましたが、森町の財政ですね、今後どう考えても楽になっていくはずはなく、本当に厳しさを増す一方であると私は考えております。様々な事務事業の見直し、公共施設の統廃合等を含めた行財政改革、これは本当に避けられないというふうに考えております。しかしながら、これも先ほどちょっとお話しさせていただいたのですけれども、それはサービスの低下それだけではなく、ある程度縮小させていただいたサービスで生まれた過剰の力、価値、そういったものを本当に新たな未来への投資につなげていくためにも、この行財政改革は進めさせていただきたい。そういったことはしっかりと議会の皆様をはじめ、町民の皆様にご理解していただけるよう、しっかりとお伝えしていきたい、そういうふうに考えております。

そして、デジタルトランスフォーメーションという言葉も執行方針の中盤、そして最後のほうにも書かせていただきました。私の見解といたしましては、やはりこのデジタルトランスフォーメーションを進めなければ、物理的な制約、時間の制約を飛び越えて、行政サービスの質を一定に保ちながら財政規模を縮小、効率化していく、それは不可能ではないかなと私は考えております。もう既に何年も前から第四次産業革命ですとか、教育の分野でもSociety5.0といったようないろんな言葉があります。技術革新を基に経費を効率化させて事業を見直していく、それと同時にそのデジタルトランスフォーメーション、様々な技術革新を利用して新たな価値を生んでいく、そういったこともこの行政において私は必ず必要になっていくのではないかなというふうに考えております。ですから、そういったものをフル活用して、行政サービスをできる限り低下させることなく行財政改革を進めていきたいと考えております。

そして、こちらも公約の入学準備金に関して検討を進めているという話をさせていただきました。そして、伊藤議員からも本年度中に、令和3年度中ですね、補正対応等々で支給することにつなげていく意思はあるのか、ご質問いただきました。できる限り早急に担

当課と制度の設計を進めまして、こちらはぜひ私も本年度入学していただく方々に支給できるような形で議会議員の皆様にも上程させていただきたいと考えております。その辺は担当課と話をし、しっかりと詰めて、改めて上程させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、続きまして道の駅、しっかりと行政が、介入という言葉を使ってしまうと話が変わってしまうのですが、しっかりと今運営していらっしゃる方々と協働して、こちらにも執行方針に書かせていただきましたが、そこで物を販売する方の目線であったり、そこに例えば農家の方が何か物を持ってきたときに生産者様の目線、あと当然それを買われるお客様の目線、そういったものをしっかりと総合的に捉えて、新たな価値としてあそこに寄っていけば森町のこういう特産品が何か買える、そういったものをブランディング化して、外に発信できるように私はまずはつくり上げる必要があるのではないかなというふうに考えております。そのためには、確かに議員おっしゃるとおり、どの辺りまで行政が介入すべきかは、なかなか今の時点で具体的なことはお話しできないのですが、その辺は一方通行にならず、お互い情報の共有をし、新たな価値、創造に向けてしっかりと様々な方と協働しながら頑張っていくというふうに考えております。

そして、都市公園の中でイベントごとに人を呼び込む、季節ごとに人を呼び込む、そういった中で何か一つ整備をしてつくり上げる必要があるのではないかな。何かそういうものをつくり上げれば、本当にいいなとは思っています。そうはいいいながらも、国道沿いの道の駅の建物をはじめ、あとトイレですとか公園の中にある噴水ですとか、あと桜の木もそうです。あと公園の連絡道ですね、ああいったところもうちょっとこうすればいいのではないかなというお話もいろんな方からいただきます。これというものに大きくお金を投ずるということがなかなか現状できない中で、まずは今ある桜ですとか、多少古くても、いろんな噴水もそうですけれども、道の駅の建物もそうです。そこを利用させていただける方の価値、あれにどう価値を感じていただけるか、そういった部分をしっかりとブラッシュアップして、まずは広報して外部に打ち出していく、そういったことからひとまずは進めさせていただきたい、そのように考えております。

私、観光協会の副会長時代に桜まつり実行委員長を70周年記念のときにさせていただきました。そのときにとあるイベントを企画させていただきました、その当時かかった費用はたしか10万円くらいでした。SNS等を利用して、本当に日本中の方々に、そのイベントに価値を感じている方々に発信しましたら、遠くは九州からわざわざそのイベントのためだけに来ていただきました。その方がおっしゃっていたことは、この森町の桜にすごく興味を持った。何とかこの桜の下でそのイベントを味わいたい。そういう価値と価値を、今ある価値と価値を組み合わせるだけでも、私はひとまずは十分お客様に来ていただける要素をつくり上げれるのではないかなと感じております。ですから、そういったものをもう一度精査し、森町でそういうことをしてみたい、そういうことを思っている方々に集まっていただいて、しっかりと協働して新たな価値をつくり、新たな観光コンテンツのブラッ

シュアアップを図っていきたいと考えております。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長（岡嶋康輔君） すみません。答弁が漏れておりまして。

今お話にもさせていただいたのですけれども、いろんな方が来ていただく中でいろんな目的でいらっしゃると思います。今既にあるいろんなそういう公園内にあるものを大規模に改修するということは、なかなか財源的にも難しいのかなと考えております。しかし、安全性を担保しなければならない。傷んでいるですとか、そういったものは早急に整備のほうを、先ほどお話しさせていただきました計画に添ってしっかりと進めさせていただきたいと思います。こういうのもやっぱり町民のふだん使われている方々が、あそこちょっと傷んでいるよとか、そういったお話を持ってきたいただけます。そういったものもしっかりと原課と協力して確認させていただきながら、計画にのっとり対応していければなと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） 質問というか、今後の行政運営のことなのですから、いずれにしてもスピード感を持って対応していただきたいというのが望みです。

去年の12月の一般質問の中でいろいろ質問した中でも、各課と検討するというのが結構あったのです。今もいろいろ聞いている中でも検討するというのもありますけれども、先ほどの10万円の関係、町長やっていきたいと、力強いお話がありました。ですから、計画でも政策でも確かにボトムアップでやっていくものもあります、いろんな意見を聞いて。けれども、やっぱりそこは町長になられたのですから、トップダウンで私はこうやるのだというような施策も時には必要なのではないかと。その辺りの決意というか、その思いというか、もしございましたらお聞きしたいなと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ありがとうございます。大変心強いお言葉をいただきまして、今後様々なことを決断する中でやっぱり伊藤議員おっしゃるとおり、時には私はこうしていきたいのだという意思をしっかりと職員のほうに示し、皆さんに動いていただく、そういうことも大切だと思います。

今後もっともっと本当にいろんな判断をしなければならない機会がたくさんあると思います。その中で、時にはボトムアップ、時にはリーダーシップを持って決断する、そういったことをしっかりとわきまえながら行政運営に携わっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

◎日程第４ 議案第１９号ないし議案第３３号

○議長（野村 洋君） 日程第４、議案第１９号から議案第３３号まで１５件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第１９号から議案第３３号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く１５人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案１件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第１９号から議案第３３号までについては、議長を除く１５人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ３時４３分

再開 午後 ３時４４分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に菊地康博君、副委員長に木村俊広君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月５日から３月１４日まで休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

3月5日から3月14日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月15日午後1時30分開会といたします。

なお、議員の皆様方は議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時44分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和３年３月４日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和3年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和3年3月12日（金）

開議 午前10時00分

休会 午後 2時15分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和3年第1回 森町議会3月
会議付託議件
議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぶ林館）
議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
議案第24号 令和3年度森町一般会計予算
議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算
議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 5 議案第35号 森町中小企業特別融資利子補給費基金条例制定について
- 6 議案第36号 令和2年度森町一般会計補正予算（第16号）
- 7 議案第37号 令和2年度森町介護サービス事業特別計補正予算（第5号）
- 8 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 9 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

- 1 0 議長の常任委員会委員の辞任について
- 1 1 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 1 2 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 1 3 意見書案第 2 号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書
- 1 4 意見書案第 3 号 国民健康保険料（税）の子供均等割り減免に関する意見書
- 1 5 意見書案第 4 号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
- 1 6 議員の派遣について
- 1 7 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	3 番	佐々木	修 君	
4 番	高 橋	邦 雄 君	5 番	伊 藤	昇 君	
6 番	加 藤	進 君	7 番	堀 合	哲 哉 君	
8 番	東	隆 一 君	9 番	河 野	文 彦 君	
1 0 番	宮 本	秀 逸 君	1 1 番	檀 上	美緒子 君	
1 2 番	木 村	俊 広 君	1 3 番	久 保	友 子 君	
1 4 番	松 田	兼 宗 君	1 5 番	斉 藤	優 香 君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋	康 輔 君
副 町 長	長 瀬	賢 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷	美 佐 子 君
監 査 委 員	釣	隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野	尚 史 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本	政 君
防災交通課長	柴 田	正 哲 君
契約管理課長	山 田	真 人 君
企画振興課長	川 村	勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕	茂 君
保健福祉課長	坂 田	明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤	智 裕 君

保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	安	藤		仁	君
子育て支援課長	野	崎	博	之	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長兼 地域振興係長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	萩	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	奥	山	太	崇	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君
総 務 係	高	橋	一	也	君
財 政 係	西	川	慎	吾	君
情 報 管 理 係	川	上	祐	季	君

○会議に付した事件

- 1 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集荷施設）
- 議案第24号 令和3年度森町一般会計予算
- 議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算
- 議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 3 議案第35号 森町中小企業特別融資利子補給費基金条例制定について
- 4 議案第36号 令和2年度森町一般会計補正予算（第16号）
- 5 議案第37号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 6 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 8 議長の常任委員会委員の辞任について
- 9 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 10 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 11 意見書案第2号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書
- 12 意見書案第3号 国民健康保険料（税）の子供均等割り減免に関する意見書
- 13 意見書案第4号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
- 14 議員の派遣について
- 15 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席3番、佐々木修君、議席4番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第19号ないし議案第33号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和3年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第19号から議案第33号まで15件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（菊地康博君） 朗読をもちまして報告に代えたいと思います。

令和3年3月4日、令和3年第1回森町議会3月議会において本委員会に付託されました議件15件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

付託議件名と議決結果。議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。

議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。

議案第24号 令和3年度森町一般会計予算、原案否決。

議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。3月5日、出席委員13名。議案第19号から23号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第24号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款7商工費、項1商工費、目3ふるさと応援対策費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月8日、出席委員14名、議案第24号、一般会計予算の歳出、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費について事項別明細書により質疑、討論及び採決を行いました。

3月9日、出席委員15名、議案第25号から議案第30号までの特別会計6予算及び議案第31号から議案第33号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

3、審査の結果。令和3年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第19号から議案第33号までの15件については、3月5日、8日及び3月9日の3日間にわたり各委員の熱心な審議の下に審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきますが、今町が抱えている諸課題を進めていくときに一般会計予算否決という結果は大変深刻な事態であります。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった諸事項を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、執行面に十分反映されるよう、また新型コロナウイルスに負けないまちづくりを願うものであり、町の新しい一歩へ向かうべく進めていただきたいと思います。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ですが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な審査内容については省略いたします。

以上を申し上げて委員長報告といたします。十分考慮してください。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから令和3年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

○11番(檀上美緒子君) 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正に反対します。

このたび法定外繰入れ早期解消及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う所得の減少を考慮しての所得割、均等割減と平等割増を主たる条例改正です。今年度は、新型コロナウイルス感染症で全国的に緊急事態宣言が発せられ、学校の休校や時短営業、休業が要請されたり、感染予防としてマスクの着用や手指消毒、不要不急の外出や3密を避けることなどが要請されました。その結果、現在感染拡大に歯止めはかかっていますが、経済的ダメージは大きく、深刻で、国としても国保税の減免措置を取り入れました。新年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策は当分必要なことは明らかであり、経済的影響も厳しいものがあることは明かです。ですから、新年度予算では国保税の歳入が、保険者数の減もありますが、前年度比75%としています。こうした状況下、しかも所得の減少を考慮するならば所得割と均等割の引下げは大賛成ですが、平等割の年間1万180円の増はいかななものでしょうか。平等割を据え置くくらいの負担軽減策を求めます。

健康保険制度は憲法の第25条、健康で文化的な生活を保障する重要な要素です。福祉の制度として健康保険制度を充実させるため自治体として取り得る努力を惜しまず、国保税だけ応益負担を負わせる制度改正を国に強く求め、平等割の増額を内容とする国民健康保険条例の一部改正に反対します。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) ほかに討論ございますか。

○4番(高橋邦雄君) 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

皆さん御存じのとおり、平成30年度から国民健康保険は都道府県化され、保険料水準の統一に向け北海道全体で取り組んでいるところです。平成30年の決算で全国で法定外繰入れをしている自治体は2割に満たず、北海道内で赤字削減解消計画を作成しているのは森町を含め17団体のみとなっております。令和2年12月に改正された北海道国民健康保険運営方針では2030年、令和12年度をめどに統一保険料率を目指すこととなっており、統一保険料率に向けての課題として賦課限度額の統一や決算補填等目的の法定外繰入れの解消等が挙げられております。このたびの保険税率及び限度額の改正は、この方針に沿ったものでございます。令和2年度の北海道内の限度額を達成していない保険者数は30で、令和3年度にはさらに減少する見込みです。また、保険税率については北海道が示した標準保険税率を参考に所得状況を勘案し、所得割が標準保険税率よりも引上げとなりますが、前年度の比較では合計で0.1%減とし、応益割については標準保険税率に合わせて1世帯当たり

の平等割額は引上げとなるものの、被保険者数に応じた均等割額を引き下げ、多人数世帯の負担軽減を行い、できるだけ保険税の負担につながらないよう考えられたものでございます。北海道全体で統一保険料率に向け取り組んでいる中、森町だけが北海道国民健康保険運営方針から外れた方向に向かった場合、道内市町村での立場や国や道への発言力の低下、さらにはこの保険増等改正を審議していただいた森町国民健康保険運営協議会委員の皆様にとどのように説明できるのでしょうか。これからも北海道全体で安定した国民健康保険制度を継続していくためには、北海道国民健康保険運営方針を基本とした税率改正は致し方ないと思っております。この保険税条例の改正を反対するということは、多くの世帯の保険税が低くなるはずだったものが次年度も現行の保険税率となり、改正案よりも保険税を多く納めていただくこととなります。議員の皆様、それでよろしいのでしょうか。

議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 森町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

檀上議員、反対討論ですね。

○11番(檀上美緒子君) はい。

森町介護保険条例の一部を改正する条例制定に反対します。このたび3年ごとの見直しで第8期の改正ですが、またしても介護保険料の増額改正です。国保税の改正理由にコロナ禍での所得の減少が挙げられていますが、経済的に今年度は大変だった方々が多くおられます。そして、新年度においてもこの状況が解消する可能性より引き続く可能性のほうが大きいと言えます。こうした状況下で保険料を値上げするのはいかがでしょうか。値上げ率は3年前の前回19%に比べ今回は6%と低く抑えられてはいますが、介護保険制度発足から20年、改正のたびに毎値上げが繰り返され、保険料の負担は当初の2倍以上となっており、それに反して年金等の収入は減少となっており、生活に重くのしかかっています。介護保険制度の発足の理念をもう一度思い返し、家族の負担軽減や社会的支援、社会保障でなければ負担あって介護なしの詐欺的行為になりかねません。森町は、施設サービスが充実していると思います。また、社会福祉協議会や地域支援包括センターやボランティアなども頑張っておられ、健康寿命延長に取り組まれています。そして、高齢化や介護報酬等で費用も増加し、自治体でできることには限度はありますが、今のこの経済状況下で保険料値上げをする森町介護保険条例の一部改正には反対です。国の費用負担増を強く求め、反対討論といたします。

議員の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) 賛成の討論の方おりますか。

○6番(加藤 進君) 議案第21号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について賛成の立場で討論を行います。

全国的に見て介護や医療保険、年金といった社会保障費用は増加を続け、介護保険制度は平成12年度から始まり、介護保険法により3年ごとに保険料の見直しが行われてきました。介護保険事業は介護が必要となったときに必要な方に安心して利用できるように国民の協働、連帯の理念に基づき設けられた制度であり、その制度を継続するために必要な給付費は公費と保険料で賄うことが介護保険法で定められております。今後団塊の世代が75歳以上となり、介護や医療保険の必要性がさらに高まることが予想をされます。森町でも人口に占める高齢者の割合は増加を続けている中、持続可能な制度の構築が重要課題となっております。今回の改正は今後増加が見込まれる介護保険給付費を補うための改正となっており、今回の改正を行わない場合には基金からの借入れを行い、次期介護保険事業計

画の策定時に借入れを償還するための財源を保険料に上乗せをしなければなりません。次の世代の方に大きな負担を強いることになります。介護保険事業は今後においても安定した事業運営が求められることから、森町介護保険条例の一部を改正する条例に対し賛成討論を行うものです。

議員各位の理解を賜り、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 令和3年度森町一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はないですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

(何事か言う者あり)

◎動議の提出

○議長(野村 洋君) 動議ですか。

○15番(斉藤優香君) 修正動議を提出します。

○議長(野村 洋君) ただいま15番、斉藤優香君から議案第24号 令和3年度森町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。

賛成の方いらっしゃいますか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) 結構です。賛成の方が1人以上おりますので、動議が成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時34分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

議案第24号に対しては、斉藤優香君のほか7名からお手元に配りました修正の動議が提出されました。

したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○15番(斉藤優香君) 修正動議についての趣旨、提案説明。

議案第24号 令和3年度森町一般会計予算に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

内容は、議案第24号 令和3年度森町一般会計予算の一部である尾白内小学校校舎・屋体耐震診断業務委託料を修正すべきであるという修正動議であります。

では、提案説明をさせていただきます。3月8日の予算等審議特別委員会において教育

費についての質疑が行われました。その中で多くの委員から1年前と同じ内容の尾白内小学校の耐震診断について質問がありましたが、満足いく納得のできる明確な回答をいただけませんでした。今回の予算審議特別委員会における一般会計予算の否決は、このことが大きな原因であると言えます。中でも1年前、保護者や地域からの全体意見の聴取の必要性を指摘したことに対する教育委員会の対応は、結果として保護者や地域全体を集約した意見として納得できるものではありませんでした。少子化による児童数の減少が続き、複式学級もあるという中で、集団活動に不安を感じている保護者もいます。現状の説明もなく、方向性も見えないまま広く意見を聞かない中での耐震診断事業の進め方について不安と不信の意見が寄せられております。

また、現在巨大地震を想定した津波浸水域のハザードマップの改定が進められております。今後浸水域の拡大がされる中、海拔6メートルに位置する尾白内小学校はもう既に浸水域に位置し、避難場所指定も除外されております。そして、10年前の3月11日、東日本大震災で津波浸水予想域区外にあった宮城県石巻市立大川小学校の児童74人、教師10人が犠牲になりました。学校の責任を問う裁判が起こされ、2019年10月10日、原告ら遺族の勝訴が確定しました。内容は、平時における学校の安全確保義務違反を認定し、組織的過失を初めて認め、学校や組織における事前防災の必要性が明示されるというものです。このことを重く受け止め、森町の学校防災について子供たちの安心、安全を第一に考えて行動すべきです。想定外は通用しないと言われている中、尾白内小学校の建っている場所は想定内なのです。再度意見の集約をして、保護者や地域が本当に望む尾白内小学校の児童の安全確保になる最善の対策、尾白内小学校と共に尾白内保育所に通う子供たちや住民の安心、安全の対策こそ急ぐべきです。

以上、尾白内小学校校舎・屋体耐震診断業務委託料の5,000万円の減額、修正動議の趣旨、提案説明といたします。皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 提出者の説明が終わりました。

質疑を行います。なお、質疑については自席で行ってください。答弁も自席ということで作らせていただきます。

それでは、質疑ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。質疑はないでしょうか。

○7番（堀合哲哉君） ちょっと質疑させていただきたいと思うのですが、一般会計予算の中で尾白内小学校の耐震調査にこの委員会が反対をして、そして予算計上を削るという、私にとっては非常に異常な事態として受け止めております。なぜかというと……

（何事か言う者あり）

○7番（堀合哲哉君） 静かに聞いていなさい。

それで、想定外という言葉よく使っているのですが、想定外というのを考えた場合、森町に面している住居等考えた場合、全て想定外以前で沈没する地域ばかりなのです。でも、行政として公の施設を、そしてそこに通って勉強される子供さんを、安全性を保ちながらやるには、やはり今国からも道からも指導されているように耐震調査をやるのが当たり前。

これをやらなければ前に進まないのです。あそこが危ないからって全部省いて、森町だけの財源と国に反して、道の教育委員会の指示にも反してそういうことを進める町って一体何なのだろう。私は非常に憤りを感じる。今災害が起きたらどうしようではなくて、今から耐震をちゃんとしっかりやって、避難訓練も毎年やっているわけですから、その辺児童の安全をしっかり担保して、計画どおり進めていくことが私はまともな考えだと思うのですが、提案者の考え方をそこでお伺いしたい。

それと、もう一つ、岡嶋町長にお聞きしたい。町長になられてこういう本格予算を提出されるのは初めてだと思います。それで、今このような、まだ8名の連記で出されて、8名がやったら一般会計、これ否決されるのです、一部。この心境、町長として今後尾白内についてどういう今の気持ち、お気持ちをちょっと聞かせてください、端的に。

以上です。

○議長（野村 洋君） 質疑に対する答弁。

○15番（斉藤優香君） これは去年から言っていることなのですが、耐震診断がいけないと言っているわけではないのです。耐震診断するに当たって……

（何事か言う者あり）

○15番（斉藤優香君） 耐震診断するに当たって耐震があったらそのまま学校を続けるのか、それとも耐震がなかったらどうするのかということをきちっと説明して、何度も言うのですが、津波と地震と老朽化と、そういうことは別々に考えてくださいと言われますが、これは尾白内小学校に起こっている全てのことなので、こういうことも考えながら耐震だけを取り上げてやるのではなく、子供の安心、安全を考えた場合、やっぱり学校にいる時間が長いということで、子供たちを考えた場合、本当に耐震だけをして、私は一番危惧しているのは耐震診断終わりました、耐震ありません、さあ、どうしましょう、そしたら子供たちは耐震がないと分かっている学校に通い続けなければならないということなのです。それでいいのでしょうか。耐震がないと分かった時点ですぐにこうしますとかというのがなければ、耐震がありませんでした、ではどうしましょう、さあ、考えましょう、それではやはり親たちは安心して子供たちを通わせることができないというのと、あとやっぱり忘れてはいけなは3.11のあの津波を忘れてはいけなはやはり想定区域に入っている学校というのは考えなければならないと思います。政府の地震調査委員会でも余震域内の地震は震災前よりも多く、今後も長期にわたり強い揺れや高い津波にも見舞われる可能性があることに注意が必要と言っているのです。そのことを無視というか、それは後から考えるで本当に子供たちの安心、安全が守られるのか。やっぱり森町としてどうするかということを考えて、もちろん道からの指導とかいろいろあるとは思いますが、森町としてはこうするということを決めるときだと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ただいま堀合議員より私の心情はどうなのかというご質問いただきまして、先日行われました予算委員会の中で一般会計否決ということで議会のほうからお示しいたきまし

た。今回の当初予算、様々な新しい事業、そしていろいろなコロナウイルス関連の対応に関する費用、当然義務的な費用も含め担当課と一緒に議論を重ね、しっかりと積み上げて、私なりに計上させていただきました。確かに議員の皆様との議論の中でご理解いただけなかった部分、様々な至らない部分、もしかしたらあったのかもしれませんが、しかし、今後それはまさに町民の皆様にともしっかりとご説明し、今後の森町、10年後、20年後、どのような形で運営していくのかを含めてしっかりビジョンというものを示していきなさい、そういうご指摘であったと私は捉えております。当然ながら説明責任、情報公開、そういったものは本3月会議の様々な私からの答弁、そして一般質問での答弁でもお話しさせていただきました。そして、執行方針にも書かせていただきました。事務事業の見直し、公共施設の統廃合は人口減少が避けられない現実の中で考えの中に省くことはできず、しっかりとそのようなことも政策に含めて私はやっていく、そのように書かせていただき、お伝えさせていただきました。改めて今この場で発言させていただく機会をいただきましたので、総合的にトータルで私はしっかりと、ただいま申し上げさせていただきましたとおり、事務事業の見直しもそうです。公共施設の統廃合もそう。財政をしっかりと安定させ、そして生まれた余剰な財源を新たな森町の未来への投資へしっかりと行っていきたい、そのように考えております。

議員の皆様方におかれましては改めて私より10年後、20年後の森町の未来を見据え、しっかりと担当課職員一同となって頑張っていきますこととお誓い申し上げまして、先ほど堀合議員からございましたご質問への答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） 斉藤議員にちょっとお聞きしたい。

この名前連ねている人でも誰でもいいですから、お答えいただきたいと思うのですが、何か私、では何をすれと言っているのかさっぱり見えてこない。公共施設の診断化、これは相当前から国から強く言われていて、診断をしてきた学校もあります。でも、今改めて残っているところを耐震診断行うのですよと。これに何が駄目なのだろうと。いまだかつて分からないのです、私。子供たちの安全というのは、安全に勉強していただきたくて耐震調査やるのです。その後の学校の運営の在り方、そこで存立がいいのかどうなのかも含めてはその後の話。だから、早くやっていただいて、その検査結果が出たら教育委員会もしっかりやります。それを何も調べないで、何もしないで、はい、森小学校送りなさい、はい、ここやめてしまいます、こんな結果なんていうのは地域の教育そのものの低下です。そして、地域性をなくする結果。私昔少し教員やりましたから、学校の存在というのは非常に地域にとっては大事な存在なのです。だから、私は学校なくしてほしくない。たとえ小規模でもそれを存続していく、そういう地域、コミュニティつくられていくわけですから、私はなくなった地域、皆さん見て、森町もあるわけですから、今の状況どうなっているかお分かりではないですか。だから、私は大切に扱うためには耐震が必要なのだという教育委員会の、去年否決されました。これでは駄目なのだと。そして、また提出された。

私はそれも岡嶋町長も同意されて出されたと思っておりますから、これは教育委員会の答弁が足りないのかなんとかというレベルの話ではなくて、子供の安全を否決して脅かしているのか、逆に自分の胸に手を当ててぜひ考えていただきたいと思うのです。その辺のところ、子供の安全、安全って、まずやりましょう、斉藤議員。やらなければ始まらない。その辺のことをちょっとお答えいただきたいと思います。決して否定しているわけではなく先ほど言ったから。

○議長（野村 洋君） 今誰に質問ですか。

（何事か言う者あり）

○15番（斉藤優香君） 耐震診断で安全が守られるとは思っていません。耐震診断後のどうするかということで子供たちの安全、安心が守られると思うのですが、今尾白内小学校で起こっていることは耐震が必要か必要ではないかとか、そういうこと、耐震だけが問題ではないということを分かっていたきたいのです。やはり今尾白内小学校は津波浸水区域で、今日の新聞にも森町にはこの後10メートル級の津波が来るかもしれないと出ていました。6メートルなのです。いつ来るか分からないと言われていました。その中で耐震がなかったからあそこを補強工事をして、では子供たち通ってくださいで安心、安全だと言えるのですかということなのです。今、大川小学校でもあったように、ここまでは来ないだろう、こんなことは起こらないだろう、補強すれば大丈夫だろう、そういう安易な考えで思うよりは、本当に子供の安心、安全を考えたときに保護者ときちっと話し合い、この先どうしたらいいかということをもう一度考えてもらいたいと思いました。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、補足ですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと待ってください。質疑だから、ちょっと待ってください。堀合議員、3回目です。

○7番（堀合哲哉君） 今までの昨年からの質疑を聞いていると、何か耐震診断をやって、それで耐震診断の結果このままもちますよ、だからこの学校古くなくても使いますよなんて教育委員会何も言っていない。その結果をいただいて、この学校をどうしていくのかというのはその後の話でしょう。最初から学校はなくします、だからこのお金は無駄なのです、そんな考え方したら森町の予算、ほとんど無駄。無駄です。だから、今随分大川小学校とか出しているけれども、昨日も一生懸命テレビで映っていました。学校から避難して、外の運動場に行っただと。そこでまた、それで今度50分後には移動したわけです。その判断の問題です。だから、判断の問題です。50分という時間でしょう。今斉藤さんが一生懸命大津波、大津波というけれども、時間差がある。時間差に対して対応できる体制を防災でつくっていけばいい。子供たちが逃げれる、そういうものをちゃんとしっかり事前に把握して、そのとおり行動すれば大川小学校の例はないのです。何か今あると、今の尾白内あそこにあると今すぐ子供たちが全員亡くなってしまうような議論というのは、これ議会でやる話ではない。そんなこと言うのなら、尾白内小学校かぶったこと考えてごらん下さい。

森のほとんどの住んでいる住民の家、みんな水です。みんな死んでしまいます。ですから、防災で避難訓練もやるわけです。何ととっても命が大事ですから。だから、耐震をやる。私はとっても、今のお話を聞いて、非常に何なのだろうと。陰に何かあるのかと。何かあなたたちの考え方というのは、こんなに8人も集まるというのは非常に信じられない。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、答弁できますか。

（何事か言う者あり）

○12番（木村俊広君） この耐震調査についてなのですけども、そもそも一番最初に調査した建物というのは10年以上前にしているわけですけども、建物の古さからいえば尾白内小学校というのはイの一番に調査しなければならない、そういう建物だったにもかかわらず、生徒数が減少しているということでこれ先延ばししたのだと、私はそういうふうに考えております。その時点で既にいずれ統廃合するというのは既定路線であったのだろうなど。であるから、まず調査ではなくて、ほかの建物から手をつけていったと。それで、昨年この調査費、否決されたわけですけども、議会の中では地元の父兄の皆さんから今後の学校の在り方についての意向を調査すべきと指摘したわけですけども、教育委員会では今後の在り方についての意向調査ではなくて、耐震調査を先行することについての話を運営会長、PTA関係者などと話を進めており、本来あるべき内容とは乖離しております、これをもって話合いをしたというのは問題のすり替えであり、納得しかねるものがあります。本来であれば、このタイミングで統廃合についての説明会などの検討に入ってもおかしくない、そういうタイミングだったと考えております。本質の先延ばしであって……

（何事か言う者あり）

○12番（木村俊広君） 何言っているのですか。

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○12番（木村俊広君） 調査の結果をもって今後の検討を進めるとしておりますけれども、現場を先日視察してまいりました。特に尾白内小学校に関しては鉄筋コンクリートという造りでございまして、暖房設備が貧弱なため猛烈な寒さを感じております。恐らくは朝の登校時には廊下は言うまでもなく、教室も氷点下の日があると想定できます。耐震調査をするまでもなく、今後この校舎について子供たちを通わせるのであれば大改修が必要となると考えております。その覚悟があつてこの調査をなおかつ進めていくのか。やはり地元の意向というものを、今後10年間、20年間、その意向というものをしっかりと調査するのが先であろうと私は考えております。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） 言葉の後先を取るわけではないのですけれども、誰一人として子供の安全願わない人はいないのです、ここに。そうですね。そして、予算つけたいと思っている人たちは、そのために耐震診断やっていただいて、そしてその後どうするかという

ことを決めましょうという流れの中でその説明受けていますから、その流れの中なのです。斉藤議員が今おっしゃいましたけれども、それで安全だと、子供たちはずっと安全だったらそこに、尾白内小学校、そのままいてもらうのだというような考えで全くないのです。そうですね。耐震診断をやって、一つの材料としまして、それから皆さんに諮っていくというこの流れがあるわけなのです。子供の安全を考えるからこそ、将来を考えるからこそ耐震やってくださいという私は考えなのです。だから、子供たちを思う気持ちというのはこの修正を提案された方たちに負けないだけの気持ちはやっぱり皆さんにあると思うのです。ですから、この修正に応じた方、どなたでも結構なのですけれども、そこら辺の気持ちを、今木村議員からもありましたけれども、もう一度どなたかおっしゃってください。○11番（檀上美緒子君） 何か討論を予定していたのですけれども、討論みたいな中身になっているのですが、今宮本議員が言われたように、教育委員会、またはこの耐震診断が必要だと言っている議員も、そしてこの5,000万の耐震診断の費用はいかがなものかというて今回修正案出した者にとっても、また全町民にとってもとにかく安心、安全な場所で子供たちが学習し、生活できるようにということは誰しもが願っていることだと思うのです。その上に立ったときに、先ほど堀合議員もちょっとおっしゃったのですけれども、私は問題の立て方がやっぱり違うと思っているのです。というのは……

（「議長、質疑だぞ、質疑。討論でねえんだぞ」の声あり）

（「そうだ。そのとおり」の声あり）

○議長（野村 洋君） いや、答えているのでしょうか。

○11番（檀上美緒子君） だから、安全、安心を誰でもが願っているでしょうということです。そのために宮本議員はまずとにかく耐震診断が必要なのだとおっしゃるわけですが、私は尾白内小学校の現状が耐震診断のみの心配というか、地震に対応する心配さえ解決すれば安心、安全なのですよというのであれば、全くもって耐震診断、即やるべきだということは賛成できます。だけれども、今現在、先ほどから斉藤議員が答弁しているように、既に、もう何年も前から、古さも含めてなのですけれども、浸水地域にあると。隣接されている場所が津波の心配があるのだということがはっきりしているわけです。それを無視して、耐震が確認されなければ安心、安全にならないという考え方がおかしいのではないですかということなのです。だって、けがしている人がいた場合、まずはっきり外傷として出血していたら止血しませんか。レントゲン撮らなければ止血もできませんと言いますか、消防の方。違いますよね。今現在出血していたらまずはとにかく応急処置をするわけでしょう、今分かっている状況の中で。それが今浸水地域だということが分かっていることに対して何も対応しないで……

○議長（野村 洋君） 要約してください。

○11番（檀上美緒子君） 耐震診断しなければ安心、安全が確保されないという、その考え方が逆転していませんかということです。

以上です。

○10番（宮本秀逸君） ちゃんとともに話を取ってもらいたいと思うのですが、私は先ほど堀合議員がおっしゃったのが全てを言い得て妙だなと、こんなふうに感じて聞いておったのですが、学校で生活する時間は恐らく1年のうちに3分の1くらいです。あとは家庭に、地域にいるわけです。皆さんがおっしゃる危険な状態のところにいる時間のほうが圧倒的に長いのです。どうするのですか。そこら辺の地域の人たちみんな高台に上がってください、こっちに移転してくださいとか言うのですか、これ。そうではないでしょう。危ないから、危ないという診断が出たら、そうしたらどうしようという話になっていくわけです、後で討論しますが、そこら辺がちょっと私は話が後先逆だと思っているのですけれども。

○議長（野村 洋君） 答弁ありますか。

（「もういいって」の声あり）

（「もう要らねえぞ」の声あり）

（「議長、堂々巡りだから、もう終わって、討論やって、採決してください。そんなのやったってどうもならないでしょう」の声あり）

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） では、そういう声もありますので、一応質疑を終わらせて、そして討論に入りたいと思います。

まず、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

これより討論に入りますけれども、順番があります、今説明しますが、なお、発言については1人1回の原則ということでいきたいと思います。これ行政の議会委員会の運営のマニュアルに出ているところがあるのですけれども、数多くの方の意見、討論を入れていきたいということで考えておりますので、1人1問ということで原則でやっていきたいと思います。

それではまず、原案に対する賛成討論の発言を許します。原案です。原案、これは町で提出された原案です、に対しての賛成の討論。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 違います。まず、原案に対する。

○2番（山田 誠君） 私は、令和3年度、議案第24号、森町一般会計予算に賛成するものでございます。

令和3年度の町長の執行方針に基づいた予算であり、子育て支援、高齢者福祉対策、農林水産業においても各種補助事業に力を入れ、それぞれの事業振興を図り、産業の活性化を図る予算でございます。また、商工業につきましては地域経済対策に力を入れ、町内の活性化を図る事業の取り入れがなされてございます。ごみ処理関係についても衛生環境の充実が図られている。また、定住対策、空き家対策等々についてもその地域の部分、振興を図ってまいりたいということでございます。そして、地域公共交通の基本計画の作成が

組まれてございます。防災、消防等につきましてもそれぞれの地域防災力の充実、強化が図られている。教育関係についても幼小中、社会教育等々各階層のさらなる充実が図られ、幅広い教育振興、文化、芸術振興が図られる、町全体が盛り上げられる予算となっておりますので、私は原案に賛成するものであります。

議員の方々のそれぞれの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

まず、原案に反対の討論を持たれる方。

○11番（檀上美緒子君） 2021年度一般会計予算に対する反対討論をいたします。

2021年度一般会計予算は、汚泥再生処理センターの建設やプレミアム商品券発行事業等住民の暮らしや営業に関わる大きな事業ばかりでなく、様々な施設や事業、教育や福祉など116億円もの予算となっています。その予算執行に当たって公正、公平で、町民の安心、安全が守られる住みよい町づくりに貢献することが大事だと思っています。その点で看過できない2つの問題点があることから、予算案に反対します。

1つは、新年度予算で5年目、折り返し地点を迎えるグリーンピア大沼株式会社への2,800万円の補助金です。予算ですから、誰しも100%の執行は考えていません。多少の変更は許容範囲ですが、初めから変更ありの名目で提出することは許されますか。グリーンピア大沼への補助金は、2017年度から開始以来4年間、この3月会議の予算案で出された施設改修、設備投資内容の実施率はよくて10%、最悪はゼロ%、名目計上としか言いようのない実態が続いています。さらに、昨年度まではグリーンピア大沼株式会社が補助金申請に必要な書類提出を拒否しているにもかかわらず、唯々諾々と補助金を出し続けてきました。新年度予算案審議に際しても、この件についての反省は全くありません。これほどの議会の予算審議、町民をないがしろにする予算執行を続けさせることが許されますか。

もう一つは、修正案が出されている尾白内小学校の耐震診断費用5,000万円です。昨年の予算審議で指摘された保護者をはじめとする地域住民の声を聞き、方向性の合意がまず必要としたことがほとんどなされていません。尾白内小学校の36世帯の保護者の声を聞くことがそれほど難しいことでしょうか。直接的で最も大きな影響力を持つ声をしっかり聞かずに、PTA役員の声が総意とするのはあまりにも強引で横暴だと思いませんか。子供たちの安心、安全が第一で、そのための手だてを一刻も早くと思うのは皆同じです。しかし、耐震診断をしなければ安全かどうか分からないから耐震診断が必要、目の前の安全のためにまずは耐震診断というのは、子供たちの安心、安全を第一にしているとは思えません。なぜなら、既に尾白内小学校は浸水区域にあることが分かっているのですから、その危険から守ることをまずしなければならないではありませんか。目の前のはっきりしている危険を置いておいて、耐震診断しなくては安全かどうか分からないというのは、浸水区域にあるという目の前のはっきりしている危険に目をつぶっていることです。耐震診断より優先すべきは浸水区域にあるという目の前のはっきりしている危険に対し、応急処置も含めた対策をすることではありませんか。あわせて、尾白内小学校以上に厳しい状況にある

尾白内保育所に通う子供たちの安心、安全を守ることではありませんか。

グリーンピア大沼の補助金と尾白内小学校の耐震診断に関わり、お金の使い方、計画の進め方や在り方に問題があることを指摘し、一般会計予算案反対の討論といたします。

議員の皆さんのご理解、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 次に、修正案に対しての反対討論をお持ちの方。

山田議員、ちょっと待ってください。先ほど申し上げました。1人1回の原則でございますので……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） いや、そういうふうに考えていません。1人ずつやっていきます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 先ほど申し上げました。行政の議会委員会のマニュアルにおいて1人1回の原則ということで、そのような整理をさせていただきます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 申し訳ありませんけれども、議長の指示に従ってください。

（「駄目だ」の声あり）

（「駄目だべ、そんなの」の声あり）

○議長（野村 洋君） そのように図っていきますから。先ほど申し上げました。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） マニュアルに従ってやらせていただいておりますから。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 議長の指示に従ってください。ほかにいらっしゃるのではないですか。ほか……

（「最初からそう言いましたか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 申し上げましたけれども。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） いえ、基本的に1人1回の原則に従いますという話をしていますから。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと議場の中で暴言というか、不適切な発言はしないでください。

（「いや、議長、違うよ。今議長、休憩中だけど……」の声あり）

○議長（野村 洋君） 休憩していません。

（「休憩していないの」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 休憩しておりません。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時34分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、修正案に対する反対討論を受け付けます。

○2番(山田 誠君) 私は、議案第24号、令和3年度一般会計予算の修正案について反対いたします。

教育関係の各学校の耐震化については、安全性を確保することが極めて重要でございます。昭和56年以降の建築については、耐震診断が義務づけられております。先般北海道知事、道教育長から森町長に対し耐震化に向けての要請がなされてございます。町内全ての学校の耐震化が完了しなければ、老朽化の改修計画にも影響すること大であることは明白でございます。次代を担う子供たちが日々充実に学べるようその基盤となる教育環境を整備することは学校設置者の責務であり、その中で子供たちの安全、安心の確保は何よりも最優先に取り組む事項であると思っております。まずは、耐震診断の結果を踏まえながら様々な議論をすべきであって、結果が出ない前に想像的な議論をしているばかりは慎むべきではないでしょうか。今回の耐震診断予定の尾白内小学校は、地域のコミュニティの中核を担う学校施設であり、早急に耐震診断を実施すべきであります。したがって、私はこの修正案に反対するものでございます。

議員各位の良識ある賛同をよろしくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長(野村 洋君) 続いて、原案に対する賛成討論の発言を許します。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) いえ、順番からいくとそのようになるのです。ございませんか。原案に対しての賛成の討論、なければ続いていきます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 今、違う。違います。原案に対する賛成の討論です。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) すみません。議長の指示に従ってください。順番にやっておりますので。

(「だって、修正案の反対討論やったら修正案に対する賛成討論じゃないですか、次は。だって、とっ始めにやったのは原案に対する反対討論でしょう。次にやったのが……」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 41 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、原案に対する賛成討論がなければ次に行きますけれども、よろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） では、修正案に対する……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） あるのですか。

（「原案に対する賛成だべ」の声あり）

○議長（野村 洋君） そうです。

○10番（宮本秀逸君） 私は、この原案に賛成する立場から討論いたします。

一般会計の中で最も議論されたのがただいま修正案が出されました小学校の耐震診断でございました。駒ヶ岳小学校の耐力度調査、尾白内小学校と森幼稚園の耐震診断です。私は、早急にやるべきだと思います。未来を担う子供たちが毎日通って学び、楽しく生活している場です。歴史ある学校で学ぶ子供たちは、先輩たちが今日まで築いてきた地域との関わりや学校の伝統や現実的な課題等貴重な体験を積んでいきます。まずは、そういう子供たちの安全を担保することです。全道のほとんどの学校が100%取組が終わっている中で、森町だけがやらないでいいわけなどありません。地域や保護者の代表からも要望が上がっていると聞いております。もちろん子供たちの思いも様々なことがあるでしょうから、一日も早く実施して、次のステップへと進むべきです。少子化はまだまだ続きます。町の人口は今後20年以内に1万人を割り、合併時の半分になると予想されております。当然町づくりはこのことを念頭に置いて考えていかなければなりません。子供の保育や幼児教育の在り方、老朽化していく施設の更新計画、小学校の存続や統廃合もあり得ることも見据えて町づくりを考えていかなければなりません。令和3年度の学校の耐震診断や耐力度調査は、その第1段階だと考えます。喫緊の課題でございます。事業には、当然相応の費用がかかります。今さら申し上げるまでもなく、最少の予算で最大の効果を求めていくのが行政の予算執行の在り方です。その財源は国民の税金であり、寄附など善意によるものです。当局にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上申し上げて討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（河野文彦君） 修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

1年前にも同様の案件で討論させていただきました。学校運営協議会とは意見交換が進んでいるようですが、一番の主役であるはずの保護者や子供たちとの意見交換がされていません。そして、実際に尾白内小学校へ通学している東森地区、港町地区には1年前と同

様に一切の説明もせずに今日に至っております。教育委員会では東森、港町から尾白内小学校への通学者は存在しないので説明の必要はないと発言しておりましたが、先日の予算委員会の答弁の中で発言の訂正をされました。本当に東森、港町の子供たちを忘れていたのなら、改めて地域に説明する必要があると考えます。学校運営協議会の議事録を拝見いたしました。修正案の提案理由が統廃合を前提にされているかのように説明されていますが、保護者、子供たち、地域全体への説明不足が最大の原因であると私は考えています。尾白内小学校に関わる全ての方が学習環境、安全性、コミュニティなど様々な要素について意見交換を行うことが必要なのではないでしょうか。そういった意見交換の中で間もなく60年を迎える校舎についても様々な意見が聞かれると思います。浸水エリアであることも改めて議論されると思います。そういった議論の中で現在の校舎の延命化、尾白内地区内での新築、統廃合など皆様に描いた未来像に寄り添い、実現していくのが行政の役割なのではないでしょうか。教育委員会では耐震化工事が終わってから津波浸水エリアを考慮し、その時点で学校の在り方も含めて地域の方々へ話せばよいと発言しておりますが、本当に子供たちの安心、安全を考えるなら、今同時進行すべきではないでしょうか。誰一人取り残さない、そんな配慮が必要なのではないでしょうか。

先月尾白内小学校の視察が行われて、私が通学していたときと変わらない校舎と廊下に掲げられた小学校時代の自分の写真と同級生の写真を見て、自分にとっての歴史がこの校舎に刻まれていると改めて確信しました。非常に思い出と愛着のある学校であるのは、尾白内地区の先輩から今通学している子供たちまで同じであります。校舎が存続しても新築されても統廃合されても変わらない誇るべき思い出であります。しかし、責任者の私たちが最も重要視しなければならないのは、私たちの思い出ではなく、安全、環境含めた子供たちが生き生きと学習できる場の創出であります。誇るべき教育行政の実現のためにも皆さんの意見にいま一度耳を傾ける必要があると思いますので、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、修正案に対する賛成討論といたします。

○議長（野村 洋君） どうですか。ほかに討論ございますか。よろしいですね。

（「反対があります。修正案に反対もあります」の声あり）

○議長（野村 洋君） 修正案に反対。

（「いいですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと待ってください。順番にいくしかないのですけれども、繰り返して。

それでは、続いて、まず順番にいきますから。まず、原案に対する賛成討論ということになりますけれども、ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） では、次行きます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論ということで、その中で修正案に対する反対討論ですか。

○4番（高橋邦雄君） 私は、修正案に対して反対の立場で討論させていただきます。

令和2年度森町一般会計予算の一部である尾白内小学校屋体耐震診断業務委託料について修正動議を提案された際、原案に対して疑念を持たれた議員の方の多くの意見として、最優先事項として保護者、地域の意向を聞き取り、その後耐震診断調査を行ってはよいのではとの意見が多数である。それに伴い理事者側も地域住民、保護者等の意見を聞き取りをした結果、子供の安全のためにもぜひとも早急に取り組んでほしいとの意向と、さらに要望書も提出されております。文部科学省、北海道知事、北海道教育委員会等、構造体の耐震化が未完成の学校設置者においては児童生徒等の安全確保に最優先で取り組んでいただきたいとの要請文も出されております。私たち議員が最優先すべきことは、未来を担う子供たちの安全、町民が安心して暮らしを営める町づくりではないのでしょうか。次代を担う子供たちが日々充実して学べるようその基盤となる教育環境を整備することは、子供たちの安全確保は何よりも最優先に取り組むべき事項ではないのでしょうか。今回原案に対して異論を唱え、執行されなかった場合、保護者、地域の皆様に対してどのように説明できるのでしょうか。地域、保護者から耐震診断調査は必要ないとの声、要望が上げられている事実はあるのですか。地域、保護者の思いを置き去りにした考え方でこの先の子供たちの安心、安全を守っていけると考えますか。地域、保護者の思いを置き去りにするようなことはあってはなりません。町長の進める町民主導の町づくりを目指していけるのですか。

先般予算等審査特別委員会の審議の中で耐震調査に対して審議をされるにもかかわらず、津波災害等の内容を話され、災害等の審議をするのはまず耐震診断調査を行い、後に審議されるものであります。また、駒ヶ岳小学校屋体耐力調査、森町幼稚園耐震診断調査も提案されており、2校を認め、尾白内小学校耐震診断調査に対して認めないということはどのような考えであるのか。森町議会の考え方が町内、道内外に配信され、議員、教育環境に対する認識が問われていると言っても過言ではありません。一刻も早い耐震診断調査の完了に着手しなくてはなりません。

議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） どうですか。ほかにございますか。討論ございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、討論を終わります。

ただいま……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 討論あるのですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ありますか、原案に対しての。挙手をしていただければあれなのですけれども。

（「しています」の声あり）

○議長（野村 洋君） していた。

（「していました」の声あり）

○議長（野村 洋君） ごめんなさい。ちょっとあれですね。

では、ちょっと待ってください。原案に対する賛成討論ですね。原案に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（加藤 進君） 私は、議案第24号の原案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

幼稚園を含む小学校、中学校の学校施設については、地震防災対策特別措置法において耐震診断の実施が義務づけられております。つい先月も東北地方で最大震度6強の地震が発生しており、いつどこで何が起きるか分からない地震に対して万が一耐震改修が行われていない学校の施設で子供たちの生命に何かあった場合、いかなる理由も通用しないことは我々議員誰もが理解をしなければならないことだと思います。先ほど3.11の大川小学校の例が出ていましたけれども、私は防災の観点から大川小学校を挙げることは笑止千万、森町が3.11の地震の際に何か被害があったのでしょうか。地形が違います。大川小学校と同じ地形であれば、それは津波は招来していたと思いますけれども、比較するほうが私はおかしいのではないかと思います。学校施設の耐震化に向けた調査を行おうとするときに子供の命を危険にしてまで耐震化に向けた調査をさせないということは、人として命を保証しないことになることをいまだに理解をしていない。そのようなことは、絶対にあってはならない。子供の命を軽視してはならないのであります。学校施設の耐震化に向けた調査については、子供たちの安全性を担保する第一歩であり、今後の学校の方向性を導くためにも早急に取り組むことが必要不可欠であります。議員の方々には子供の安全性を守るためにも学校施設の耐震化に向けた耐震調査の重要性を十分に理解していただきたく、議員各位のご理解を賜り、原案に賛成するものでございます。

議員の方々に対しては常識的な考えでご賛同お願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは、原案に対する賛成討論終わりましたので、続いて修正案に対する賛成討論ということで誰かございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） では、これで討論を終わります。

ただいまの議案第24号 令和3年度森町一般会計予算に対する修正案について採決を行います。

まず、本案に対する斉藤優香君外7人から提出された修正案につきまして採決を行います。

お諮りします。修正案を決することに賛成の方は起立願います。

（「議長、提案事項です」の声あり）

◎動議の提出

○議長（野村 洋君） 何でしょうか。ちょっとお待ちください。今議長が提案中でございますので。

（「動議です」の声あり）

○議長（野村 洋君） 動議ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 誰か動議の、高橋議員から出されておりますけれども、何の動議なのでしょう。

（「採決につきまして無記名投票を提案します」の声あり）

○議長（野村 洋君） ただいま高橋議員からこの採決の方法について無記名投票という提案がございましたけれども、発言がありましたけれども、これに賛同する方いらっしゃいますか。

（「はい、賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、今の案につきましては過半数の賛成が必要となるということ……

（「議長、ちょっといいですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時03分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、ちょうど12時過ぎましたので、1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでまず、動議が高橋邦雄君から提出されました。それでまず、この動議に対しまして賛同の方1人以上ということになりますけれども、誰か賛同する方いらっしゃいますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 分かりました。それでは、一応今動議が成立しましたので、この結果を皆様方にもう一度伺いするということで、この高橋邦雄君から出されました動議に対して、無記名投票でしてくださいという動議が出されました。これが成立しましたの

で、この無記名投票、俗に言う投票でする方法に賛成のする方の起立をお願いします。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立少数でございます。

よって、この動議は却下されました。

ということで、進めていきます。

ではまず、本案に対する斉藤優香君外7人から提出された修正案につきまして採決を行います。

お諮りします。修正案を決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。修正議決部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

ということで、議案第25号 令和3年度森町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 令和3年度森町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 令和3年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数です。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 令和3年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決定しました。

議案第33号 令和3年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 結構です。起立多数であります。

議案第33号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第34号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、畑作構造転換事業において国庫補助を受ける機会を失い、損害を受けた農業者の方に対し町が賠償金を支払うこととなった不祥事に係る町長及び副町長の管理監督責任についてであります。

裏面を御覧ください。町長及び副町長の令和3年4月分の給料月額からそれぞれ10%減額しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第34号に対する質疑を許します。

○11番（檀上美緒子君） 今説明がありましたように、2月の時点での問題なのです。ということは、今現在の町長並びに副町長の責任というよりは管理監督の責任というのは前町長並びに前副町長の責任があるものであって、今の町長と副町長に責任を取らせるといのはちょっと酷かなとは思いつつも、現在町長並びに副町長だということでの責任を取りたいということだとは思いますが、それはそれとして分かるのですけれども、いわば今言った本当に責任管理、監督の責任のある前町長や前副町長の責任というのはこれはどういう形で取っていただくものなのか、その辺りについてお聞きします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

議員のご質問の件ですけれども、やはりまずは前任の町長、副町長におかれましてはもう既に退任なさっているということでございます。町政につきましてはずっと継続しているということでございますので、このたびやはり私ども理事者が責任を取るべきと判断しているところでございます。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） ですから、それは分かるのです。問題は、だから実際に管理監督責任を怠ったという、もう辞められていらっしゃるお二人の責任ということなのです。というのも、ちょっと話飛んで申し訳ないですけども、山田広報官の、国会で問題になっていて、もう辞めているから調査はしないのだと最初国会答弁していたのです。けれども、併せてやっぱり現職の役職に就いているときの責任だから、それについては調査の対象になるというふうにして国会での答弁は変わってきているのです。そういうようなこ

とから、もうお辞めになったから在職中の責任についてチャラにするというのは私やっぱりちょっと腑に落ちないのです。だから、その辺り、現在の町長、副町長が責任を、今言われたように、継続してやられるということは本当にある意味申し訳ない思いでいっぱいなのですけれども、そういう立場上責任を取りますということはよろしくお願いしますという形にはなるのですが、今私が問題にしているのは実際の管理監督責任のあった方々に対する対応というか、責任を何らかの形で取ってもらうということは不可能なことなのではないでしょうか。その点をお願いします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、やはり前町長、副町長におかれましてはもう既に退任をしているということでございますので、現在の理事者である私どもが責任を取ることをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

（「辞めれば許されるの」の声あり）

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第35号 森町中小企業特別融資利子補給費基金条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） それでは、議案第35号、森町中小企業特別融資利子補給費基金条例の条例制定についてご説明いたします。

本案は、森町中小企業特別融資利子補給費基金条例を次のように定めようとするものです。

裏面を御覧願います。第1条では、設置の目的として森町新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子補給制度により発生する利子を補給支援するために当該基金を設置するも

のです。

第2条から第7条におきましては、積立て、管理、運営益金の処理、繰替え運用、処分、委任について定めております。

また、施行期日につきましては、公布の日からであります。

資料ナンバー15を提出しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第35号に対する質疑を許します。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第36号 令和2年度森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案36号についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度森町一般会計補正予算の第16回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,599万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ145億172万5,000円にしようとするものです。

繰越明許費の設定は第2表、地方債の補正は第3表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の1億8,290万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、各種事業に充当しようとするものです。

同じく目2民生費国庫補助金の減額は、学童保育施設における小学校の臨時休業時の特別開所加算分を当初は全額国庫補助金で見込んでおりましたが、負担割合が国、道、町それぞれ3分の1となったことから、減額しようとするものです。

同じく目3教育費国庫補助金では、小中学校の感染症対策などの学校教育活動支援事業に係る国庫補助金を計上しております。

次に、款16、道補助金は民生費国庫補助金で説明した学童保育施設の特別開所加算分の

道補助金を計上しております。

次に、款19繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金6,026万5,000円は補正財源として、地域振興基金からの繰入金の減額は次の項目で説明します町債を森町社会福祉協議会の補助金に充当することにより減額となるものです。また、ふるさと応援基金からの繰入金の減額は、各種充当事業費の確定により計上するものです。

次に、款22町債、項1町債、目8減収補填債の1,338万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る減収が生ずる地方消費税交付金等をはじめとする7税目について令和2年度限りの措置として減収補填債の税目に追加されたことから、借入れを行い、森町社会福祉協議会の補助金に充当しようとするものであります。

次に、8ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2総務費の1,246万2,000円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、公共施設に体温検知機能付カメラ及び非接触式体温計を整備しようとするものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして、令和3年度で執行しようとするものです。資料ナンバー11を提出しております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費の108万4,000円は、介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

続いて、項2児童福祉費では新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を学童保育施設の特別開所加算分の町負担分に充当しようとするものです。資料12を提出しております。

次に、款6農林水産業費の2,292万2,000円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、資源増大対策事業と未利用資源活用試験事業をそれぞれ支援しようとするものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして、令和3年度で執行しようとするものです。資料ナンバー13及び14を提出しております。

次に、10ページの款7商工費の3,326万円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、議案第35号で説明した森町中小企業特別融資利子補給費基金に積立てしようとするものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして、令和3年度で積立てしようとするものです。資料ナンバー15を提出しております。

次に、款8土木費の6,000万円は、2月中旬から3月上旬にかけての降雪により予算不足が見込まれるため除雪業務委託料を補正しようとするものです。

次に、款10教育費、項2小学校費の1,075万5,000円及び次ページの項3中学校費の551万5,000円は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、消毒用アルコールなどの購入と教職員用の端末を更新する費用を計上するものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして、令和3年度で執行しようとするものです。資料ナンバー16及び17を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第36号に対する質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第36号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第6、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第37号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第37号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(金丸義樹君) それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。
本案は、令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,117万円にしようとするものでございます。

繰越明許費の設定は4ページ、第2表の記載のとおりでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金108万4,000円の追加は、歳出にて説明します費用へ充当しようとするものです。

次ページの8ページ、9ページをお開き願います。款1総務費及び款2事業費、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたさくらの園新型コロナウイルス感染症予防推進事業により新型コロナウイルス感染症を予防し、入居者の安心、安全を確保しようとするものです。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費の消耗品は、事務職員6名の制服を整備しようとするものです。節17備品購入費は、職員の制服が整備されようとしていますので、職員専用の制服を園内で洗濯する洗濯乾燥機と園内のロビーが乾燥しがちなため加湿器を購入し、加湿に努めようとするものです。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節10需用費は、医務職員3名分の制服及び消毒液、デジタル温湿度計、酸素飽和度測定器をそれぞれ購入しようとするものです。本予算につきましては全額明許繰越しをして、令和3年度にて事業を執行しようとするものです。資料ナンバー18を提出しておりますので、ご

参照ください。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第37号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 選挙第1号

○議長（野村 洋君） 日程第8、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、堺要夫さん、岡田康帆さん、吉崎潤美さん、青山雅洋さん、以上の方を指名いたします。

選挙管理委員補充員には、第1順位、森健一郎さん、第2順位、島津孝男さん、第3順位、金谷義範さん、第4順位、谷内絢子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堺要夫さん、岡田康帆さん、吉崎潤美さん、青山雅

洋さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

森健一郎さん、島津孝男さん、金谷義範さん、谷内絢子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第9 選任第1号

○議長（野村 洋君） 日程第9、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、常任委員の指名を行います。

各常任委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊池一夫君） それでは、朗読します。

まず、総務経済常任委員会、8名でございます。まず最初に、山田誠議員、佐々木修議員、加藤進議員、東隆一議員、河野文彦議員、宮本秀逸議員、斉藤優香議員、野村議長。

続きまして、民生文教常任委員会、8名でございます。菊地副議長、高橋邦雄議員、伊藤昇議員、堀合哲哉議員、檀上美緒子議員、木村俊広議員、久保友子議員、松田兼宗議員、以上でございます。

それと、広報広聴常任委員会は15名ということで、議長を除く15名となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり各常任委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 2時02分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に山田誠君、副委員長に佐々木修君、民生文教常任委員会委員長に木村俊広君、副委員長に久保友子君、広報広聴常任委員会委員長に斉藤優香君、それから副委員長に檀上美緒子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

(議長、副議長と交代)

再開 午後 2時04分

○副議長（菊地康博君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第10 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（菊地康博君） 日程第10、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

総務経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞退したい旨の申出があります。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○副議長（菊地康博君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務経済常任委員会委員の辞任については許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

(副議長、議長と交代)

再開 午後 2時06分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 選任第2号

○議長（野村 洋君） 日程第11、選任第2号 議会運営委員会委員の選任について行います。

森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員の指名を行います。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊池一夫君） それでは、報告いたします。

加藤進議員、河野文彦議員、宮本秀逸議員、高橋邦雄議員、伊藤昇議員、堀合哲哉議員、以上でございます。

あと、副議長がメンバーになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） ただいま朗読したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に宮本秀逸君、副委員長に加藤進君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第12 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第12、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第12、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第13、意見書案第2号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第13、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第14、意見書案第3号 国民健康保険料（税）の子供均等割り減免に関する意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第14、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第15、意見書案第4号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第15、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第17 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第17、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しましたので、令和3年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

長期間にわたりご審議をいただき、ご苦勞さまでございました。

休会 午後 2時15分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和３年３月１２日

森町議会議長

森町議会副議長

森町議会議員

森町議会議員